ご契約のしおり

この「ご契約のしおり」はご契約に関する重要なことがらを記載しておりますので、ぜひご一読くださいますようお願いいたします。

- 夫婦保険への特約の中途付加
- 夫婦年金保険付夫婦保険への特約の中途付加
- 夫婦年金保険への特約の中途付加



ご契約のしおり

約款

目 次

	ご契約のしおり			おり」はご契約内容について、ぜひ知って きたい重要な事柄を説明しております。)
*	ご利用目的別目次 ・・・・・・・・				3
*	主な保険用語のご説明・・・・				3
*	お願いとお知らせ・・・・・・・				0
		881.	۸ ـــ ۱ ــ ۱ــ		
*	お手続きやご契約に関するお	可しい	古わせ	168	Ö
	特約		第9	身体障がい等級表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
heter at	# _ + = = = = = = = = = = = = = = = = = =		第10	身体の部位の名称 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
弗 1	基本契約ごとに中途付加することが				7
	できる特約の種類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24		保険金などのお支払い	_
第2	各特約の保障内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25	第 1		46
1	災害特約の保障内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・	25	1	特約に関してお支払いする	10
2	無配当傷害入院特約の保障内容・・	26	2		46 47
3	無配当疾病傷害入院特約の		3	保険金などをお支払い	+ /
	保障内容 ·····	28	Ü		47
			4	保険金などをお支払いできる事例と	
第3	各特約に共通の事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32		お支払いできない事例 ・・・・・・・・	48
1	特約の保険期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32			
2	特約保険料のお払込み ・・・・・・・・	32	第2	保険金の受取人および	
3	特約の失効 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32			50
4	特約の復活 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32	1		50
5	特約保険料のお払込みの免除 ・・・・	33	2		51
			3		52
第4	特約の変更	34	4	特約保険金のご請求に	
1	基本契約の変更に伴う	0.4		必要な書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
2	特約の変更 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 特約保険金額の	34		7 0 10	7
_	増額・減額変更 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34		その他	
3		• 1			
	同時に(有配当)入院特約を解約		第 1		56
	する場合の特則‥‥‥‥	34	1	お払込みになった	
w	左张大士 (上班 D) (0 = 0 1 0 m T B	25	_		56
第 5	年齢または性別の誤りの処理 ・・・	35	2	お受け取りになった保険金に対する	
第6	特約の解約と返戻金のお支払い・・・	35	0	A. I.	57
1	特約の解約 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35	3	返戻金に対する課税関係 ・・・・・・・・!	57
2	特約返戻金のお支払い	35			- 0
w		20	第2	7070	58
第7	特約契約者配当金のお支払い	36	1		58
第8	身体障がいなど ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37	2	保険金受取人の相続人が	F.0
75 0	不慮の事故・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37		保険金受取人となる場合 ・・・・・・・ 5	58
2	- 1/200 F (A) 薬物依存 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	38			

約款

「ご契約のしおり」と併せてお読みいただき、ご契約内容 を正確にご理解いただきますようお願いいたします。

特約種類ごとの約款

災害特約条項	60
無配当傷害入院特約条項 ·····	76

● 無配当疾病傷害入院特約条項 … 91

お取扱いに関する約款

● 指定代理請求特則条項 · · · · · · 110

ご利用目的別目次

ご契約について次のようなことがあった場合や、契約内容について確認が必要な場合には、該当するページをご覧ください。

保険用語の意味について知りたい	十た保険用語のプ説明
体険用品の意味に ブいて知りたい	主な保険用語のご説明 P8
加入できる保険金の限度額につい て知りたい	保険金、年金および特約保険金の 加入限度額 P10
お申込みを撤回したい	お申込みの撤回 (クーリング・オフ制度) P12
告知義務について知りたい	被保険者の健康状態など の告知 P11
いつから保障が開始するのか知りたい	中途付加した特約の 責任開始時 P14
保険金がもらえるのはどんなとき か知りたい	お支払いする保険金など P46
保険料の払込免除について知りたい	特約保険料のお払込みの免除 P33
保険金の請求には何を用意すれば よいのか知りたい	特約保険金のご請求に 必要な書類 P53
保険金はだれが請求できるのか知 りたい	保険金の受取人および 保険金の受取方法 P50
転居した場合の手続きについて知りたい	その他 (当社からのお願いとお知らせ) P21

契約の保障内容を見直したい 基本契約の変更に伴う 特約の変更 P34 生命保険料控除や、保険金にかかわ 税金 P56 契約者配当金がいつもらえるのか 知りたい P36

主な保険用語のご説明

このしおりをお読みいただく上でご参考になる「主な保険用語のご説明」

カ

加入年齡

●被保険者のご加入時の年齢のことであり、出生の月から契約日の属する月まで月をもって計算し、1年未満の端数については6か月以下は切り捨て、6か月を超えるものは切り上げます。ただし、特約を中途付加する場合(保険料の一時払い夫婦年金保険などに中途付加する場合を除きます。)の特約の契約日の加入年齢は、付加する基本契約の加入年齢に、基本契約の契約日の属する月の翌月から中途付加する特約の契約日の属する月までの期間を加えて計算します。

(例) 36歳7か月の被保険者の加入年齢は37歳となります。 (ただし書きの場合は、加入年齢は36歳7か月となります。)

+

基本契約と特約

●保険契約のベースとなる部分を基本契約といい、特約は基本契約の保障内容をさらに充実させるためや、基本契約と異なる特別なお約束をする目的で基本契約に付加するものです。なお、特約のみでは契約はできません。

ケ

契約応当日

■ご契約後の保険期間中に迎える毎年または毎月の契約日に応当する日(その月にその応当日がない場合には、その月の翌月の1日)をいいます。ただし、中途付加する特約の契約応当日が、付加する基本契約の契約応当日と異なるときは、その基本契約の契約応当日を中途付加する特約の契約応当日とみなします。

契約者配当金

→決算に基づき、ご契約ごとに割り当てられる、または割り当てられたお金をいいます。

契約日

●通常は責任開始の日をいい、保険期間などの計算の基準日となります。ただし、保険料のお払込方法(経路)によっては契約日と責任開始の日が異なる場合があります。

 \neg

告知義務と 告知義務違反

●被保険者または保険契約者は、お申込みに際して、当社所定の質問表に掲げる質問事項に回答することにより、ご自身の健康状態などを正しく告知していただく義務があり、これを「告知義務」といいます。もし、事実を告知されなかったり、真実でないことを告知された場合には、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。

シ

失効

●保険料払込猶予期間(払込時期経過後ただちに保険契約の効力を失わせることなく、保険料の払込みを猶予する期間のことをいいます。)内に保険料のお払込みがないことにより、ご契約の効力が失われることをいいます。

セ

責任開始時 責任開始の日

●申し込まれた契約の保障が開始される時期を「責任開始時」 といい、その責任開始時の属する日を「責任開始の日」とい います。

責任準備金

●将来の保険金などをお支払いするために、保険契約者が払い 込む保険料の中から積み立てられるお金をいいます。

タ

第1回保険料相当額

■ご契約のお申込みの際にお払込みいただくお金をいい、ご契 約が成立した場合には、第 1 回保険料に充当されます(保険 料充当金ともいいます。)。

٢

特則

●普通保険約款に記載されている内容と異なる特別なお約束をする目的で基本契約に付加(適用)する契約内容をいいます。

11

払込時期

●毎回の払込保険料をお払込みいただく期間をいい、月ごとの契約応当日(契約応当日がない場合は、その月の末日とします。)の属する月の1日から末日までをいいます。

۲

被保険者

●その人の生死などが保険の対象とされる方です(その方の生存 や死亡などに関して保険金が支払われます。)。また、特約では、 その方の疾病や傷害による入院などに関して保険金が支払わ れます。



返戻金

■ご契約を解約された場合などに、保険契約者にお支払いするお金のことをいいます。ご契約後短期間などの場合は返戻金がない場合やごく少ない金額となる場合があります。

木

保険金

●被保険者が所定の事由に該当したとき、または被保険者のお身体が特定の状態に該当し、一定期間継続したときに、お支払いするお金のことをいいます。

保険金受取人

●保険金の支払事由が発生した場合、保険金を受け取る方をいいます。

保険金の支払事由 (保険事故)

●保険期間中における被保険者の死亡、保険期間中における被保 険者の一定期間の生存、保険期間の満了などの保険金が支払わ れることとなる事由(事故)をいいます。

保険契約者

●当社と保険契約を結び、保険契約上の権利(例えば、契約の変 更などの請求権)および義務(例えば、保険料支払義務)を有 する方をいいます。

保険証券

■ご契約の保険金額や保険期間など契約内容を具体的に記載したものです。今後、保険金などをお受け取りになる際などに必要となりますので、大切に保管してください。

保険料

●ご契約に基づき基本契約に係る保険金および特約保険金をお支払いすることの対価として、保険契約者にお支払いいただくお金をいいます。

ヤ

約款

■ご契約の締結からご契約の消滅までの取り決め(契約内容)を 規定したものをいいます。

お願いとお知らせ

1 当社の業務委託

当社は、保険契約の募集業務、保険料の収納業務、保険金の支払請求の受付などの業務の一部を郵便局株式会社に委託しています。

2 保険金、年金および特約保険金の加入限度額

当社の保険契約については、法律および政令により、被保険者1人について加入できる保険金額および年金額の限度(加入限度額)が定められています。

このため、この加入限度額を超えたお申込みがあった場合は、そのお申込みをお断りすることとなります。

なお、ご契約または特約の締結後に加入限度額の超過が判明した場合には、ご契約または特約 を解除することがあります。この場合には、保険金などのお支払いを行うことができずに、また は保険料のお払込みの免除ができませんので、お客さまに不利益となります。

また、被保険者が簡易生命保険契約(独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が日本郵政公社から承継した簡易生命保険の保険契約のことをいいます。なお、当社が引き受ける生命保険の契約は、簡易生命保険契約とは異なります。)にご加入されている場合には、当社の生命保険に加入できる保険金額および年金額は以下の金額から簡易生命保険契約の保険金額を差し引いた額となります。

(1) 基本契約の保険金額の加入限度額

- 〇被保険者が満 15 歳以下のとき・・・700 万円
- 〇被保険者が満 16歳以上のとき・・・1,000万円 ただし、被保険者が満 20歳以上 55歳以下の場合は、一定の条件(契約日から起算して4年以上経過したご契約がある場合など)の下に、累計で1,300万円までご加入になれます。
- (2) 年金額(介護割増年金額を除きます。)の加入限度額

年額 90 万円 (初年度の基本年金額) (夫婦年金保険および夫婦年金保険付夫婦保険の配偶者である被保険者に係る額を除きます。)

(3) 特約保険金額の加入限度額

- 〇災害特約および介護特約・・・合わせて 1,000 万円
- 〇傷害入院特約、疾病入院特約、疾病傷害入院特約、無配当傷害入院特約および無配当疾病 傷害入院特約・・・災害特約および介護特約とは別に、合わせて 1,000 万円

なお、この場合の被保険者の年齢は、加入年齢の計算による年齢とは異なり、満年齢で計算します。

3 被保険者の健康状態などの告知

【健康状態などの告知にあたってご留意いただきたい事項】

当社は、お客さまから正しい告知をいただくために、告知を受領する際にお客さまに特にご留意いただきたい事項を、ご契約に関する注意事項(注意喚起情報)、質問表(告知書)などに記載しています。

保険契約のお申込みにおいて健康状態などを告知していただく場合は、次の点にご留意ください。

(1) 告知をしていただく義務について

無配当疾病傷害入院特約の被保険者には健康状態などについて告知をしていただく義務があります。

- ○生命保険は多数の人々が保険料を出しあって相互に保障しあう制度です。したがって、 初めから健康状態の悪い人が加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。 ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名、治療期間など)、現在の健康状態、身体の 障がいの状態などについて書面(質問表(告知書))でお尋ねすることについて、事実を ありのままに正しくご記入(告知)ください。
- ○当社の商品を取り扱う生命保険募集人に対し、口頭でお話しされても告知していただい たことにはなりませんのでご注意ください。

(2) 告知義務違反について

告知していただく内容は、質問表(告知書)に記載してあります。もし、これらについて、 悪意または重大な過失によって、その事実を告知されなかったり、真実と違うことを告知された場合、原則として責任開始の日から起算して2年以内であれば、当社は「告知義務違反」 として特約を解除することがあります。

この場合には、原則として保険金などのお支払いを行うことができませんので、お客さま に不利益となります。

なお、当社が解除の原因を知った日から1か月間契約の解除を行わないときは、当社は特約を解除することはできません。

- ○責任開始の日から起算して2年を経過していても、保険金の支払事由などが2年以内に 発生していた場合には、特約を解除することがあります。
- ○特約を解除した場合には、たとえ保険金などの支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできませんし、保険料のお払込みを免除する事由が発生していてもお払込みを免除することはできません(ただし、保険金などをお支払いする事由または保険料のお払込みを免除する事由について、解除の原因となった事実によらない場合には、保険金などをお支払いし、または保険料のお払込みを免除します。)。この場合には、解除の際にお支払いする返戻金があれば保険契約者にお支払いします。

また、当社は、既に保険金などをお支払いした場合にはその保険金などの返還を請求し、既 に保険料のお払込みを免除した場合にはそのお払込みの免除を取り消し、お払込みいただく べき保険料のお払込みを請求することができます。

上記の特約を解除する場合以外にも、特約の締結状況などにより、特約を無効とし、保険 金などをお支払いできないことがあります。

〇例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症、現在症などについて故意に告知をされなかった場合」など、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による無効を理由として、保険金などをお支払いできないことがあります。この場合、責任開始の日からの年数は問いません(告知義務違反による解除の対象

<u>外となる2年経過後にも無効となることがあります。)。また、既にお払込みいただいた</u> 保険料はお返ししません。

(3) 傷病歴などがある方でもお引受けできる場合があります。

当社では、保険契約者間の公平性を保つため、保険金のお支払いの発生率に応じたお引受けを行っております。傷病歴などを告知された場合、特約をお断りすることもございます(当社では、慢性疾患に罹患した方などを対象とした「特定養老保険」を販売しています。)が、告知された傷病歴などの内容によっては、お引受けすることがあります。

なお、傷病歴などを告知された場合は、支店または郵便局(郵便局株式会社)の担当者から、ご契約のお申込後に告知内容についてご確認させていただく場合があります。

(4) 無配当疾病傷害入院特約の中途付加と同時に(有配当)疾病傷害入院特約を解約する場合の特則(告知に関するもの)

平成19年10月1日から平成20年7月1日までの間を契約日(責任開始の日)とする(有配当)疾病傷害入院特約が付加されている一定の基本契約において、一定の条件(34ページをご覧ください。)のもとに、この(有配当)疾病傷害入院特約を解約すると同時に、無配当疾病傷害入院特約の付加をお申込みする場合の告知の取扱いは、次のとおりとなります。

- 〇中途付加のお申込みが解約する(有配当)疾病傷害入院特約の責任開始の日から起算して、2年を経過するまでの間になされたときは、無配当疾病傷害入院特約に関する告知は不要となります。
- 〇なお、解約前の(有配当)疾病傷害入院特約の締結時などの告知内容については、無配当疾病傷害入院特約が引き継ぐこととなり、上記(2)の「告知義務違反」により、無配当疾病傷害入院特約を解除することがあります。

4 被保険者の同意など

特約の中途付加などのお申込みには、被保険者の同意が必要です。被保険者の同意がない場合には、お申込みいただいた特約は無効となります。

また、被保険者の正当な加入年齢が特約に加入できる年齢の範囲外である場合にも、特約は無効となります。

5 特約の中途付加などのお申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

特約の中途付加などのお申込者(契約締結後は保険契約者)は、「特約の中途付加などの申込日」または「第1回保険料(第1回保険料相当額)の領収証の受領日」のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面(※)によるお申し出により、特約の中途付加などのお申込みを撤回(契約締結後は解除)することができます。この場合には、お払込みいただいた金額をお返しします。

特約の中途付加などのお申込みを撤回される場合には、撤回をされる方が正当な権利者(申込者または保険契約者)であることを証明できる書類(健康保険被保険者証、運転免許証など(原本))をご持参の上、次の事項を記載し、記名押印した書面を前記の期間内に支店または郵便局(郵便局株式会社)にご提出、または郵送してください(郵送の場合は、8日以内の消印有効)。

(※) お申込みを撤回する際の書面には、以下の内容をご記入ください。

〇お申込みを撤回する旨、申込撤回年月日、特約の中途付加などのお申込みの年月日、保

険種類、保険金額、保険料額、特約種類、特約保険金額、特約保険料額、申込者の住所 および氏名、被保険者の氏名、保険証券の記号番号(保険証券がお手元にある場合は、 ご持参ください。)

特約の中途付加などのお申込みを撤回された場合において、その後、特約の中途付加後の保険 証券がお申込者あてに送付されることがあります。この場合は、大変お手数ですが、行き違いで 送付された保険証券は無効となりますので、支店または郵便局(郵便局株式会社)にお渡しいた だきますようお願いします。

6 生命保険募集人

(1) 保険契約締結の「媒介」と「代理」について

生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約が成立します。

生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾をすれば保険契約は成立します。

(2) 当社の商品を取り扱う生命保険募集人について

当社の商品を取り扱う生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して当社が承諾したときに成立します。また、保険契約の成立後に契約内容の変更などをされる場合にも、原則として当社の承諾が必要となります。

【当社の承諾が必要な契約内容の変更などの例】

- ○基本契約または特約の復活
- 〇特約の中途付加
- ○保険金額または特約保険金額の増額など

7 本人確認のお願い

当社の生命保険契約に関する一定のお取扱い(次の(1)に掲げるお取扱い)をする場合には、「犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)」に基づき、保険契約者などのご本人であることを証明する書類の提示を受け、ご本人であることを確認させていただくこととなります。

なお、ご本人であることが確認できない場合には、お手続きをお取扱いできません。 詳しくは、かんぽコールセンター(0120-552950)にお問い合わせください。

(1) 当社の生命保険の本人確認が必要なお手続き

当社は、次のお取扱いを行う場合、ご本人であることをご確認させていただきます。

- ア 次に掲げる保険契約の「新規申込み」、「年金または返戻金のお支払い」および「保険 契約者の変更 (新しく保険契約者になられる方についてご本人であることの証明書類の 提示が必要です。)」
 - ○満期保険金を支払う旨が定められている保険契約のうち、満期保険金額が保険料払込 総額の80%以上となる保険契約
 - ○終身保険契約のうち、保険料を全期間分前納払込みするもの
 - 〇年金保険契約 (特約を付加された場合に一部対象外となります。)
- イ 一度に金額が200万円を超える現金または小切手によるお取扱い(保険料のお払込み、

満期保険金、生存保険金、死亡保険金、年金、返戻金または貸付金のお支払い、貸付金の弁済など)

(2) 証明書類

提示していただく証明書類としては、次の書類(いずれも氏名、住所および生年月日が記載されているものに限ります。)がございます。

なお、代理人の方などご本人以外の方がお手続きをされる場合には、保険契約者などご本人についての証明書類のほか、代理人についての証明書類も提示していただくこととなりますので、ご注意ください。

○運転免許証

〇国民年金手帳、身体障がい者手帳など

〇旅券 (パスポート)

○国民健康保険被保険者証、船員保険被保険者証など

8 中途付加した特約の責任開始時

特約の中途付加などのお申込みを承諾させていただくかどうかについては、お申込みいただいた後、加入限度額、健康状態などに関する告知内容、生命保険募集人による面接観査、過去のご契約のお申込み、入院保険金などのご請求内容などを考慮して判断させていただきます。

特約の中途付加などのお申込みを当社が承諾した場合には、第1回保険料(第1回保険料相当額)のお払込みおよび告知がともに完了したときから、当社はご契約上の責任を負います。中途付加などする特約の契約応当日が、付加する基本契約の契約応当日と異なるときは、その基本契約の契約応当日を中途付加などする特約の契約応当日とみなします。

また、特約の中途付加などのお申込みの承諾の通知に代えて後日に保険証券をお届けします。お受け取りになられたらお届けする保険証券に記載されている保険種類、保険金額、年金額、特約種類、特約保険金額、氏名、性別、生年月日、その他の記載事項についてお確かめください。

なお、ご不明な点などがございましたら、かんぽコールセンター(0120-552950)にお問い合わせください。

現在のご契約の「解約・減額を前提とした特約の中途付加などのお申込み」を ご検討のお客さまは、不利益になる事項もありますのでご注意ください

現在のご契約を解約またはその保険金額を減額し、特約の中途付加などのお申込みをご検討されているお客さまは、次の点にご注意ください。

- 〇現在のご契約を解約、減額された場合にお支払いする返戻金の額は、多くの場合、お払込み いただいた保険料の合計額より少ない金額となります。特にご加入後短期間の場合は、返戻 金額がない場合やごく少ない金額となる場合があります。
- ○特約の中途付加などのお申込みをされるときは、一般のご契約と同様に告知義務があります。 中途付加などした特約の責任開始の日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適 用されます。また、詐欺によるご契約の無効の規定などについても、特約の中途付加などに 際しての詐欺の行為などが適用の対象となります。

よって、<u>告知が必要な傷病歴などがある場合は、中途付加などする特約のお引き受けができないことや、その告知をされなかったために中途付加などした特約が解除または無効となる</u>こともあります。

○保険料の基礎となる予定利率などは、現在のご契約と新たなご契約とで異なることがあります。例えば、新たなご契約の予定利率が現在の予定利率より低い場合、基本契約などの保険料が高くなることがあります。

10 当社からのご契約確認

特約の中途付加などのお申込みの際、またはその締結後に、支店または郵便局(郵便局株式会社)の担当者からお申込み内容や告知内容について、確認させていただく場合があります。

11 個人情報保護に関する基本方針(プライバシーポリシー)

当社は、お客さまに対して満足度の高いサービスを提供していく上で個人情報の適切な保護とお取扱いが重要なテーマであると認識し、個人情報保護に関する基本方針(プライバシーポリシー)を定め、これを実行いたします。

(1) 法令などの遵守

当社は、個人情報を取り扱う際に、個人情報保護に関係する諸法令、国が定める指針およびプライバシーポリシーで定めた事項(以下この項目で「法令など」といいます。)を遵守いたします。

(2) 個人情報の利用目的

当社は、個人情報について、その利用目的を特定するとともに、利用目的の達成に必要な範囲で取り扱います。

なお、当社における個人情報の利用目的は、以下のとおりです。

- ア 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- イ 関連会社・提携会社などを含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管 理
- ウ 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- エ その他保険に関連・付随する業務
 - ※ これらの利用目的は、当社ホームページに掲載されているほか、ご本人から直接書面などにより情報を取得する場合に明示しています。

(3) 個人情報の取得

当社は、前項で特定した利用目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により個 人情報を取得いたします。

(4) 個人情報の安全管理措置

当社は、生命保険業を営む上で保健医療に関する情報などを含む個人情報を取得および利用することを十分に認識し、取り扱う個人情報を正確かつ最新の状態で保管および管理するよう努めるとともに、個人情報の漏えい、減失またはき損などを防止するため、適切な安全管理措置を講じます。また、従業者や委託先について、適切に監督いたします。

(5) 個人情報の外部への提供

当社は、法令などで定める場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者へ提供することはいたしません。

また、当社は、お客さまの個人情報を共同利用させていただく場合には、法令などで定める必要事項をあらかじめご通知、または公表させていただいた上で実施いたします。

(6) 開示請求などの手続

当社は、法令などで定める保有個人データに関する利用目的の通知、開示、訂正または利用停止などのご請求があった場合には、誠実な対応に努めます。

(7) お問い合わせ窓口

当社は、前項のお客さまの保有個人データに関するご請求その他個人情報の取扱いに関するご意見、ご要望およびお問い合わせについて下記窓口にて承ります。

(8) 継続的な改善

当社は、情報技術の発展や社会的要請の変化を踏まえて、個人情報保護のための管理体制および取組みについて継続的に見直し、その改善に努めます。

◆ お問い合わせ先

・お客さま相談窓口(かんぽコールセンター)

電話番号:0120-552950

受付時間:平日 9:00から21:00

土日休日 9:00から17:00(1月1日から3日を除きます。)

・開示請求などに関する問い合わせ先電話番号:03-3504-4584

受付時間:平日 10:00から17:00

「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」 に基づく、各生命保険会社などとの保険契約などに関係する情報の共同利用

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院保険金などのお支払いが正しく確実に行われるよう「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約などについての所定の情報を特定の者と共同して利用します。

(1) 契約内容登録制度 · 契約内容照会制度

お客さまのご契約内容が登録されることがあります。

当社は、社団法人生命保険協会、社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および 全国共済農業協同組合連合会(以下この項で「各生命保険会社など」といいます。)ととも に、保険契約、共済契約もしくは特約付加(以下この項で「保険契約など」といいます。) のお引受けの判断または保険金、給付金もしくは共済金など(以下この項で「保険金など」 といいます。)のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」(全 国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。)に基づき、当社 の保険契約などに関する下記の登録事項を共同して利用しております。

保険契約などのお申込みがあった場合、当社は、社団法人生命保険協会に、保険契約などに関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約などをお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約などのお申込みがあった場合または保険金などのご請求があった場合、社団法人生命保険協会から各生命保険会社などに提供され、各生命保険会社などにおいて、保険契約などのお引受けまたはこれらの保険金などのお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、 契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日から5年間とします。

各生命保険会社などはこの制度により知り得た内容を、保険契約などのお引受けおよびこれらの保険金などのお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社などは、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の保険契約などに関する登録事項については、当社が管理責任を負います。保険契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と

相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法 律に違反して登録事項が取り扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるい は第三者への提供の停止を求めることができます。

【登録事項】

- ア 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
- イ 死亡保険金の金額
- ウ 入院保険金の種類および日額
- エ 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- 才 当会社名

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

上記登録事項において、保険契約者、被保険者、死亡保険金、入院給付金、会社とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、共済契約者、被共済者、死亡共済金、入院共済金、団体と読み替えます。

※ 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、社団法人生命保険協会ホームページ(http://www.seiho.or.jp/)の「加盟会社」をご参照ください。

(2) 支払査定時照会制度

保険金などのご請求に際し、お客さまの契約内容を照会させていただくことがあります。 平成19年10月1日から、当社は、社団法人生命保険協会、社団法人生命保険協会 加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連 合会および日本生活協同組合連合会(以下この項で「各生命保険会社など」といいます。) とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約など(以下「保険契約など」 といいます。)の解除もしくは無効の判断(以下「お支払いなどの判断」といいます。)の 参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命 保険会社などの保有する保険契約などに関する下記の相互照会事項記載の情報を共同し て利用いたします。

保険金、年金または給付金(以下「保険金など」といいます。)のご請求があった場合や、これらについての保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社などに照会を行い、他の各生命保険会社などから情報の提供を受け、また、他の各生命保険会社などからの照会に対し、情報を提供すること(以下「相互照会」といいます。)があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求についての傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社などに提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社などによるお支払いなどの判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社などにおいて、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社などは「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または死亡保険金など受取人は、当社の定める手続に従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱わ

れている場合、当社の定める手続に従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- ア 被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
- イ 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日および対象となる保険事故(左記の事項は、 照会を受けた日から5年以内のものとします。)
- ウ 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死 亡保険金など受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特 約内容、保険料および払込方法

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

上記登録事項において、保険契約者、被保険者、死亡保険金、入院給付金、会社とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、共済契約者、被共済者、死亡共済金、入院共済金、団体と読み替えます。

13 生命保険契約者保護機構

当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下「保護機構」といいます。) に加入しております。 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約または契約変更時にお約束した保険金額、年金額などが削減されることがあります。

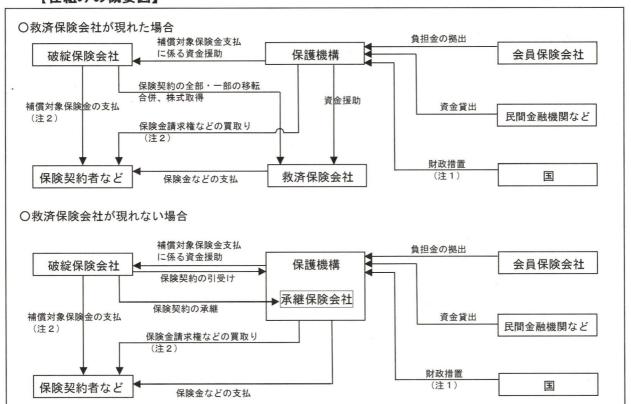
なお、保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、保護機構により、保 険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、ご契約時または契約変 更時の保険金額、年金額などが削減されることがあります。

【保護機構の概要】

- ○保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者などのための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転などにおける資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権などの買取りを行うなどにより、保険契約者などの保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- ○保険契約上、年齢、健康状態などによっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 〇保険契約の移転などにおける補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定(※1)に係る部分を除いた日本国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約(※2)を除き、責任準備金など(※3)の90%とすることが、保険業法などで定められています(保険金・年金などの90%が補償されるものではありません。(※4))。なお、保険契約の移転などの際には、責任準備金などの削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率など)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額などが減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。

- ※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、 最低年金原資保証など)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続におい ては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能で す(実際に削減するか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります。)。
- ※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(注1)を超えていた契約を指します(注2)。当該契約については、責任準備金などの補償限度が下記のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。 【高予定利率契約の補償率】
 - = 90% {(過去5年間における各年の予定利率 基準利率)の総和 ÷ 2}
 - (注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官 および財務大臣が定めることとなっています。現在の基準利率は、当社また は保護機構のホームページ(http://www.seihohogo.jp/)で確認できます。
 - (注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・ 特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契 約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険などにおい て被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる 場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高 予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定 拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにか かわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することに なります。
- ※3 責任準備金などとは、将来の保険金・年金・給付金のお支払いに備え、保険料や運 用収益などを財源として積み立てている準備金などをいいます。
- ※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額などについても、その 90%が補償 されるものではありません。

【仕組みの概要図】



- (注1) 上記の「財政措置」は、平成21年(2009年)3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助などの対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。
- (注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金などの支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権などを買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金などの補償限度と同率となります(高予定利率契約については、(※2)に記載の率となります。)。
 - 〇補償対象契約の範囲、補償対象契約の補償限度などを含め、本掲載内容はすべて現在 の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。
 - ○生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820 ホームページアドレス http://www.seihohogo.jp/

14 保険証券などをお確かめください

当社所定の申込書に記載された特約種類などの特約の中途付加などのお申込みの内容は、特約の中途付加などの承諾の通知に代えて後日お届けする保険証券に記載してありますので、保険証券が届きましたら、保険種類、保険金額、特約種類、特約保険金額、被保険者の氏名や生年月日、その他の記載事項をお確かめの上、大切に保管してください。もし、特約の中途付加などのお申込みの内容と相違している場合には、かんぽコールセンター(0120-552950)にお知らせください。

15 当社の組織形態

保険会社の会社組織形態には、「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は相互会社の保 険契約者のように、「社員」(構成員) として会社の運営に参加することはできません。

16 その他(当社からのお願いとお知らせ)

- (1) お申込みの際に受けた説明で、ご不明な点がございましたら、かんぽコールセンター (0120-552950) までお問い合わせください。
- (2) 保険契約者、被保険者がご住所を変更された場合には、当社所定の住所変更の届出が必要となりますので、支店または郵便局(郵便局株式会社)の窓口に必ずお届けください。また、住所変更については、インターネット(※)でもお手続きいただけます。

なお、郵便局にある「郵便物の配達に関する転居届」では、当社の保険契約のご住所など を変更することはできません。

また、住所変更の届出をされなかった場合には、当社からの各種のご案内をお届けできず、 その結果として、ご契約が失効することや、保険金のお支払いが遅れるなどの不利益が及ぶ ことがあります。

長期間にわたり日本国外に出国される場合は、ご契約が失効することのないように、保険料のお払込みの方法をご指定の金融機関(当社が指定した金融機関に限ります。)の口座からの口座払込みとする方法、不在期間について保険料の前納払込みを行う方法などのほか、保険料のお払込みについて代理人を設定することができます。

(※) かんぽ生命ホームページ http://www.jp-life.japanpost.jp/

- (3) 保険契約者、被保険者、保険金受取人が改姓または改名された場合には、改姓または改名 の届出が必要となりますので、支店または郵便局(郵便局株式会社)の窓口に必ずお届けく ださい。
- (4) お手続きの際にご提示いただく各種証明書類については、氏名、ご住所、記号番号などを 記録させていただくか、写しをとらせていただく場合がございます。
- (5) 特約に係る保険金の支払、保険料の払込免除およびその他の請求などの際に必要な書類は、 「保険金などのお支払い」などのお手続きに関するページおよび約款をご覧ください。
- (6) この「ご契約のしおり」は「平成20年7月現在」のお取扱いを説明しております。 なお、ご不明な点がございましたら、その時点の最新の制度をご案内しますので、かんぽ コールセンター(0120-552950)にお問い合わせください。

ご契約のしおり(特約)

第1 基本契約ごとに中途付加することができる特約の種類

特約種類		2	
保険種類	災害特約	無配当 傷害入院 特 約	無 配 当 疾病傷害 入院特約
夫婦保険	0	0	0
夫婦年金保険付 夫婦保険	0	0	0
据置夫婦年金保険	0	0	0

- 注1 平成19年10月1日から平成20年7月1日までにご契約された夫婦保険、夫婦年金保険付夫婦保険、夫婦年金保険にもこの特約を付加することができます。
- 注2 1の基本契約に付加することができる特約は、上記①の特約(災害特約)と、②のうち1種類または2種類(②の特約保険金の合計額が基本契約の保険金額以内である場合に限ります。) の合わせて最高3種類までです。

ご注意

特約保険金の支払事由の要件である「入院」および「病院または診療所」について

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じとします。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じとします。)が必要であり、かつ、自宅などでの治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

また、「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)。ただし、介護保険法に定める介護老人保健施設は含みません。
- (2) (1) の場合と同等と当社が認めた日本国外にある医療施設

特約の中途付加の要件

特約が付加されていない一定の基本契約には、当社の承諾を得て、特約を付加することができます(特約が付加されている場合でも、一定の条件で、他の種類の特約を付加することができます。)。

なお、基本契約が次のいずれかに該当するときなどは、特約の中途付加のお申込みをすることはできません。

- 〇保険金額または年金額が最低保険金額または最低年金額に満たないとき
- 〇残りの保険料払込期間が1年に満たないとき
- 〇保険料の払込方法(回数)が一時払の夫婦年金保険は、年金支払事由発生日が到来しているとき
- 〇保険料が払込免除とされているとき

- 〇保険料払済契約に変更されているとき
- 〇復活払込金の分割払込みをされているとき
- 〇保険料に振り替えることを目的とした保険契約者に対する貸付けを請求した場合で、その 請求に係る貸付金の全部の振替えが終わっていないとき
- 〇払込時期の到来した保険料が払い込まれていないとき
- ○特約の中途付加のお申込みをする特約と同一の特約または類似の特約 (無配当傷害入院特約と無配当疾病傷害入院特約) が付加されていたとき

ご注意

特約を中途付加する場合(一定の場合を除きます。)の特約の契約日における加入年齢は、付加する基本契約の加入年齢に、基本契約の契約日の属する月の翌月から中途付加する特約の契約日の属する月までの期間を加えて計算します。

第2 各特約の保障内容

1 災害特約の保障内容

(1) 死亡保険金

①お支払いするとき

被保険者が、責任開始時以後(特約の保険期間中に限ります。)に不慮の事故によって傷害を受け、その傷害を直接の原因として、その事故の日から 180 日以内に死亡されたときは、死亡保険金をお支払いします。

②死亡保険金額

死亡保険金額は、特約保険金額の全額です。ただし、既に支払った、または支払うべき傷害保険金がある場合は、特約保険金額から当該傷害保険金額を差し引いた金額です。

(2) 傷害保険金

①お支払いするとき

被保険者が、責任開始時以後(特約の保険期間中に限ります。)に不慮の事故によって傷害を受け、その傷害を直接の原因として、その事故の日から 180 日以内に身体障がい等級表(40ページ、41ページ参照)に掲げる身体障がいの状態になられたときは、傷害保険金をお支払いします。

- ○1の不慮の事故によって、身体の同じ部位に2以上の身体障がいを生じたときは、最も重い身体障がいについて傷害保険金をお支払いします。
- 〇既に身体障がいがある部位に、更に身体障がいが加わった場合には、その結果生じた 身体障がいに応ずる傷害保険金額から、既にあった身体障がいに応ずる傷害保険金額 を差し引いた額の傷害保険金をお支払いします。

②傷害保険金額

特約保険金額に身体障がい等級表(40ページ、41ページ参照)に掲げる身体障がいの状態に応じ同表に記載された支払割合を乗じて得た額です。

ご注意

- 1 被保険者が不慮の事故の日から起算して4日以内に死亡されたときは、死亡保険金をお支払いし、傷害保険金はお支払いしません。
- 2 次の場合には、災害特約における死亡保険金または傷害保険金はお支払いしません。
 - ①保険契約者または被保険者の故意もしくは重大な過失
 - ②基本契約において指定された死亡保険金受取人の故意または重大な過失(死亡保険金の支払事由に限ります。)。ただし、その者が死亡保険金の一部を受け取るべき場合には、指定された他の死亡保険金受取人にその残額をお支払いします。
 - ③被保険者の犯罪行為
 - ④被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故
 - ⑤被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - ⑥被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - ⑦被保険者が法令に定める酒気帯び運転、またはこれに相当する運転をしている間に生じ た事故

なお、被保険者が、地震、噴火もしくは津波、または戦争その他の変乱が原因で、死亡 保険金または傷害保険金の支払事由に該当した場合は、該当する被保険者の数によっては、 死亡保険金または傷害保険金を削減して支払い、またはその支払をしない場合があります。

2 無配当傷害入院特約の保障内容

(1) 入院保険金

①お支払いするとき

被保険者が次のすべてを満たす入院(日帰り入院を含みます。)をされたときは、入院保 険金をお支払いします。

- ア この特約の責任開始時以後(この特約の保険期間中に限ります。)に不慮の事故により受けた傷害を直接の原因とする入院であること
- イ 不慮の事故の日から3年以内に開始した入院であること
- ウ 治療を目的とした入院であること
- エ 病院または診療所への入院であること
- オ 入院期間の日数が1日以上であること

なお、「日帰り入院」とは、入院日と退院日が同一である場合をいいます。

具体的には、「入院 1 日当たりの入院保険金の額(次の②参照)」×「入院日数」分の入院保険金をお支払いすることになります。

②入院保険金額

入院 1 日当たりの入院保険金の額は特約保険金額の 1000 分の 1.5 に相当する金額です。 (例)「1000 分の 1.5」は、特約保険金額 200 万円の場合には 3,000 円となります。

③1の不慮の事故による入院保険金の支払限度

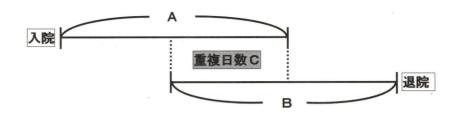
入院保険金のお支払いは、1の不慮の事故による入院について120日分を限度とします。

④2以上の不慮の事故により入院されたときの重複入院期間のお支払い

1の不慮の事故により入院されたものとして入院保険金をお支払いします。また、重複する期間については支払われる入院保険金額が最も多い額となる入院保険金のみをお支払いします。

〇入院保険金をお支払いする限度(120日分)を計算する場合には、それぞれの不慮の事故による入院について入院保険金をお支払いしたものとして計算します。

(例)次の場合、(A+B-C)の日数の入院保険金をお支払いします。



(2) 手術保険金

①お支払いするとき

被保険者が、入院保険金の支払事由に該当する入院(入院保険金の支払われる期間の経過後も入院している場合にあっては、その期間の経過前からなお継続して入院している場合に限ります。)中に、次のすべてを満たす所定の手術(87ページ「無配当傷害入院特約条項別表第7」参照)を受けられたときは、手術保険金をお支払いします。

- ア 入院の原因となった不慮の事故により受けた傷害を直接の原因とする手術であること
- イ 治療を直接の目的とした手術であること
- ウ 病院または診療所における手術であること
- 〇入院の原因となった不慮の事故により、同時期に2種類以上の手術を受けられたときは、これらの手術のうち支払倍率が最も高いいずれか1種類の手術に限り、手術保険金をお支払いします。
- 〇一定の種類の手術に該当する手術(例:内視鏡による手術など)において、1の不慮の事故による入院に係るものについては、1回のお支払いを限度とします(88ページ「無配当傷害入院特約条項別表第7」備考9参照)。

②手術保険金額

その入院についてお支払いすべき1日当たりの入院保険金額に手術の種類に応じて定めている支払倍率(87ページ「無配当傷害入院特約条項別表第7」参照)を乗じて得た額の手術保険金をお支払いします。

(3) 長期入院一時保険金

①お支払いするとき

被保険者が、入院保険金の支払事由に該当する入院をされ、1の不慮の事故による入院期間の日数が合計して120日となったときは、長期入院一時保険金をお支払いします。

②長期入院一時保険金額

長期入院一時保険金額は、特約保険金額の 1000 分の 30 に相当する金額です。

(例)「1000分の30」は、特約保険金額200万円の場合には60,000円となります。

ご注意

入院保険金、手術保険金または長期入院一時保険金をお支払いできない場合については、32ページの「ご注意」をご覧ください。

当社は、手術保険金の支払事由にかかわる法令などの改正または医療技術の変化があり、その改正または変化が手術保険金の支払事由に関する無配当傷害入院特約条項の規定に影響を及ぼすと認めたときは、主務官庁の認可を得て、この特約の特約保険料および特約保険金額を変更することなく手術保険金の支払事由に関する無配当傷害入院特約条項の規定を変更することがあります。この場合、規定を変更する2か月前までに保険契約者あてご連絡いたします。

3 無配当疾病傷害入院特約の保障内容

(1) 入院保険金

被保険者が入院(日帰り入院を含みます。)をされたときは、入院保険金をお支払いします。

①不慮の事故によって受けた傷害により入院されたときのお支払い

お支払いの要件、入院保険金額および支払限度などは、無配当傷害入院特約の場合と同様になります。26ページをご覧ください。

②疾病により入院されたときのお支払い

ア お支払いするとき

被保険者が次のすべてを満たす入院(日帰り入院を含みます。)をされたときは、入 院保険金をお支払いします。

- (7) この特約の責任開始時以後(この特約の保険期間中に限ります。)にかかった疾病 (直接の因果関係のある2以上の疾病は1の疾病とみなします。)を直接の原因と する入院であること
- (イ) 特約の保険期間中に開始した入院であること
- (ウ) 治療を目的とした入院であること
- (I) 病院または診療所への入院であること
- (オ) 入院期間の日数が1日以上であること

具体的には「入院1日当たりの入院保険金の額(次のイ参照)」×「入院日数」分の 入院保険金をお支払いすることになります。

イ 入院保険金額

入院1日当たりの入院保険金の額は特約保険金額の1000分の1.5に相当する金額です。 (例)「1000分の1.5」は、特約保険金額200万円の場合には3.000円となります。

ウ 1の疾病による入院保険金の支払限度

入院保険金のお支払いは、1の疾病による入院について 120 日分を限度とします。 この場合には、直接の因果関係のある2以上の疾病は、1の疾病とみなして取り扱い ます。

例えば、疾病の治療に用いた薬の副作用で別の疾病にかかった場合、原則として直接の因果関係があったものとして取り扱うこととなります。

なお、1の疾病により入院し退院した後、その退院の日から 180 日経過後に同じ疾病により入院されたときは、別な疾病により入院されたものとして取扱い、それぞれ 120 日分を限度として入院保険金をお支払いします。

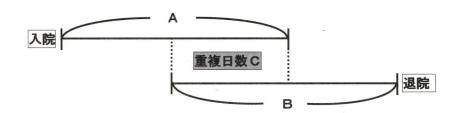
<病名が異なっていても同じ疾病とみなされることがある病名の例>

病 名	左欄の疾病と直接の因果関係があるとみなされることがある病名の 例	
高血圧症	脳梗塞、心筋梗塞、狭心症、心不全、脳血栓、脳出血	
動脈硬化症	脳梗塞、脳血栓、心筋梗塞、心不全、高血圧症、狭心症	
糖尿病	白内障、糖尿病性腎症	
心筋梗塞 心不全、狭心症、動脈硬化症、不整脈		
狭心症 心筋梗塞、脳梗塞、心不全、不整脈		
脳血栓	脳梗塞、失語症	
慢性肝炎	肝硬変、食道静脈瘤、黄疸	
慢性腎炎	腎不全、ネフローゼ症候群、尿毒症、腎性高血圧症	

エ 2以上の疾病により入院されたときの重複入院期間のお支払い

1の疾病により入院されたものとして入院保険金をお支払いします。また、重複する期間については支払われる入院保険金の額が最も多い額となる入院保険金のみをお支払いします。

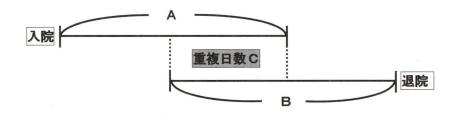
- 〇入院保険金をお支払いする限度 (120 日分) を計算する場合には、それぞれの疾病 による入院について入院保険金をお支払いしたものとして計算します。
 - (例)次の場合、(A+B-C)の日数の入院保険金をお支払いします。



③疾病および不慮の事故によって受けた傷害により入院されたときの重複入院期間のお支払い

1の疾病または1の不慮の事故により入院されたものとして入院保険金をお支払いします。また、疾病による入院と不慮の事故によって受けた傷害による入院とが重なった場合、その重複する期間については、支払われる入院保険金の額が最も多い額となる入院保険金のみをお支払いします。

- 〇入院保険金をお支払いする限度(120日分)を計算する場合には、疾病または不慮の事故によって受けた傷害による入院のそれぞれについて入院保険金をお支払いしたものとして計算します。
 - (例)次の場合、(A+B-C)の日数の入院保険金をお支払いします。



(2) 手術保険金

被保険者が、所定の手術を受けられたきは、手術保険金をお支払いします。

- ① 不慮の事故によって受けた傷害により手術されたときのお支払い お支払いの要件および手術保険金額は、無配当傷害入院特約の場合と同様になります。27 ページをご覧ください。
- ② 疾病により手術されたときのお支払い

ア お支払いするとき

被保険者が、入院保険金の支払事由に該当する入院(入院保険金の支払われる期間の経過後も入院している場合にあっては、その期間の経過前からなお継続して入院している場合に限ります。)中に、次のすべてを満たす所定の手術(103ページ無配当疾病傷害入院特約条項別表第7)参照)を受けられたときは、手術保険金をお支払いします。

- (7) 入院の原因となった疾病を直接の原因とする手術であること
- (イ) 治療を直接の目的とした手術であること
- (ウ) 病院または診療所における手術であること
- 〇入院の原因となった疾病により、同時期に2種類以上の手術を受けられたときは、 これらの手術のうち支払倍率が最も高いいずれか1種類の手術に限り、手術保険金 をお支払いします。

イ 手術保険金額

その入院についてお支払いすべき1日当たりの入院保険金額に手術の種類に応じて定める支払倍率(103ページ「無配当疾病傷害入院特約条項別表第7」参照)を乗じて得た額の手術保険金をお支払いします。

③疾病および不慮の事故によって受けた傷害により手術されたときのお支払い

入院の原因となった疾病または不慮の事故によって受けた傷害により同時期に2種類以上の手術を受けられたときは、これらの手術のうち支払倍率が最も高いいずれか1種類の手術に限り、手術保険金をお支払いします。

- 〇一定の種類の手術に該当する手術(例:内視鏡による手術など)において、1の不慮 の事故または疾病による入院に係るものについては、1回のお支払いを限度とします (105ページ「無配当疾病傷害入院特約条項別表第7」備考9参照)。
- (3) 長期入院一時保険金
 - ①お支払いするとき

被保険者が、入院保険金の支払事由に該当する入院をされ、1の疾病または1の不慮の 事故による入院期間の日数が合計して 120 日となったときは、長期入院一時保険金をお支 払いします。

②長期入院一時保険金額

長期入院一時保険金額は、特約保険金額の1000分の30に相当する金額です。

(例)「1000分の30」は、特約保険金額200万円の場合には60,000円となります。

ご注意

- 1 次の場合には、無配当傷害入院特約および無配当疾病傷害入院特約における不慮の事故による傷害を直接の原因とする入院保険金、手術保険金または長期入院一時保険金はお支払いしません。
 - ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - ②被保険者の犯罪行為
 - ③被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故
 - ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転、またはこれに相当する運転をしている間に生じ た事故

なお、被保険者が、地震、噴火もしくは津波、または戦争その他の変乱が原因で、入院 保険金、手術保険金または長期入院一時保険金の支払事由に該当した場合は、該当する被 保険者の数によっては、入院保険金、手術保険金または長期入院一時保険金を削減して支 払い、またはその支払いをしないことがあります。

- 2 次の場合には、無配当疾病傷害入院特約における疾病を直接の原因とする入院保険金、 手術保険金または長期入院一時保険金はお支払いしません。
 - ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - ②被保険者の薬物依存

なお、被保険者が、戦争その他の変乱が原因で、入院保険金、手術保険金または長期入院 一時保険金の支払事由に該当した場合は、該当する被保険者の数によっては、入院保険金、 手術保険金または長期入院一時保険金を削減して支払い、またはその支払いをしない場合が あります。

3 当社は、手術保険金の支払事由にかかわる法令などの改正または医療技術の変化があり、 その改正または変化が手術保険金の支払事由に関する無配当疾病傷害入院特約条項の規定 に影響を及ぼすと認めたときは、主務官庁の認可を得て、この特約の特約保険料および特 約保険金額を変更することなく手術保険金の支払事由に関する無配当疾病傷害入院特約条 項の規定を変更することがあります。この場合、規定を変更する2か月前までに保険契約 者あてご連絡いたします。

第3 各特約に共通の事項

1 特約の保険期間

特約の中途付加などの場合、特約の保険期間は、基本契約の保険期間の終了までとなります。

2 特約保険料のお払込み

特約保険料は、基本契約の保険料のお払込方法(経路)で、これと同一月分をお払込みください。

- 〇基本契約の保険料を団体払込み(年金保険を除きます。)または前納払込みとするときは、 特約保険料も同様のお払込みとなります。
- 〇前納払込みによる保険料の割引は、基本契約の保険料と特約保険料ごとに計算した上で合 算します。

3 特約の失効

次のいずれかの場合には、特約は効力を失います。

- (1) 基本契約が効力を失ったとき
- (2) 特約保険料の払込猶予期間内に特約保険料のお払込みがないとき
- (3) 特約保険金の支払額が通算して特約保険金の支払額の限度に達したとき
- (4) 特約保険金額が更正された場合(年齢または性別の誤りの処理および貸付金の弁済に代える保険金額または年金額の減額に伴うものを除きます。)において、更正後の特約保険金額が特約の契約日における当社の定める最低保険金額に満たないとき
- (5) 夫婦保険、夫婦年金保険付夫婦保険または夫婦年金保険の基本契約に付加された特約において、被保険者が死亡したとき(夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障がいの状態に該当するに至ったことにより死亡保険金を支払うとき、および夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障がいの状態に該当するに至ったことにより年金支払事由発生日前に死亡保険金を支払うときを含みます。)

4 特約の復活

払込猶予期間内に保険料のお払込みがなかったため、基本契約とともに特約が失効となった場合には、当社の承諾を得て、基本契約と併せて特約を復活することができます。

詳しくはかんぽコールセンター(0120-552950)にお問い合わせください。

ご注意

特約を復活した場合でも、失効から復活までの間に被保険者がかかった疾病または不慮の事故により受けた傷害を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生した場合(疾病を直接の

原因とするときは、復活後2年を経過するまでの間(一定の場合は2年を経過してからの期間を含みます。)に特約保険金の支払事由が発生した場合)については、特約保険金はお支払いしません。

5 特約保険料のお払込みの免除

次の場合には、その後の特約保険料のお払込みは免除されます。

(1) 基本契約の保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除

基本契約の保険料が払込免除とされたときは、特約保険料のお払込みは免除されます。 ただし、基本契約の保険料が払込免除とされた直接の原因が、その特約の責任開始時前に 生じたものであるとき、またはその特約の失効後その復活までにかかった疾病または不慮 の事故により受けた傷害であるときは、特約保険料のお払込みは免除されません。

(2) 身体障がいによる特約保険料の払込免除

基本契約の保険料が払込免除となり、特約保険料のみお払込み中のときにおいて、被保険者が特約の責任開始時以後に不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に身体障がい等級表(40ページ、41ページ参照)の第1級、第2級または第3級の身体障がいの状態となられたときは、特約保険料のお払込みは免除されます。

(3) 据置夫婦年金保険に付加された特約の特約保険料の払込免除

据置夫婦年金保険に付加された特約において、被保険者がその特約の責任開始時以後に不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因として、その事故の日から 180 日以内に身体障がい等級表(40ページ、41ページ参照)の第1級、第2級または第3級の身体障がいの状態になられたときは、その後の特約保険料のお払込みは免除されます。

ご注意

上記(2)および(3)については、被保険者が次のいずれかにより、身体障がい等級表(40 ページ、41 ページ参照)の第1級、第2級もしくは第3級の身体障がいの状態になられたとき、またはその傷害がその特約の失効後復活までに被保険者が不慮の事故により受けた傷害であるときは、特約保険料のお払込みは免除されません。

- ①保険契約者、被保険者または基本契約において保険契約者が指定した死亡保険金受取人の故意または重大な過失
- ②被保険者の犯罪行為
- ③被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故
- ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転、またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

また、被保険者が、地震、噴火もしくは津波、または戦争その他の変乱が原因で、身体障がい等級表(40ページ、41ページ参照)の第1級、第2級もしくは第3級の身体障がいの状態になられたときは、該当する被保険者の数によっては、特約保険料の全部または一部についてお払込みを免除としない場合があります。

第4 特約の変更

1 基本契約の変更に伴う特約の変更

(1) 基本契約の保険金額または年金額の変更に伴う特約の変更

基本契約の保険金額、年金額または特約保険金額が更正された場合において、特約保険金額が変更後の基本契約の保険金額または年金額の20倍に相当する額を超えることとなるときは、特約保険金額を基本契約の保険金額または年金額の20倍に相当する額と同一の額に更正します。

(2) 基本契約の保険期間または保険料払込期間の変更に伴う特約の変更

基本契約の保険期間または保険料払込期間に変更があったときは、特約の保険期間または特約の保険料払込期間もこれと同一の期間に変更します。

2 特約保険金額の増額・減額変更

特約保険金額については、一定の条件の下で、増額(無配当傷害入院特約および無配当疾病傷害入院特約を除きます。)または減額することができます。

特約保険金額の増額・減額変更の手続きなど、詳しくはかんぽコールセンター(0120-552950) にお問い合わせください。

3 無配当入院特約の中途付加と同時に(有配当)入院特約を解約する場合の特則

平成19年10月1日から平成20年7月1日までの間を契約日(責任開始の日)とする基本契約において、付加している傷害入院特約を解約すると同時に無配当傷害入院特約を付加するお申込みがあった場合、または疾病傷害入院特約を解約すると同時に無配当疾病傷害入院特約を付加するお申込みがあった場合で、付加する無配当傷害入院特約または無配当疾病傷害入院特約(以下「無配当入院特約」といいます。)の特約保険金額と解約する傷害入院特約または疾病傷害入院特約(以下「(有配当)入院特約」といいます。)の特約保険金額が同額であり、かつ、そのお申込みと同時に第1回特約保険料相当額のお払込みおよび告知(無配当疾病傷害入院特約に限ります。注)がされた場合、次の特則が適用されます。

注 この特則が適用される場合の告知の取扱いなどは、11ページの「3 被保険者の健康 状態などの告知」をご覧ください。

- ○解約する(有配当)入院特約は、無配当入院特約の契約日(責任開始の日)に消滅します。 ただし、無配当入院特約が成立しなかった場合には、一般の例によります。(35ページをご覧ください。)。
- 〇被保険者が、無配当入院特約の責任開始時前に疾病にかかりまたは不慮の事故により傷害を 受けたことにより、無配当入院特約において特約保険金が支払われなかったときは、保険契 約者は、(有配当)入院特約の解約の通知および無配当入院特約のお申込みがなかったものと して取り扱う請求((有配当)入院特約への復元の請求)をすることができます。ただし、無 配当入院特約について、すでに特約保険金が支払われた場合または特約保険料のお払込みが

第5 年齢または性別の誤りの処理

被保険者の年齢または性別に誤りがあった場合においては、実際の年齢がその特約の契約日において加入できる年齢の範囲内である場合に限り、当初から正当な年齢または性別に基づいてご加入いただいたものとして、加入限度額を上限として特約保険金額を更正します。ただし、正当な年齢がご契約に加入できる年齢の範囲外である場合には、特約は無効となり、当初から特約がなかったものとなります。

なお、被保険者の年齢または性別が誤っていたことにより基本契約の保険金額または特約保 険金額が更正された場合において、特約保険金額が基本契約の保険金額を超えることとなると きは、特約保険金額を基本契約の保険金額と同一の額に更正し、特約保険料額を更正します。

第6 特約の解約と返戻金のお支払い

1 特約の解約

保険契約者は、いつでも将来に向かって特約を解約することができます。この場合、特約の 返戻金があるときは、これを保険契約者にお支払いします。

特約を解約されると、その後、同一の特約または類似の特約(無配当傷害入院特約と無配当疾病傷害入院特約)を付加することはできません。

なお、月ごとの契約応当日以外の日に解約の通知があったときは、一部の場合を除き、直後の月ごとの契約応当日(保険期間の満了する日を含みます。)に特約は消滅しますので、解約の通知があった日から直後の月ごとの契約応当日の前日までの間に特約保険金の支払事由が生じますと、特約保険金が支払われる場合があります(月ごとの契約応当日に解約の通知があったときは、通知があった時に特約は消滅します。)。

詳しくはかんぽコールセンター(0120-552950)にお問い合わせください。

2 特約返戻金のお支払い

(1) 特約返戻金をお支払いするとき

次の場合において、特約の返戻金がある場合には、保険契約者にお支払いします。

- ① 災害特約の場合
 - 〇被保険者の死亡(特約保険金の支払事由に該当しない場合(重度障がいの状態に該当するに至ったことにより死亡したものとみなされる場合(この特約が付加された基本契約が消滅する場合に限ります。)を含みます。)に限ります。)
 - ○特約の解除または解約の通知
 - **○特約の失効**(被保険者の死亡および特約保険金の支払限度に達したことによる失効を除きます。)

- **〇特約の変更** (特約保険金額または特約保険料額が更正されるものに限ります。ただし、年齢または性別の誤りの処理による基本契約の変更に伴うものを除きます。)
- ○特約保険金の支払免責(傷害を直接の原因とする死亡の場合に限ります。)
- ② 無配当傷害入院特約、無配当疾病傷害入院特約の場合
 - 〇被保険者の死亡(この特約が付加された基本契約の普通保険約款の規定により、その 基本契約の死亡保険金の支払免責に該当するとき(配偶者である被保険者にかかるも のを除きます。)に限ります。)
 - ○特約の解除または解約の通知
 - ○特約の失効(被保険者の死亡(重度障がいの状態に該当するに至ったことにより死亡 したものとみなされる場合を含みます。)および特約保険金の支払額がその限度に達し たことによる失効を除きます。)
 - 〇特約の変更 (特約保険金額または特約保険料額が更正されるものに限ります。ただし、 年齢または性別の誤りの処理による基本契約の変更に伴うものを除きます。)
 - 〇特約保険金の支払額がその限度に達したとき
- (2) 特約返戻金の額

特約返戻金の額は、かんぽコールセンター(0120-552950)にお問い合わせください。

(注) 返戻金は無い場合やごく少ない金額となる場合があります。

第7 特約契約者配当金のお支払い

(1) 災害特約の場合

災害特約に対する特約契約者配当金は、当社の決算に基づき、特約ごとに割り当て、特約が消滅(据置夫婦年金保険、または夫婦年金保険付夫婦保険に付加した特約にあっては、年金支払事由発生前の消滅に限ります。)したときなどに特約保険金または特約返戻金のお支払いに併せてお支払いします。また、据置夫婦年金保険または夫婦年金保険付夫婦保険に付加した特約における年金支払事由発生後においては、基本契約の契約者配当金に加えて年金を積み増し、年金としてお支払いします。

詳しくはかんぽコールセンター(0120-552950)にお問い合わせください。

(注)特約ごとに割り当てられる特約契約者配当金の金額は、経済情勢などにより変動(増減) し、当社の収益などの状況によっては割り当てられないこともあります。

(2) 無配当傷害入院特約、無配当疾病傷害入院特約の場合

無配当傷害入院特約および無配当疾病傷害入院特約においては、特約契約者配当金はありません。

第8 身体障がいなど

1 不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。)で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

	分類項目	基本分類表番号
1	鉄道事故	E 800∼E 807
2	自動車交通事故	E 810∼E 819
3	自動車非交通事故	E 820∼E 825
4	その他の道路交通機関事故	E 826∼E 829
5	水上交通機関事故	E 830~E 838
6	航空機および宇宙交通機関事故	E 840∼E 845
7	他に分類されない交通機関事故	E 846~E 848
8	医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒	E 850∼E 858
	ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。	
	また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	
9	その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒	E 860∼E 869
	ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎	
	ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドー球菌性、ボツリヌス菌性、	
	その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性	(4)
	の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	
10	外科的および内科的診療上の患者事故	E 870~E 876
	ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	
11	患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時	E 878~E 879
	事故の記載のないもの	
	ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	
12	不慮の墜落	E 880~E 888
13	火災および火焔による不慮の事故	E 890~E 899
14	自然および環境要因による不慮の事故	E 900~E 909
	ただし、「過度の高温 (E 900) 中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および	
	気圧の変化 (E 902)」、「旅行および身体動揺 (E 903)」および「飢餓、渇、	
	不良環境曝露および放置 (E 904) 中の飢餓、渇」は除外します。	
15	溺水、窒息および異物による不慮の事故	E 910~E 915
	ただし、疾病による呼吸障がい、嚥下障がい、精神神経障がいの状態にある者	
	の「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息 (E 911)」、「その他の物	
	体の吸入または嚥下による気道の閉塞または窒息 (E 912)」は除外します。	

16	その他の不慮の事故	Е	916∼ E	928
	ただし、「努力過度および激しい運動 (E 927) 中の過度の肉体行使、レクリエ			
	ーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明			
	の環境的原因および不慮の事故 (E 928) 中の無重力環境への長期滞在、騒音			
	暴露、振動」は除外します。			
17	医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用	Е	930∼ E	949
	ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。			
	また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。			
18	他殺および他人の加害による損傷	Е	960∼E	969
19	法的介入	Е	970∼ E	978
	ただし、「処刑 (E 978)」は除外します。			
20	戦争行為による損傷	E	990∼E	999

2 薬物依存

「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号304に規定された内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬または幻覚薬などを含みます。

第9 身体障がい等級表

この表は、不慮の事故によって障がいを受けた場合に適用されるものです (25 ページ、33 ペ ージ参照)。

なお、この表に掲げる身体障がいは、いずれも、その障がいの状態が固定し、かつ、その回 復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。身体障がいの定義について は、特約種類ごとにそれぞれ次のページをご覧ください。

〇災害特約 ……………… 70ページ(災害特約条項別表第2)

〇無配当傷害入院特約 ………… 84ページ (無配当傷害入院特約条項別表第2)

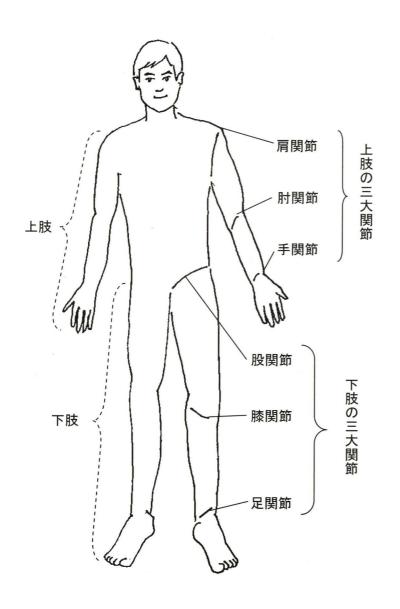
〇無配当疾病傷害入院特約 …… 100ページ (無配当疾病傷害入院特約条項別表第2)

タ 身体の部位						
等級 (支払 割合)	眼	耳	*	п	精神・神経 胸腹部臓器	脊柱
第 1 級 100 %	(1) 両眼が失明 したもの			(2) 言語また はそしゃく の機能を全 く廃したも の	(3) 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの	
第2級(70 %)		(20) 両耳の聴 力を全く失 ったもの		(21) 言語およ びそしゃに著 の機能障がい を残すもの	(22) 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障常に、日常生活動作が著しく制限されるもの	
第3級 (50 %)	(40) 両眼の視 カの和が 0.12 以下に なったもの (41) 1 眼が失 明したもの	(42) 両耳の聴 カレベル 69 デシベル 以上 89 デシ ベルトもの なったもの		(43) 言語また はそしい の機能に しい を残すもの	(44) 精神、神経または胸腹部臓器に障がいを残し、日常生活動作が制限されるもの	(45) 脊柱に著 しいま たは著しい 運動障がい を残すもの
第 4 級 (30 %)	(60) 両眼に著しい 視野狭窄を残す ものまたは両眼 視において著し く視野が欠損し たもの	(61) 1 耳の聴 力を全く失 ったもの (62) 平衡機能 に障がいを 残すもの	(63) 鼻を欠損 し、その機 能に障がい を残すもの			
第 5 級 (10 %)	(80) 両眼視に おいて著し い複視が生 じるもの		(81) 鼻の機能 に障がいを 残すもの	(82) 味覚を全 く失ったも の		

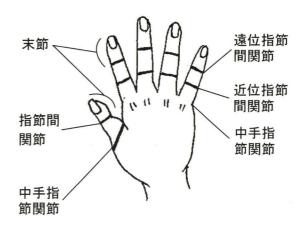
級	L 吐む L 10 工化			下肢および足指		
基	上肢および手指			ト灰のより足相		
	(4) 両上肢を手関節以上で失っ	10000	手関節以上で失	(11) 両下肢を足関節以上で失った		
	たもの		1 下肢を足関節	もの		
第	(5) 1 上肢を手関節以上で失	以上で失っ		(12) 1 下肢を足関節以上で失い、		
1	い、かつ、他の1上肢の用を		手関節以上で失	つ、他の1下肢の用を全く廃し		
級	全く廃したもの		1下肢の用を全	もの		
100	(6) 両上肢の用を全く廃したも	く廃したも		(13)両下肢の用を全く廃したもの		
	Ø		用を全く廃し、か	9		
%			支を足関節以上で			
		失ったもの				
			よび1下肢の用			
	(00)	を全く廃し				
筝	(23) 1上肢を手関節以上で失っ	2.100 PEC 201		関節以上で失ったもの ・ 今く際したよの		
第 2 級	(24) 1 上肢の用を全く廃したも		(28) 1下肢の用を	(主へ廃しにもの		
級	(25)10手指を失ったものまたに	よての用を至				
	く廃したもの (26)10手指のうちその一部を失	11 11 11 11				
$\widehat{70}$						
%	の手指の用を全く廃したもの					
_						
	(46) 1 上肢の 3 大関節中の 2 間	関節の田を全	(49) 1 下時の 3 オ	ス関節中の2関節の用を全く廃した		
Arts.	く廃したもの	취짜 이기가 는 포	0			
第 3	(47) 1手の5手指を失ったもの					
級	示指を失ったものまたは母		したもの	2,200,00,200,000,000		
	指を含み3手指もしくは4号			ちその一部を失い、かつ、他の足指		
50	もの		用を全く廃した			
%	(48) 1手の5手指もしくは4号	手指の用を全				
\circ	く廃したものまたは母指お。	よび示指を含				
	み3手指の用を全く廃したも	の				
	(64) 1 上肢の 3 大関節中の 2	関節以上の機		大関節中の2関節以上の機能に著し		
	能に著しい障がいを残すもの		障がいを残すも			
	(65) 1上肢の3大関節中の1	関節の用を全		大関節中の1関節の用を全く廃した		
第	く廃したもの		の (74) 4 - 1 サル / 5円	8 M + T + L + A		
4	(66) 1上肢に仮関節を残すもの		(71) 1 下肢に仮り			
級	(67) 1手の母指もしくは示指を			m以上短縮したもの にたは、たれれのまたは5日指の田を		
30	母指もしくは示指を含み2	— .		旨を失ったものまたは 5 足指の用を		
	ものまたは母指および示指リ	ス外の3手指	く廃したもの			
%	を失ったもの	日 た				
	(68) 1 手の母指および示指の別 たものまたは母指もしくは					
	手指もしくは3手指の用を					
	チ指もしくは3 手指の用を3	エ、死したも				
	(83) 1上肢の3大関節中の1	関節の機能に	(86) 1下時の3寸	大関節中の1関節の機能に著しい障		
第	著しい障がいを残すもの	~1 M1. ~ 1 IX NO 1 C	いを残すもの	AND THE PROPERTY OF THE PROPER		
第 5 級	(84) 1 手の母指および示指以	外の1手指ま		m以上短縮したもの		
級	たは2手指を失ったもの	, , , , , , ,		記指または他の4足指を失ったもの		
10	(85) 1 手の母指もしくは示指(の用を全く座		足指を含み3足指または4足指の用		
	したものまたは母指および		全く廃したもの			
%	手指もしくは3手指の用を		_ , ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			
	0					

第10 身体の部位の名称

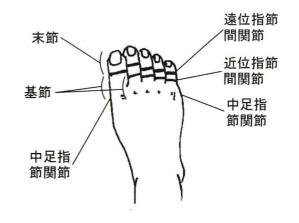
身体障がい等級表に掲載されている身体の部位の名称については、次のとおりとなります。



《手指の各名称》

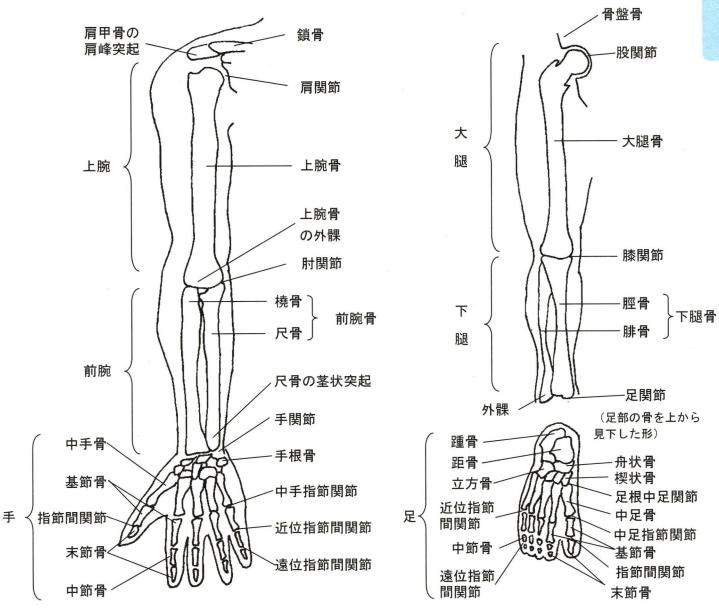


《足指の各名称》



《上肢の各名称 (構造)》

《下肢の各名称 (構造)》



ご契約のしおり

(保険金などのお支払い)

第1 お支払いする保険金など

1 特約に関してお支払いする特約保険金

特 約 種 類 (参照ページ)	災 害 特	入 無 配 当 傷	傷害入院特
	約	約害	約病
および特約保険金	P25	P26	P28
死亡保険金 責任開始時以後(※)の不慮の事故による傷害で、その傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に死亡された場合	0	_	_
傷害保険金 責任開始時以後(※)の不慮の事故による傷害で、その傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に一定の身体障がいの状態になられた場合。ただし、被保険者がその事故の日から起算して4日以内に死亡した場合はお支払いしません。	°г О	_	_
疾病による入院保険金 責任開始時以後(※)の疾病で、その疾病を直接の原因と して、1日以上入院した場合	_	_	0
傷害による入院保険金 責任開始時以後(※)の不慮の事故による傷害で、その傷害を直接の原因として、その事故の日から3年以内に入院し、その入院期間の日数が1日以上となった場合	_	0	0
手術保険金 入院保険金の支払われる入院中に一定の手術を受けた場合(手術の種類に応じてお支払いします)	_	傷害によるもの	0
長期入院一時保険金 入院保険金の支払われる1の不慮の事故または1の疾病 による入院期間の日数が合計して120日となった場合		○ 傷 害 に よるもの	Ο

^(※) 当該特約の保険期間中に限ります。

ご注意

- 〇特約保険金または特約返戻金などの支払事由が発生したときは、なるべく早くご請求をしてください。そのご請求をされないまま特約保険金または特約返戻金などの支払事由が生じた日の翌日から起算して5年を経過しますと、請求する権利が時効によって消滅します。
- 〇夫婦年金保険付夫婦保険においては、保険料払込期間満了後も特約保険金額は変わりません。

日本国外での入院や死亡などについても保障します

当社は、日本国外での万が一の入院や死亡などについても、日本国内における入院などと同様 に約款などの定める特約保険金の支払要件を満たしているものであれば、特約保険金をお支払い します。

2 特約保険金のお支払いの限度

お支払いする特約保険金は、特約種類ごとに通算して、それぞれの特約保険金額を限度とします。

3 保険金などをお支払いできないとき

(1) 特約の保険金 (死亡保険金、傷害保険金、入院保険金、手術保険金および長期入院一時保 険金) の免責事由に該当した場合

〇特約保険金の免責事由については、26ページ、30ページをご覧ください。

(2) 告知義務違反による契約の解除の場合

特約のお申込みおよび復活時の告知の際、悪意または重大な過失によって、事実をお知らせいただけなかったり、真実とは違うことをお知らせいただいたりしたため、当社が特約を解除した場合は、保険金の支払事由または保険料のお払込みが免除となる事由が生じていても、保険金のお支払いをせず、または保険料のお払込みを免除しません。ただし、保険金の支払事由または保険料のお払込みの免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらない場合には、保険金をお支払いし、または保険料のお払込みを免除します。

告知義務違反については11ページ、12ページをご覧ください。

(3) 重大事由による契約の解除の場合

次の事由に該当し、当社が特約を解除した場合は、保険金の支払事由または保険料のお払込みが免除となる事由が生じていても、保険金のお支払いをせず、または保険料のお払込みを免除しません。

- ①保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金(保険料のお払込みの免除を含みます。また、他の保険契約の保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で保険事故を招致(未遂を含みます。)したとき
- ②保険金のご請求に関し、保険金受取人に詐欺行為があったとき
- ③他のご契約との重複により被保険者に係る保険金額などの合計額が著しく過大で保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- ④その他特約を継続することを期待しえない上記①から③までと同等の事由があるとき

(4) 加入限度額超過による契約の解除の場合

特約の保険金額が、加入限度額を超えていることから、当社が特約を解除した場合には、保険金などの支払事由または保険料のお払込みが免除となる事由が生じていても、保険金などのお支払いをせず、または保険料のお払込みを免除しません。

(5) 詐欺による無効の場合

保険契約者または被保険者の詐欺により特約の締結または復活が行われた場合は、その特約または復活は無効とし、保険金などをお支払いすることはできません。この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払い戻しません。

(6) 不法取得目的による無効の場合

特約の締結状況、特約の成立後の保険金(保険料のお払込みの免除を含みます。)のご請求の状況などから、保険契約者が保険金などを不法に取得する目的または他人に保険金などを不法に取得させる目的で特約の締結または復活が行われた場合は、その特約または復活は無効とし、保険金などをお支払いすることはできません。この場合、すでにお払込みいただい

た保険料は払い戻しません。

(7) ご契約の失効の場合

保険料のお払込みがなかったため、特約が効力を失った(失効した)場合は、支払事由が 生じていても保険金などはお支払いしません。

(8) その他支払事由に該当しない場合

保険金などのお支払いは、各種約款などに定めるとおり、支払事由に該当する場合にお支払いします。したがって、支払事由に該当しない場合は保険金はお支払いしません。

〇各種保険金のお支払いに関してご不明な点がございましたら、かんぽコールセンター (0120-552950) にお問い合わせください。

4 保険金などをお支払いできる事例とお支払いできない事例

次ページの表は、保険金などをお支払いできる場合またはお支払いできない場合について、わかりやすくご説明するため、代表的な事例を参考として挙げたものです。

ご契約の保険種類・特約種類・加入時期によっては、お取扱いが異なる場合がありますので、実際のご契約でのお取扱いに関しては、保険証券、ご契約のしおり・約款および当社ホームページなどを必ずご確認ください。また、記載以外に認められる事実関係などによってもお取扱いに違いが生じることがあります。

事例1 入院保険金のお支払い(責任開始時前の発病)					
お支払いできる場合	お支払いできない場合				
保険契約にご加入された後に「椎間板ヘルニ	保険契約にご加入される前にかかっていた「椎				
ア」にかかり入院されたケース	間板ヘルニア」が保険契約にご加入された後に悪				
	化して入院されたケース				

【ご説明】

入院保険金は、責任開始時以後にかかった疾病または不慮の事故により受けた傷害(ケガ)を原因とする入院に対しお支払いするものですから、責任開始時前にかかっていた疾病または不慮の事故により受けた傷害(ケガ)を原因とする入院については、お支払いの対象とはならないものです。

なお、ご契約(特約)により、責任開始時以後一定期間経過後は、責任開始時前の疾病を原因とする 入院でもお支払いする場合があります。

事例2 入院保険金のお支払い(支払日数限度の超過)					
お支払いできる場合	お支払いできない場合				
胃がんにより130日入院した後に退院し、その1	胃がんにより130日入院した後に退院し、その2				
年2か月後に再び胃がんにより 130 日の入院をさ	か月後に再び胃がんにより130日の入院をされた				
れたケース	ケース				
1回目の入院について 120 日分お支払いいたし	1回目の入院については、120日分お支払いし				
ます。2回目の入院についても、新たな疾病による	ますが、2回目の入院については、1回目の入院				
入院とみなして 120 日分お支払いします。	と通算しますので、支払日数の限度(120日)を超				
	えることになり、お支払いできません。				

【ご説明】

当社の入院特約は、一つの疾病または傷害(ケガ)による入院について、お支払いする入院保険金は、120 日分を限度としています。ただし、疾病による入院の場合、被保険者が病院を退院後 180 日を経過してから再度同じ疾病を原因として入院したときは、新たな疾病にかかったものとみなして入院保険金をお支払いします。

事例3 手術保険金のお支払い(所定の手術への該当)					
お支払いできる場合お支払いできない場合					
手術保険金のお支払対象は、入院保険金の支払われる入院期間中に、特約条項の別表に定める					
手術に該当する手術を受けた場合となります。					

【ご説明】

各入院関係の特約条項の別表において、手術保険金の支払対象となる手術の種類を定めています。いずれの手術にも該当しない場合、いずれかの手術に該当しても、その手術をした入院に係る入院保険金が支払われない場合、または入院をしないで手術のみ受けた場合は、手術保険金をお支払いしません。

第2 保険金の受取人および保険金の受取方法

特約保険金受取人

特約では、次の方が特約保険金受取人となります。

- (1) 傷害保険金、入院保険金、手術保険金、長期入院一時保険金
 - …… 被保険者
 - (注)上記の特約保険金の支払事由発生後に被保険者が死亡された場合、その特約保険金は、被保険者の相続財産となります。
- (2) 死亡保険金 …… 主たる被保険者の遺族となられる方
 - 〇夫婦保険または夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加された災害特約の場合
 - …… 配偶者である被保険者(配偶者である被保険者がいないときまたは配偶者である被保険者が故意に主たる被保険者を殺したときは、主たる被保険者の遺族となられる方)
 - 〇据置夫婦年金保険の基本契約に付加された災害特約の場合
 - …… 主たる被保険者の遺族となられる方
- (注) 特約死亡保険金受取人は、被保険者が不慮の事故により傷害を受けたときに死亡された とした場合の上記に該当する方となります。
 - ※ 被保険者の遺族

「被保険者の遺族」とは、次の表に掲げる方で、この表の順位により先順位の方が特約死亡保険金受取人となります。

順位	遺族
1	被保険者の配偶者
'	(届出がなくても、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます)
2	被保険者の子
3	被保険者の父母
4	被保険者の孫
5	被保険者の祖父母
6	被保険者の兄弟姉妹
7	被保険者の死亡当時、被保険者の扶助によって生計を維持していた方
8	被保険者の死亡当時、被保険者の生計を維持していた方

- 〇遺族であっても、故意に被保険者、遺族の先順位者または同順位者である者を殺害した 者は、特約死亡保険金受取人になれません。
 - (注) 特約死亡保険金受取人は、被保険者が不慮の事故により傷害を受けたときに死亡されたとした場合の上記に該当する方となります。

2 指定代理請求制度

(1) 指定代理請求制度について

保険金などの受取人(被保険者)が保険金の支払いの請求などを行うことができない特別な事情がある場合において、あらかじめ指定された受取人の代理人(指定代理請求人)が、保険金などの受取人(被保険者)に代わって保険金の支払いの請求などを行うことができる制度です。

なお、保険金などの受取人(被保険者)が保険金の支払いの請求などを行うことができない特別な事情がある場合とは、次の場合をいいます。

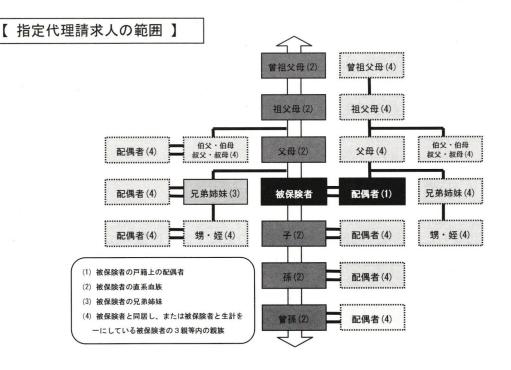
- ○保険金の支払いの請求などを行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
- ○当社が認める傷病名の告知を受けていない場合
- 〇その他これに準じる状態であると当社が認めた場合

(2) 指定代理請求人の指定

保険契約者は、被保険者の同意を得て、次の範囲内であらかじめ1人の者を「指定代理請求人」として指定することができます。

なお、指定代理請求人は保険金の支払いの請求などのときにおいても、次の範囲内である ことを要します。

- ○被保険者の戸籍上の配偶者
- ○被保険者の直系血族
- ○被保険者の兄弟姉妹
- ○被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- (注)保険契約者は被保険者の同意を得て、上記の範囲内で指定代理請求人の指定を変更することができます。



(3) 指定代理請求の対象とする保険金など

指定代理請求の対象とする保険金などは次の表のとおりです。詳しくはかんぽコールセンター (0120-552950) にお問い合わせください。

対象とする保険金など	主な保険金などの具体例
被保険者が受け取ることと	入院保険金
なる保険金などの請求	手術保険金
	長期入院一時保険金
	傷害保険金
被保険者と保険契約者が同 一人である場合の保険料の 払込免除の請求	被保険者の身体障がいによる保険料の払込免除

[※] 上記の表以外の保険金などについても、指定代理請求の対象となるものがありますので、詳しくはかんぽコールセンター(0120-552950)にお問い合わせください。

ご注意

- 〇上記(2)については、配偶者である被保険者が死亡などによりいない基本契約などについての記載です。他の場合に保険契約者が指定代理請求人を指定するときは、基本契約の保険金なども含め、主たる被保険者の指定代理請求人として配偶者である被保険者を、配偶者である被保険者の指定代理請求人として主たる被保険者を指定することを要します。この場合、配偶者である被保険者の同意を要します。
- 〇指定代理請求人に保険金などをお支払いしたときは、その後、保険金などの支払いの請求を 受けても、当社は重複してお支払いしません。
- 〇指定代理請求人に保険金などをお支払いした後、保険契約者または被保険者からのお問い合わせがあった場合、当社はその保険金などの支払状況について事実に基づいて回答せざるを得ませんので、ご承知おきください。この場合、当社からの回答により保険契約者をはじめ契約関係者の方に、万一不都合が生じても、当社は責任を負いかねますので、関係者で解決していただくことになります。

3 保険金などの受取方法

保険金などは、支店または郵便局(郵便局株式会社)の窓口でお受け取りになる方法のほかに、 ご指定の金融機関(当社が指定した金融機関に限ります。)の口座でお受け取りになる方法などが あります。

詳しくはかんぽコールセンター(0120-552950)にお問い合わせください。

4 特約保険金のご請求に必要な書類

書類など保険金	当社所定の請求書	国民健康保険被保険者証※	書社所定の医師の死亡証明	足りる書類 のであることを証明するに をはいまるもであることを証明するに をはいまする。	本特約保険金受取人の戸籍抄	険被保険者証 録証明書または国民健康保 特約保険金受取人の印鑑登	保険証券	当社所定の医師の診断書
死亡保険金	0	0	0	0	0	0	0	_
傷害保険金	0	0	_	0	0	0	0	0
傷害による入院保険 金・手術保険金・長期 入院一時保険金	0	0		0	0	0	0	0
疾病による入院保険 金・手術保険金・長期 入院一時保険金	0	0	_	_	0	0	0	0

⁽注) ※印は、死亡保険金の場合、被保険者の住民票(当社が必要と認めた場合には戸籍抄本) です。

お支払いを保留することがあります

このほか、保険金受取人が指定されていない場合などには、更に他の書類を提出していただく ことがあります。

また、当社所定の医師の死亡証明書または診断書の記載内容などによっては、医師などに対して調査をさせていただく場合があります。この場合、調査についての承諾書を被保険者の方からいただくことがあります。その他、当社から照会し、または同意を求めることがありますが、正当な理由なくこれを拒んだときは、その確認や同意がとれるまで保険金のお支払いをしないことがあります。

ご注意

- 〇まだお払込みされていない保険料または貸付金などがあるときは、お支払いする基本契約の保 険金額などから、これを差し引きます。
- 〇ご請求の際にご提出していただく書類の取得などに係る諸費用は、ご請求をされる方のご負担 となります。
- 〇保険金受取人の方が、保険金の支払請求やそのお受取りを他の方に委任される場合は、委任状 が必要となります。
- 〇提出していただく資料などのうち、有効期限または有効期間のあるものについては、提出していただく日に有効なもの、その他のもの(保険証券を除きます。)については、提出していただく日の前6か月以内に作成されたものに限りますのでご注意ください。
- 〇各種請求をされる際は各種書類などと併せて保険金受取人の方は印章をお持ちください。
- 〇日本国外での死亡などに係る保険金のご請求またはご入院などに係る特約保険金のご請求に際 しては、更にご提出いただく書類があります。

〇ご請求の内容によっては、上記書類以外の書類をご提出いただく場合、または書類の提出が省略可能な場合がありますので、詳しくはかんぽコールセンター(0120-552950)にお問い合わせください。

ご契約のしおり(その他)

第1 税金

1 お払込みになった特約保険料関係

- (1) お払い込みになった特約保険料は、次のとおり生命保険料控除の対象となり、年間の所得金額から控除されます。
 - ※ 保険金受取人または年金受取人を保険契約者(保険料負担者)、その配偶者またはその他の親族とする基本契約に付加した特約の保険料に限ります。

〇所得税

「1年間に払い込まれた保険料総額」-「その年に割り当てられた配当金額」(注)	生命保険料控除額
25,000 円以下	年間払込保険料総額
25,001 円から 50,000 円まで	(年間払込保険料総額) ×1/2+12,500円
50,001 円から 100,000 円まで	(年間払込保険料総額) ×1/4+25,000円
100,001 円以上	一律に 50,000円

〇地方税

「1年間に払い込まれた保険料総額」-「その年に割り当てられた配当金額」(注)	生命保険料控除額
15,000 円以下	年間払込保険料総額
15,001 円から 40,000 円まで	(年間払込保険料総額) ×1/2+7,500円
40,001 円から 70,000 円まで	(年間払込保険料総額) ×1/4+17,500円
70,001 円以上	一律に35,000円

⁽注) 1年間に払い込まれた保険料総額

- (2) 生命保険料控除を受けるためには、申告が必要です。「保険料払込証明書」を発行いたしますので、次によりご申告ください。
 - ① 給与所得者の方

「給与所得者の保険料控除申告書」に保険料払込証明書を添付して勤務先に提出しますと、年末調整によって所得控除されます。

- (注)保険料のお払込方法(経路)を団体払込みとするご契約で、1年間にお払込みいただいた保険料総額などを勤務先で確認できる場合は、保険料払込証明書は発行しません。ただし、給与の年収額や給与以外の所得が一定の額を超える場合などには、確定申告が必要です。
- ② 給与所得者以外の方

当該年の翌年2月16日から3月15日までに所轄の税務署に「確定申告書」に保険料払 込証明書を添付してご提出いただきますと、所得控除されます。

2 お受け取りになった保険金に対する課税関係

(1) お受け取りになった保険金(契約者配当金が同時に支払われる場合は、当該配当金も含みます。)については、保険契約者が保険料負担者の場合、次のお取扱いとなります。

〇 死亡保険金の場合

契約内容	契約内容の例			税の種類		
夹杓内谷	契約者	被保険者	受取人	优の性類		
契約者と被保険者が同一人で、受取	夫	夫	妻	相続税		
人が相続人	夫	夫	子	旧机枕		
契約者と受取人が同一人で、被保険	夫	妻	夫	所得税 (一時所得)		
者が別人	夫	子	夫	住民税		
契約者、被保険者、受取人がそれぞ	夫	妻	子	RM 上 44		
れ別人	夫	子	妻	贈与税		

(2) ご契約者と被保険者が同一人で、指定された死亡保険金受取人が、そのご契約者の法定相 続人(相続を放棄した方を除きます。)に当たる場合には、死亡保険金(契約が2件以上の場合は合計します。)に対して相続税法上一定の金額が非課税となります。

【生命保険金の非課税限度額】 500万円 × 法定相続人数

- (3) 傷害保険金、入院保険金、手術保険金および長期入院一時保険金については、非課税扱いです。
- (4) 一時払養老保険などとして金融類似商品とみなされる保険契約の差益については、源泉分離課税(20%)の対象となります。

3 返戻金に対する課税関係

特約が解約などにより消滅し、返戻金をお受け取りになる場合は、次のとおり課税対象となります。

- (1) 返戻金の受取人が保険料を負担しているとき・・・・・・・所得税(一時所得)および住民税
- (2) 返戻金の受取人が保険料を負担していないとき・・・・・・・・・・贈与税または相続税

ご注意

平成20年7月現在の税制に基づくもので、今後、税務のお取扱いが変わる場合もあります。

第2 保険金受取人の一覧表など

1 保険金の受取人の一覧表

支払事由	受取人	支払事由発生後に左記の 受取人が死亡されたとき		
死亡	配偶者である 被保険者など (注2)	左記受取人の相続人		
傷害				
疾病入院				
傷害入院	被保険者	被保険者の相続人		
手 術				
長期入院一時				
特約(注1)	保険契約者	保険契約者の相続人		
	死 亡 傷 害 疾病入院 傷害入院 手 術 長期入院一時	死 亡 配偶者である 被保険者など (注2) 傷 害 疾病入院 傷害入院 手 術 長期入院一時		

(注1) 特約の解約など特約における返戻金の支払事由をいいます。

(注2) 50ページ参照

2 保険金受取人の相続人が保険金受取人となる場合

傷害保険金、入院保険金などは、被保険者が特約保険金受取人と定められています。被保険者が入院保険金などの支払請求をしないまま死亡された場合は、被保険者の相続人に特約保険金のご請求をしていただくこととなります。

約 款

(特約種類ごとの約款)

特約種類ごとにご覧いただく約款が異なります。

	約	款	名	称	
災害特績	的条項				P60
無配当傷	P76				
無配当怨	失病傷 语		持約条項	i	P91

災害特約条項

(平成19年10月1日制定)

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 特約の責任開始 (第3条)
- 第3章 特約保険料の払込み (第4条-第8条)
- 第4章 特約保険料の払込免除 (第9条-第12条)
- 第5章 特約保険金の支払 (第13条-第17条)
- 第6章 重大事由等による特約の解除 (第18条・第19条)
- 第7章 特約の無効 (第20条・第21条)
- 第8章 特約の失効 (第22条)
- 第9章 保険契約者又は特約死亡保険金受取人の代表者 (第23条)
- 第10章 特約の契約関係者の異動 (第24条)
- 第11章 特約の変更 (第25条-第29条)
- 第12章 加入年齢の計算及び年齢又は性別の誤りの処理 (第30条・第31条)
- 第13章 特約の解約 (第32条)
- 第14章 特約の返戻金の支払及び無効保険料の払戻し (第33条・第34条)
- 第15章 特約の復活 (第35条-第38条)
- 第16章 特約契約者配当 (第39条·第40条)
- 第17章 讓渡禁止(第41条)
- 第18章 控除支払 (第42条)
- 第19章 特約保険金の支払の請求等 (第43条・第44条)
- 第20章 契約内容の登録 (第45条)
- 第21章 特則 (第46条・第47条)

第1章 総則

(趣旨)

- 第1条 この特約条項は、災害特約について定め、災害特約は、被保険者が不慮の事故により傷害を受けたときは、その傷害を直接の原因とする死亡又は特定の身体障害に対し、それぞれ死亡保険金又は傷害保険金の支払をするものとします。 (特約の付加)
- 第2条 この特約は、基本契約の締結の際に又はその締結後に、会社の定めるところにより、基本契約に付加することができるものとします。

第2章 特約の責任開始

(特約の責任開始)

- 第3条 基本契約の締結の際に付加した特約の責任開始時は、この特約が付加された基本契約の責任開始時と同一とします。
- 2 前項の会社の責任開始の日をこの特約の契約日とします。
- 3 この特約の保険期間は、前項の特約の契約日から起算し、この特約が付加された基本契約に係る保険期間又は年金支払期間の終期までとします。
- 4 この特約の申込みを承諾したときは、保険証券を保険契約者に交付します。この場合においては、保険証券の交付をもって承諾の通知に代えます。

第3章 特約保険料の払込み

(基本保険料の払込みを要する場合の特約保険料の払込み)

- 第4条 特約保険料は、この特約が付加された基本契約の保険料(以下「基本保険料」といいます。)の払込みを要する場合においては、基本保険料の払込方法(経路)に従い、基本保険料と合わせてこれと同一月分を払い込むことを要します。
- 2 特約保険料の払込時期及び猶予期間は、基本保険料の払込時期及び猶予期間と同一とします。

(基本保険料の払込みを要しない場合の特約保険料の払込み)

- 第5条 基本保険料の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料があるときは、保険契約者は、会社の定めるところにより、その基本契約の普通保険約款の定める保険料の払込方法(経路)を選択することができます。この場合において、保険契約者による払込方法(経路)の変更及び会社による払込方法(経路)の変更については、普通保険約款の定めるところによります。
- 2 前項の場合において、基本契約に複数の特約が付加されているときは、保険契約者は、それらの特約について、同一の 払込方法(経路)を選択することを要します。この場合においては、それらの特約については、同一月分の特約保険料を 合わせて払い込むことを要します。
- 3 前2項の特約保険料は、1年分以上(1年に満たない月数分の特約保険料を払い込むことによって特約保険料の払込みを要しないこととなる特約にあっては、その月数分)を前納することを要します。

(特約保険料の振替貸付)

第6条 基本保険料について保険料に振り替えることを目的とする貸付けをしたときは、その貸付けをした基本保険料と同一月分の特約保険料についても、基本契約の普通保険約款の定めるところにより、保険料に振り替えることを目的とする貸付けをします。

(特約保険料の前納払込み)

- 第7条 保険契約者は、会社の定めるところにより、特約保険料の全部又は一部を前納することができます。この場合には、会社の定める利率で特約保険料を割り引きます。
- 2 前項の規定により前納された特約保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約応当

日 (特約の契約日から起算した 1 か月ごとの応当日 (その月にその応当日がない場合にあっては、その月の末日の翌日) をいいます。以下同じとします。) ごとに特約保険料の払込みに充当します。

- 3 特約保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された特約保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者(基本契約の死亡保険金又は満期保険金と同時に支払う場合にあっては、基本契約に係る死亡保険金受取人又は満期保険金受取人)に払い戻します。
- 4 第1項の規定により特約保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、やむを得ない事由があるときは、特 約保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合において、会社がその請求を認めたときは、会社の 定めるところにより、その取消しをした期間に対する特約保険料を保険契約者に払い戻します。
- 5 保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第7に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

(未経過期間に対する特約保険料の払戻し)

- 第8条 特約保険料を払い込んだ後、次に掲げる事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日以降の期間に係る特約保険料の全部又は一部について払込みを要しないこととなったときは、会社の定めるところにより、その払込みを要しないこととなった期間に対する特約保険料を保険契約者に払い戻します。
 - (1) 特約の消滅
 - (2) 特約保険料の払込免除
 - (3) 特約の保険期間又は保険料払込期間の短縮
 - (4) 特約保険料額の減額
 - (5) 特約の保険料払済契約への変更
- 2 前項の場合において、払い戻す特約保険料は、基本契約の死亡保険金又は満期保険金と同時に支払う場合にあっては、 同項の規定にかかわらず、基本契約に係る死亡保険金受取人又は満期保険金受取人に払い戻します。ただし、保険契約者 がその特約保険料を受け取る旨の意思表示をしたときは、これを保険契約者に払い戻します。

第4章 特約保険料の払込免除

(基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除)

第9条 基本保険料が払込免除とされたときは、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。ただし、基本保険料が 払込免除となった直接の原因が、この特約の責任開始時前に生じたものであるとき、又はこの特約の失効後その復活まで に被保険者がかかった疾病又は不慮の事故(別表第1に定めるものをいいます。以下同じとします。)により受けた傷害 であるときは、特約保険料を払込免除としません。

(身体障害による特約保険料の払込免除)

- 第10条 次の場合には、この特約の将来の特約保険料(第2号及び第3号の場合には、第1号に規定する身体障害の状態になった被保険者に係る将来の特約保険料に限ります。)を払込免除とします。
 - (1) 基本保険料の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者(夫婦特約(主たる 被保険者及び配偶者である被保険者をこの特約の被保険者とするものをいいます。以下同じとします。)にあっては、 主たる被保険者)がこの特約の責任開始時以後に不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故 の日から180日以内に別表第2の身体障害等級表に掲げる第1級、第2級又は第3級の身体障害の状態になったとき。
 - (2) 夫婦保険又は夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加された夫婦特約において、配偶者である被保険者がこの特約の責任開始時以後に不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に前号に規定する身体障害の状態になったとき。
 - (3) この特約が据置終身年金保険、据置定期年金保険又は据置夫婦年金保険の基本契約に付加された場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後に不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に第1号に規定する身体障害の状態になったとき。
- 2 前項の規定は、被保険者が次のいずれかにより同項に規定する身体障害の状態になった場合、又は同項に規定する傷害がこの特約の失効後その復活までに被保険者が不慮の事故により受けたものである場合には、適用しません。
 - (1) 保険契約者、被保険者又は基本契約において保険契約者が指定した死亡保険金受取人の故意又は重大な過失
 - (2) 被保険者(夫婦特約にあっては、当該身体障害の状態になった被保険者に限ります。次号から第6号までにおいて同じとします。)の犯罪行為
 - (3) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
 - (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- 3 被保険者が次のいずれかにより第1項に規定する身体障害の状態になった場合で、その原因により当該身体障害の状態になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。
 - (1) 地震、噴火又は津波
 - (2) 戦争その他の変乱

(夫婦特約における主たる被保険者の死亡等による特約保険料の払込免除)

- 第11条 夫婦保険又は夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加された夫婦特約において、基本保険料の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合に、基本保険料の払込免除後この特約の保険料払込期間中に主たる被保険者が死亡し、又はかかった疾病若しくは受けた傷害により別表第2の身体障害等級表に掲げる第1級の身体障害の状態(以下「重度障害の状態」といいます。)になったときは、将来の特約保険料を払込免除とします。
- 2 前項の規定は、主たる被保険者の死亡の直接の原因がこの特約の責任開始時前に生じた場合、同項に規定する疾病若しくは傷害がこの特約の失効後その復活までに主たる被保険者がかかった若しくは受けたものである場合又は主たる被保険者が第1号の規定により死亡し、若しくは第2号の規定により重度障害の状態になった場合には、適用しません。
 - (1) この特約又は復活の責任開始の日から起算して3年を経過する前の自殺
 - (2) 主たる被保険者又は配偶者である被保険者の故意

3 主たる被保険者が戦争その他の変乱により死亡し、又は重度障害の状態になった場合で、その原因により死亡し、又は重度障害の状態になった主たる被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。

(介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除)

- 第12条 介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約において、次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める特約保険料を払込免除とします。
 - (1) 基本保険料の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後においてかかった疾病又は不慮の事故により受けた傷害により重度障害の状態になったとき この特約の将来の特約保険料
 - (2) 被保険者がこの特約の責任開始時以後に疾病にかかり、又は不慮の事故により傷害を受け、その疾病又は傷害を直接の原因として特定要介護状態(別表第3に定めるものをいいます。以下同じとします。)になり、かつ、その特定要介護状態になった日から起算して特定要介護状態がこの特約の保険期間中に180日以上継続したとき その特定要介護状態になった日以後のこの特約の特約保険料
- 2 前項の規定は、被保険者が次のいずれかにより重度障害の状態になった場合若しくは特定要介護状態が180日以上継続した場合又は同項に規定する疾病若しくは傷害がこの特約の失効後復活までに被保険者がかかった若しくは不慮の事故により受けたものである場合には、適用しません。
 - (1) 保険契約者、被保険者又は基本契約において保険契約者が指定した死亡保険金受取人の故意又は重大な過失
 - (2) 被保険者の犯罪行為
 - (3) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
 - (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - (7) 被保険者の薬物依存(別表第4に定めるものをいいます。) (前項第2号の場合に限ります。)
- 3 被保険者が次のいずれかにより重度障害の状態になった場合又は特定要介護状態が180日以上継続した場合で、その原因により重度障害の状態になった又は特定要介護状態が180日以上継続した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。
 - (1) 地震、噴火又は津波
 - (2) 戦争その他の変乱

第5章 特約保険金の支払

(特約保険金の支払)

第13条 この特約の特約保険金の支払については、次のとおりとします。

10x C 07 17 113 (の特別体険並の文仏については、久のとおりと	- U A 9 o	
保険金	支払事由	支払額	特約保険金受取人
死亡保険金	被保険者がこの特約の責任開始時以後(この	特約保険金額に相当する金額	特約死亡保険金受取人
	特約の保険期間中に限ります。) に不慮の事		
	故により傷害を受け、その傷害を直接の原因		
	としてその事故の日から180日以内に死亡し		
	たとき		
傷害保険金	1 被保険者がこの特約の責任開始時以後	特約保険金額に別表第2の身体障	被保険者
	(この特約の保険期間中に限ります。)に	害等級表に掲げる身体障害の状態	
	不慮の事故により傷害を受け、その傷害を		
	直接の原因としてその事故の日から180日		
	以内に別表第2の身体障害等級表に掲げ		
	る身体障害の状態になったとき。ただし、		20
8	被保険者がその事故の日から起算して4		
	日以内に死亡したときは、傷害保険金を支		
	払いません。		
	2 前1の場合において、1の不慮の事故に		
	より身体の同一部位に生じた2以上の身		
	体障害があるとき又は身体障害が身体の		
	同一部位に既に存する身体障害に加重し		
	て生じたものであるときは、別表第5に定		
	めるところにより、傷害保険金を支払いま		
,	す。		

(特約保険金の支払限度)

第14条 特約保険金の支払額は、通算して、特約保険金額をもって限度とします。

(幼児の場合の死亡保険金等の支払額)

- **第15条** 被保険者が年齢6歳に達する前に不慮の事故により傷害を受けたときは、死亡保険金又は傷害保険金の支払額は、 次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とします。
 - (1) 被保険者の事故当時の年齢が3歳に満たないとき 死亡保険金額又は傷害保険金額の50%に相当する金額
 - (2) 被保険者の事故当時の年齢が6歳に満たないとき 死亡保険金額又は傷害保険金額の80%に相当する金額
- 2 前項の被保険者の年齢は満年齢で計算します。この場合において、1年に満たない端数があるときは、その端数は切り捨てます。

(死亡保険金等の支払免責等)

第16条 被保険者が次のいずれかにより第13条に規定する死亡保険金又は傷害保険金の支払事由に該当した場合には、その死亡保険金又は傷害保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失
- (2) 基本契約において指定された死亡保険金受取人の故意又は重大な過失(死亡保険金の支払事由に限ります。)。ただし、その者が死亡保険金の一部を受け取るべき場合には、保険契約者の指定した他の死亡保険金受取人にその残額を支払います。
- (3) 被保険者(夫婦特約にあっては、当該支払事由に該当した被保険者に限ります。次号から第7号までにおいて同じとします。)の犯罪行為
- (4) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
- (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- 2 被保険者が次のいずれかにより第13条に規定する死亡保険金又は傷害保険金の支払事由に該当した場合で、その原因によりその死亡保険金又は傷害保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金又は傷害保険金を削減して支払い、又はその支払をしないことがあります。
 - (1) 地震、噴火又は津波
 - (2) 戦争その他の変乱

(特約死亡保険金受取人)

- 第17条 特約死亡保険金受取人は、次の各号に掲げる区分に応じ、被保険者が不慮の事故により傷害を受けた時に死亡した とした場合の当該各号に定める者とします。
 - (1) 普通終身保険、特別終身保険、介護保険金付終身保険、普通定期保険、職域保険、普通養老保険、特別養老保険、特定養老保険、学資保険、育英年金付学資保険又は終身年金保険付終身保険の基本契約に付加された特約 その基本契約において死亡保険金受取人となるべき者
 - (2) 即時終身年金保険、据置終身年金保険、即時定期年金保険又は据置定期年金保険の基本契約に付加された特約 保険契約者の指定した特約死亡保険金受取人(特約死亡保険金受取人が指定されていない場合(指定された特約死亡保険金受取人が死亡し又は保険契約者でなくなり、その後更に特約死亡保険金受取人の指定がない場合を含みます。)には、被保険者の遺族)
 - (3) 夫婦保険又は夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加された特約
 - ア 主たる被保険者が死亡した場合 配偶者である被保険者(配偶者である被保険者がいないとき又は配偶者である被 保険者が故意に主たる被保険者を殺したときは、主たる被保険者の遺族)
 - イ 配偶者である被保険者が死亡した場合(夫婦特約に限ります。) 主たる被保険者(主たる被保険者がいないときは、配偶者である被保険者の遺族)
 - (4) 即時夫婦年金保険又は据置夫婦年金保険の基本契約に付加された特約
 - ア 主たる被保険者が死亡した場合 主たる被保険者の遺族
 - イ 配偶者である被保険者が死亡した場合(夫婦特約に限ります。) 配偶者である被保険者の遺族
- 2 前項の遺族は、被保険者の配偶者(届出がなくても事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに被保険者の死亡当時被保険者の扶助によって生計を維持していた者及び被保険者の生計を維持していた者とします。
- 3 胎児である子又は孫は、前項の規定の適用については、既に生まれたものとみなします。
- 4 前項の規定は、胎児が死体で生まれたときは適用しません。
- 5 第2項に規定する遺族が2人以上あるときは、同項に掲げる順序により先順位にある者を第1項の特約死亡保険金受取 人とします。
- 6 遺族であって故意に被保険者、先順位者又は同順位者である者を殺した者は、第1項の特約死亡保険金受取人となることができません。

第6章 重大事由等による特約の解除

(重大事由による特約の解除)

- 第18条 会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が特約保険金(特約保険料の払込免除を含みます。また、他の保険契約の保険金を含み、保険種類及び保険金の名称の如何を問いません。以下この項において同じとします。)を詐取する目的又は他人に特約保険金を詐取させる目的で保険事故を招致(未遂を含みます。)した場合。
 - (2) 特約保険金の請求に関し、特約保険金受取人に詐欺行為があった場合。
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合。
 - (4) その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合。
- 2 会社は、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、前項の解除の原因たる事実の存することにより会社がこの特約を解除した場合においても、その特約保険金を支払わず、又は特約保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。
- 3 第1項の規定による特約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。
- 4 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、特約保険金受取人又はそれらの法定代理人に通知します。

(加入限度額超過による特約の解除)

- 第19条 会社は、この特約の特約保険金額が、加入限度額(郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの特 約保険金額をいいます。以下同じとします。)を超える場合(他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限 度額を超える場合を含みます。以下同じとします。)には、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- 2 会社は、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、前項の解除の原因たる事

実の存することにより会社がこの特約を解除した場合においても、その特約保険金を支払わず、又は特約保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。

3 第1項の規定によるこの特約の解除については、前条第3項及び第4項の規定を準用します。

第7章 特約の無効

(詐欺による特約の無効)

- 第20条 保険契約者又は被保険者の詐欺により特約の締結又は復活が行われたときは、その特約又は復活は、無効とします。 (不法取得目的による特約の無効)
- 第21条 保険契約者が特約保険金(特約保険料の払込免除を含みます。以下この条において同じとします。)を不法に取得する目的又は他人に特約保険金を不法に取得させる目的をもって、この特約の締結又は復活を行ったときは、その特約又は復活は、無効とします。

第8章 特約の失効

(特約の失効)

- 第22条 この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その効力を失います。
 - (1) 基本契約がその効力を失ったとき。
 - (2) 保険契約者が特約保険料を払い込まないで特約保険料の猶予期間を経過したとき。
 - (3) 特約保険金の支払額が特約保険金額の支払額の限度に達したとき(夫婦特約にあっては、主たる被保険者及び配偶者である被保険者のそれぞれに係る特約保険金額の支払額の限度に達したとき。)。
 - (4) 第25条の規定により特約保険金額が更正された場合(年齢又は性別の誤りの処理及び貸付金の弁済に代える保険金額 又は年金額の減額に伴うものを除きます。)において、更正後の特約保険金額がこの特約の契約日における会社の定め る最低保険金額に満たないとき。
 - (5) 夫婦保険、夫婦年金保険付夫婦保険、即時夫婦年金保険又は据置夫婦年金保険の基本契約に付加された主たる被保険 者のみをこの特約の被保険者とする特約において、主たる被保険者が死亡したとき(夫婦保険の基本契約において主た る被保険者が重度障害の状態に該当するに至ったことにより死亡保険金を支払うとき及び夫婦年金保険付夫婦保険の基 本契約において主たる被保険者が重度障害の状態に該当するに至ったことにより年金支払事由発生日前に死亡保険金を 支払うときを含みます。次項第1号において同じとします。)。
- 2 夫婦特約においては、第1号又は第2号に該当する場合には夫婦特約のうち主たる被保険者に係る部分、第3号から第6号までのいずれかに該当する場合には夫婦特約のうち配偶者である被保険者に係る部分は、その効力を失います。
 - (1) 主たる被保険者が死亡したとき。
 - (2) 主たる被保険者に係る特約保険金の支払額が特約保険金額の支払額の限度に達したとき。
 - (3) 配偶者である被保険者が死亡したとき(夫婦保険の基本契約において配偶者である被保険者が重度障害の状態に該当するに至ったことにより死亡保険金を支払うとき及び夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約において配偶者である被保険者が重度障害の状態に該当するに至ったことにより年金支払事由発生日前に死亡保険金を支払うときを含みます。)。
 - (4) 配偶者である被保険者に係る特約保険金の支払額が特約保険金額の支払額の限度に達したとき。
 - (5) 配偶者である被保険者が被保険者の資格を失ったとき。
 - (6) 基本契約の保険の種類を据置終身年金保険に変更したとき。
- 3 前項の場合においては、会社の定めるところにより、特約保険料額又は特約保険金額を更正し、次に掲げる場合であって会社の定める額の特約の返戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。
 - (1) 夫婦保険又は夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加した夫婦特約において、前項第1号(第9条、第10条第2項 又は第11条第2項の規定により払込免除とならない場合に限ります。)に該当したとき。
 - (2) 夫婦保険又は夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加した夫婦特約において、前項第2号に該当したとき。

第9章 保険契約者又は特約死亡保険金受取人の代表者

(保険契約者又は特約死亡保険金受取人の代表者)

- 第23条 この特約が付加された基本契約において保険契約者の代表者となった者は、この特約においても他の保険契約者を 代理するものとします。
- 2 この特約について特約死亡保険金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を指定してください。この場合には、その 代表者は、他の特約死亡保険金受取人を代理するものとします。
- 3 前項の場合において、この特約の特約死亡保険金受取人がこの特約が付加された基本契約の死亡保険金受取人と同じ者となる場合にあっては、その基本契約について死亡保険金受取人の代表者となった者は、この特約においても特約死亡保険金受取人の代表者となるものとします。
- 4 第2項の場合において、特約死亡保険金受取人が同項の指定(その変更を含みます。)をしようとするときは、別表第7に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 5 第1項又は第2項の代表者が定まらないとき、又はその所在が不明であるときは、この特約について保険契約者又は特 約死亡保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても、その効力を有します。
- 6 この特約について保険契約者が2人以上あるときは、この特約に関する未払特約保険料その他会社に弁済すべき債務は、 連帯とします。

第10章 特約の契約関係者の異動

(特約の保険契約者の変更等)

- 第24条 この特約が付加された基本契約において保険契約者の基本契約による権利義務を承継した者は、この特約による保険契約者の権利義務も承継するものとします。
- 2 この特約が即時終身年金保険、据置終身年金保険、即時定期年金保険又は据置定期年金保険の基本契約に付加された場合においては、保険契約者は、被保険者の同意を得て、保険契約者を特約死亡保険金受取人に指定し、又はその指定を変

更することができます。

- 3 保険契約者が前項の指定又はその変更をしようとするときは、別表第7に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定 した場所に提出してください。
- 4 第2項の指定又はその変更は、保険証券に記載を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

第11章 特約の変更

(基本契約の変更に伴う特約の変更)

- **第25条** 別表第6の定めるところにより、この特約が付加された基本契約について一定の事由が生じたときは、特約の変更をします。
- 2 前項の場合において、既に払い込んだ特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、保険契約者に払い戻します。
- 3 第1項の規定による特約の変更は、別表第6に定める一定の事由に係る基本契約の変更の効力が発生したときに、その変更の効力を生じます。
- 4 前項の規定により第1項の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

(特約保険金額の減額変更)

- **第26条** 特約保険料の払込方法(回数)を分割払とする特約においては、保険契約者は、特約保険金額を減額するための変 更を請求することができます。ただし、次に掲げる場合には、その変更を請求することはできません。
 - (1) この特約の契約日(復活した特約にあっては、その復活日(第37条に定める復活日をいいます。以下同じとします。)) から起算して2年を経過していないとき。
 - (2) 特約保険金額の減額変更後2年(夫婦特約において、主たる被保険者に係る特約保険金額を減額変更するときにあってはその者に係る特約保険金額の減額変更後2年、配偶者である被保険者に係る特約保険金額を減額変更するときにあってはその者に係る特約保険金額の減額変更後2年)を経過していないとき。
 - (3) 特約保険料が払込免除とされているとき (夫婦特約を除きます。)。
 - (4) 夫婦特約において、主たる被保険者に係る特約保険料が払込免除とされているときにあってはその者に係る特約保険金額を、配偶者である被保険者に係る特約保険料が払込免除とされているときにあってはその者に係る特約保険金額を減額しようとするとき。
 - (5) この特約の残存保険料払込期間が1年に満たないとき(職域保険の基本契約に付加されたものを除きます。)。
 - (6) 減額後の特約保険金額がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき。
 - (7) 減額後の特約保険金額が10万円(終身年金保険付終身保険又は夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加された特約にあっては、100万円)の倍数でないとき。
- 2 保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第7に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 3 第1項本文の場合においては、会社の定めるところにより、特約保険料額を更正します。
- 4 第1項の変更は、月ごとの契約応当日(保険期間の満了する日を含みます。以下同じとします。)に変更の請求があった場合にあってはその時(保険期間を更新するときは更新日)に、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合にあっては直後の月ごとの契約応当日(保険期間を更新するときは更新日)にその効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合において、その請求直後の月ごとの契約応当日の前日までに特約保険料が払込免除となったときは、その変更の効力(夫婦特約にあっては、その払込免除とされた者に係る部分の減額変更の効力)は、生じないものとします。
- 5 前項本文の規定により第1項の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合又は前項ただし書の場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

(特約保険金の支払額通算の特則)

第27条 前2条の規定により、特約保険金額が更正された場合において、特約保険金額の更正前に既に支払った又は支払うべき特約保険金がある場合には、第14条の規定による特約保険金の支払額を通算するときは、特約保険金の額は、変更前の特約保険金額に対する変更後の特約保険金額の割合により更正されたものとします。

(夫婦特約の変更)

- **第28条** 保険契約者は、夫婦特約を主たる被保険者のみを被保険者とするこの特約に変更するための特約の変更を請求することができます。この場合においては、会社の定めるところにより、特約保険料額を更正します。
- 2 夫婦年金保険付夫婦保険、即時夫婦年金保険又は据置夫婦年金保険の基本契約に付加された夫婦特約にあっては、その 基本契約の年金支払事由発生日が到来しているときは、前項の変更を請求することができません。
- 3 保険契約者が第1項の請求をしようとするときは、別表第7に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に 提出してください。
- 4 第1項の変更は、月ごとの契約応当日に変更の請求があった場合にあってはその時に、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合にあっては直後の月ごとの契約応当日にその効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合において、その請求直後の月ごとの契約応当日の前日までに主たる被保険者又は配偶者である被保険者に係る特約保険料が払込免除となったときは、その変更の効力は、生じないものとします。
- 5 前項本文の規定により第1項の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合又は前項ただし書の場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

(特約の契約変更の特則)

第29条 保険契約者は、第26条及び前条の変更のほか、契約変更に関する特則の定めるところにより、この特約の変更の申込みをすることができます。

第12章 加入年齢の計算及び年齢又は性別の誤りの処理

(特約の加入年齢の計算)

第30条 この特約の契約日における被保険者の年齢は、この特約が付加された基本契約の普通保険約款の定めるところにより計算します。

(年齢又は性別の誤りの処理)

第31条 保険契約申込書に記載されたこの特約の被保険者の加入年齢又は性別に誤りがあった場合において、この特約の契約日における年齢がその特約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、この特約を無効とし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢又は性別に基づいてこの特約を締結したものとして、会社の定めるところにより、加入限度額を上限として特約保険金額を更正します。この場合において、既に払い込まれた特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

第13章 特約の解約

(特約の解約)

- 第32条 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- 2 保険契約者が前項の解約をしようとするときは、別表第7に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 3 第1項の解約は、月ごとの契約応当日に解約の通知があった場合にあってはその時に、月ごとの契約応当日以外の日に解約の通知があった場合にあっては直後の月ごとの契約応当日にその効力を生じます。ただし、この特約を基本契約の締結後に付加した場合においては、この特約について、その契約日の属する月に解約の通知があった場合には、その解約は、その翌月における基本契約の月ごとの契約応当日に、その効力を生じます。
- 4 第1項の場合においては、月ごとの契約応当日以外の日にこの特約の解約の通知があった場合において、その通知があった直後の月ごとの契約応当日の前日までに特約保険料の払込みを要しないこととなる事由が生じたときは、その解約の効力は、生じないものとします。
- 5 第3項の規定により第1項の解約の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合又は前項の場合において、 会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金 額を会社に返還することを要します。

第14章 特約の返戻金の支払及び無効保険料の払戻し

(特約の返戻金の支払)

- 第33条 次に掲げる場合において、特約の返戻金があるときは、保険契約者は、その支払を請求することができます。
 - (1) 被保険者の死亡 (特約保険金の支払事由に該当しない場合 (重度障害の状態に該当するに至ったことにより死亡した ものとみなされる場合 (この特約が付加された基本契約が消滅する場合に限ります。) を含みます。) に限ります。) 。 ただし、第22条第3項第1号に該当するものを除きます。
 - (2) この特約の解除又は解約の通知
 - (3) この特約の失効 (第1号又は第22条第3項第1号に該当するもの及び特約保険金額の支払限度に達したことによるものを除きます。)
 - (4) この特約の変更(特約保険金額又は特約保険料額が更正されるものに限ります。)。ただし、年齢又は性別の誤りの処理による基本契約の変更に伴うものを除きます。
 - (5) 特約保険金の支払免責(傷害を直接の原因とする死亡の場合に限ります。)
- 2 前項の特約の返戻金の額は、会社の定めるところにより、この特約の経過した年月数により算出した額とします。この場合において、この特約が付加された基本契約の普通保険約款の規定によりその基本契約の死亡保険金又は責任準備金の額の返戻金を支払うときにあっては、特約の責任準備金(夫婦特約にあっては、死亡した被保険者に係る特約の責任準備金)の額とします。
- 3 被保険者について既に支払った又は支払うべき特約保険金(以下この項において「既払特約保険金」といいます。)がある場合において、既払特約保険金の額に前項の規定により支払うべき特約の返戻金の額を加えた額が特約保険金額を超えることとなるときは、支払うべき特約の返戻金の額は、前項の規定にかかわらず、特約保険金額から既払特約保険金の額を差し引いた残額に相当する金額とします。

(無効保険料の払戻し)

第34条 この特約又はその復活の全部又は一部が無効である場合において、保険契約者及び被保険者が善意であり、かつ、 重大な過失のないときは、保険契約者は、特約保険料の全部又は一部の払戻しを請求することができます。

第15章 特約の復活

(特約の復活)

- 第35条 この特約は、基本契約の失効と同時に失効したものに限り、会社の承諾を得て、基本契約の復活に併せて復活することができます。ただし、復活した場合の特約保険金額が加入限度額を超える場合は、その復活をすることができません。
- 2 保険契約者が前項の復活をしようとするときは、別表第7に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出して申し込んでください。
- 3 前項の場合において、保険契約者は、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額(以下「特約復活払込金」といいます。)の払込みを要します。

(特約復活払込金の分割払込み)

- 第36条 保険契約者が、基本保険料を払い込まなかった期間の基本保険料に相当する金額について分割払込みを請求すると きは、その請求に係る同一月分の特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額についても、分割払込 みを請求することを要します。
- 2 前項の規定により分割して払い込む金額(以下「特約分割払込金」といいます。)は、第4条の規定により払い込むべき特約保険料と合わせて払い込むことを要します。
- 3 特約分割払込金の払込みを完了する前は、特約保険料の前納払込みの取扱いを受けることはできません。
- 4 第1項の規定は、特約分割払込金の払込みを完了する前にこの特約が失効したときは、その後のこの特約の復活の申込

みには適用しません。

(特約の復活に係る責任開始)

第37条 特約の復活に係る責任開始については、第3条の規定を準用します。この場合、第3条第2項の「契約日」は「復活日」と読み替えます。

(特約の復活の効果)

- 第38条 この特約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとします。
- 2 前項の場合において、被保険者が特約の失効後その復活までに不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因と して特約保険金の支払事由が発生したときは、その支払事由に係る特約保険金は支払いません。

第16章 特約契約者配当

(特約契約者配当金の割当て)

第39条 会社は、会社の定めるところにより積み立てた契約者配当準備金(以下「準備金」といいます。)の中から、毎事業年度末に、会社の定めるところにより、当該事業年度末において効力を有するこの特約に対して契約者配当金を割り当てることがあります。

(特約契約者配当金の支払)

- 第40条 前条の規定により割り当てた特約契約者配当金(終身年金保険付終身保険、夫婦年金保険付夫婦保険、据置終身年金保険若しくは据置夫婦年金保険(以下「据置終身年金保険等」といいます。)又は即時終身年金保険若しくは即時夫婦年金保険の基本契約(以下「終身年金保険等の基本契約」と総称します。)に付加されたこの特約にあっては、年金支払事由発生日以後に割り当てた契約者配当金を除きます。)は、その翌事業年度中の年ごとの契約応当日(据置終身年金保険等の基本契約に付加されたこの特約にあっては年金支払事由発生前に限り、即時定期年金保険又は据置定期年金保険の基本契約に付加されたこの特約にあっては年金支払事由発生日の前日までに到来する年ごとの契約応当日(据置定期年金保険の基本契約に付加された場合に限ります。)、年金支払事由発生日又は年金支払期間内に到来する年ごとの年金支払事由発生応当日とします。以下この項において同じとします。)において効力を有する特約(年ごとの契約応当日に特約の解除若しくは解約の通知があった特約又は特約保険金額の減額変更の請求があった特約のうち減額部分を除きます。)に限り、その年ごとの契約応当日から、これを積み立てておきます。この場合、会社の定める利率による利息を併せて積み立てておきます。
- 2 前条の規定により割り当てた契約者配当金のうち、前項の規定に該当しなかった契約者配当金(その事業年度末又は翌事業年度中に保険期間の満了する特約に対して割り当てたもののうち次項第1号の規定に該当したことにより支払うもの、及び翌事業年度中に年金支払事由発生日又は年ごとの年金支払事由発生応当日が到来する基本契約に対して割り当てたもののうち第5項の規定により年金を積み増すことにより支払うものを除きます。)は、準備金に繰り入れます。
- 3 次に掲げる事由が生じたとき(終身年金保険等の基本契約に付加されたこの特約にあっては年金支払事由発生前にその事由が生じたときに限ります。)は、保険契約者に、契約者配当金(次に掲げる事由が生じたときまでの間の会社の定める利率による利息を含みます。)を支払います。ただし、第1号又は第2号の場合において基本契約の保険金を支払うときにあっては基本契約に係る保険金受取人に、第4号の場合(第22条第1項第3号の規定による失効の場合に限ります。)にあってはその失効時における特約保険金受取人に支払います。
 - (1) この特約の保険期間の満了(職域保険の基本契約に付加された特約にあっては、その保険期間を更新する場合を除きます。)
 - (2) 被保険者の死亡 (夫婦特約にあっては、特約が消滅する場合に限ります。)
 - (3) この特約の解除又は解約の通知
 - (4) この特約の失効 (第2号に該当する場合を除き、夫婦特約にあっては、特約が消滅する場合に限ります。)
 - (5) 特約保険金額の減額変更の請求
- 4 前項第5号に掲げる事由が生じたことにより支払う特約契約者配当金の額は、特約保険金額のうち減額した特約保険金額の割合によって計算します。
- 5 終身年金保険等の基本契約に付加された特約において、その特約が付加された基本契約の年金支払事由発生日又は年金支払期間(継続年金を支払っている保証期間を含みます。)内の年ごとの年金支払事由発生日が到来したときは、特約の契約者配当金(年金支払事由発生日までの間の会社の定める利率による利息を含みます。)を、この特約を付加した基本契約の普通保険約款の定めるところにより年金を積み増すことにより支払われる契約者配当金と合わせて、その基本契約の年金の保険料に充て会社の定めるところによりその年金を積み増すことにより支払います。

第17章 讓渡禁止

(譲渡禁止)

第41条 保険契約者又は特約保険金受取人は、特約保険金、特約の返戻金又は特約契約者配当金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

第18章 控除支払

(控除支払)

第42条 この特約が付加された基本契約において保険金(生存保険金を除きます。)、年金、継続年金、返戻金、契約者配当金(普通保険約款の規定による配当金支払請求に係る契約者配当金を除きます。)若しくは払い戻す基本保険料を支払う場合又は特約の返戻金若しくは特約契約者配当金を支払う場合において、この特約に関し未払特約保険料、第25条第4項、第26条第5項、第28条第5項又は第32条第5項の規定により会社が返還を受けるべき特約の返戻金(特約の返戻金と同時に支払った特約契約者配当金その他の金額を含みます。)その他会社が弁済を受けるべき金額があるときは、支払金額から差し引きます。

第19章 特約保険金の支払の請求等

(特約保険金の支払の請求等)

第43条 保険契約者又は特約保険金受取人は、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生

じたときは、遅滞なくその旨を会社に通知してください。

- 2 保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人が、特約保険金、特約の返戻金、特約契約者配当金その他この特約に基づく諸支払金(以下「特約保険金等」といいます。)の支払の請求又は特約保険料の払込免除の請求をしようとするときは、会社の定めるところにより、別表第7に定める必要書類を会社に提出して請求してください。
- 3 特約保険金等は、前項の必要書類が会社の本社に到着した日の翌日から起算して10営業日以内に、会社の本社又は会社 の指定した場所で支払います。ただし、事実の確認その他の事由により時日を要するときは、10営業日を過ぎることがあ ります。
- 4 会社は、事実の確認をするため、保険契約者、被保険者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人に対し、 照会し、又は同意を求めることがあります。この場合において、保険契約者、被保険者、基本契約に係る保険金受取人又 は特約保険金受取人が会社の照会に対する回答又は同意を正当な理由なく拒んだときは、その回答又はその同意を得て事 実を確認するまでは特約保険金等の支払又は特約保険料の払込免除は行いません。
- 5 保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人に通知できないときにおいては、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人に到達したものとみなします。
- 6 会社が支払うべき金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。 (時効)
- 第44条 特約保険金等の支払又は特約保険料の払込免除を請求する権利は、その特約保険金等の支払事由又は特約保険料の 払込免除の規定に該当する事由が生じた日の翌日から起算して5年を経過したときは、時効によって消滅します。

第20章 契約内容の登録

(契約内容の登録)

- 第45条 会社は、保険契約者及び被保険者の同意を得て、次の事項を社団法人生命保険協会(以下「協会」といいます。) に登録します。
 - (1) 保険契約者並びに被保険者の氏名、生年月日、性別及び住所(市・区・郡までとします。)
 - (2) 死亡保険金の金額
 - (3) 特約の契約日 (特約の復活が行われた場合は、最後の特約の復活日とします。次項において同じとします。)
 - (4) 当会社名
- 2 前項の登録の期間は、特約の契約日から5年以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社及び全国共済農業協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。)は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約(死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金又は災害死亡保険金のある特約を含みます。以下この条において同じとします。)の申込み(復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加の申込みを含みます。)を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込みがあった場合、前項の規定により連絡された内容を保険契約の承諾(復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加の承諾を含みます。以下この条において同じとします。)の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、特約の契約日(復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額又は特約の中途付加の日とします。)から5年以内に保険契約について死亡保険金又は高度障害保険金の支払請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金又は高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断又は支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会及び各生命保険会社等は、登録又は連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 保険契約者又は被保険者は、登録又は連絡された内容について、会社又は協会に照会することができます。また、その 内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第3項、第4項及び第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第21章 特則

(中途付加の場合の特則)

- 第46条 基本契約の締結後に特約を付加した場合、会社は次の時から特約上の責任を負います。
 - (1) この特約の申込みを承諾した後に第1回特約保険料を受け取った場合 第1回特約保険料を受け取った時
 - (2) 第1回特約保険料相当額を受け取った後にこの特約の申込みを承諾した場合 第1回特約保険料相当額を受け取った時(この特約と同時に付加する特約(傷害入院特約を除きます。)の告知前に受け取った場合には、その告知の時(夫婦特約の申込みの場合において、主たる被保険者又は配偶者である被保険者の告知前に受け取った場合には、そのいずれか遅い告知の時))
- 2 基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日が、その基本契約の契約日から起算した1か月ごとの応当日(その月にその応当日がない場合にあっては、その月の末日の翌日。以下この項において「基本契約の月ごとの契約応当日」といいます。)と異なるときは、その基本契約の月ごとの契約応当日をその基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日とみなします。
- 3 基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日が、その基本契約の契約日から起算した1年ごとの応当日(その年にその応当日がない場合にあっては、その基本契約の契約日の属する月の1年ごとの応当月の末日の翌日。以下この項において「基本契約の年ごとの契約応当日」といいます。)と異なるときは、その基本契約の年ごとの契約応当日をその基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日とみなします。
- 4 この特約を基本契約(保険料の払込方法(回数)を一時払とする即時終身年金保険、据置終身年金保険、即時夫婦年金

保険又は据置夫婦年金保険の基本契約及び即時型の年金保険に変更した後の基本契約を除きます。)の締結後に付加する場合にあっては、この特約の契約日における被保険者の年齢は、第30条の規定にかかわらず、基本契約の契約日に被保険者がその基本契約の普通保険約款の規定により算出した基本契約の契約日における年齢に達したものとした場合の年齢に、その基本契約の契約日の属する月の翌月からこの特約の契約日の属する月までの期間を加えて計算します。

(基本契約が職域保険の場合の特則)

- 第47条 職域保険の基本契約の締結後に特約を付加する場合は、その特約の契約日は、職域取扱団体(職域保険普通保険約款の定めるところにより職域取扱いを受ける団体をいいます。以下同じとします。)に係る基本契約の契約応当日(その月にその応当日がない場合にあっては、その月の末日)又は保険期間の更新をする日のいずれかの日(その日が、非営業日に当たるときは翌営業日(その日が翌月となるときはその日の直前の営業日)とすることを要します。
- 2 職域保険の基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日が当該職域取扱団体に係る基本契約の契約日から起算した1か月ごとの応当日(その月にその応当日がない場合にあっては、その月の末日の翌日。以下この項において「職域取扱団体の月ごとの応当日」といいます。)と異なるときは、その職域取扱団体の月ごとの応当日を職域保険の基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日とみなします。
- 3 前項の場合において、その基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日がその職域取扱団体に係る基本契約の 契約日から起算した1年ごとの応当日(その年にその応当日がない場合にあっては、その職域取扱団体に係る基本契約の 契約日の属する月の1年ごとの応当月の末日の翌日。以下この項において「職域取扱団体の年ごとの応当日」といいます。) と異なるときは、その職域取扱団体の年ごとの応当日を職域保険の基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日 とみなします。
- 4 職域保険の基本契約に付加されたこの特約について、基本保険料の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料があるときは、第5条の規定にかかわらず、職域取扱団体に係る基本保険料と合わせて同一月分を払い込むことを要します。
- 5 職域保険の基本契約に付加された特約にあっては、保険契約者が特約の保険期間の更新をしない旨を会社に通知しない 限り、特約の保険期間の満了する日の翌日に保険期間を1年更新します。
- 6 前項の特約の保険期間の更新は、職域保険普通保険約款の定めるところによります。
- 7 第5項の規定により特約の保険期間を更新した特約について、第9条、第10条、第13条、第22条、第26条及び第31条の規定を適用する場合にはこの特約の責任開始時、責任開始の日又は契約日はそれぞれ更新前のこの特約の責任開始時、責任開始の日又は契約日とし、第13条の規定を適用する場合にはこの特約の保険期間は更新前のこの特約の保険期間から継続するものとします。

別表第1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(ただし、疾病又は体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症し又はその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。)で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

生省	計大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします		¥ 37		
	分 類 項 目	基	本分	類表	番号
1	鉄道事故	Ε	800	~ E	807
2	自動車交通事故	Ε	810	~ E	819
3	自動車非交通事故	E	820	~ E	825
4	その他の道路交通機関事故	E	826	~ E	829
5	水上交通機関事故	Ε	830	~ E	838
6	航空機及び宇宙交通機関事故	Ε	840	~ E	845
7	他に分類されない交通機関事故	Ε	846	~ E	848
8	医薬品及び生物学的製剤による不慮の中毒	E	850	~ E	858
	ただし、外用薬又は薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断	. 3	治療	を目	的とし
	たものは除外します。				
9	その他の固体、液体、ガス及び蒸気による不慮の中毒	Ε	860	~ E	869
	ただし、洗剤、油脂及びグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎並びにサルモネラ性	食	中毒	、細	菌性食
	中毒(ブドー球菌性、ボツリヌス菌性、その他及び詳細不明の細菌性食中毒)及びアレルギー性	1 1	食餌	性・	中毒性
	の胃腸炎、大腸炎は含まれません。				
10	外科的及び内科的診療上の患者事故	E	870	~ E	876
	ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。				
11	患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的及び内科的処置で	E	878	~ E	879
	処置時事故の記載のないもの				
	ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。				
12	不慮の墜落	E	880	~ E	888
13	火災及び火焔による不慮の事故	Е	890	~ E	899
14	自然及び環境要因による不慮の事故	Ε	900	~ E	909
	ただし、「過度の高温 (E 900) 中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧及び気圧の変化 (E	. 90	02)	١,	「旅行
	及び身体動揺(E 903)」及び「飢餓、渇、不良環境曝露及び放置(E 904)中の飢餓、渇」に	上除	外し	ます	0
15	溺水、窒息及び異物による不慮の事故	Ε	910	~ E	915
	ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入又は嚥下	12	よる	気道	閉塞又
	は窒息 (E 911) 」、「その他の物体の吸入又は嚥下による気道の閉塞又は窒息 (E 912) 」に	は除	外し	ます	0
16	その他の不慮の事故	E	916	~ E	928
	ただし、「努力過度及び激しい運動 (E 927) 中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他				
	度の運動」及び「その他及び詳細不明の環境的原因及び不慮の事故 (E 928) 中の無重力環境へ	· 0)	長期	滞在	、騒音

	暴露、振動」は除外します。			
17	医薬品及び生物学的製剤の治療上使用による有害作用	Е	930∼ E	949
	ただし、外用薬又は薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断	í·;	治療を目	的とし
	たものは除外します。			
18	他殺及び他人の加害による損傷	Е	960∼ E	969
19	法的介入	E	970∼ E	978
	ただし、「処刑(E 978)」は除外します。			
20	戦争行為による損傷	Е	990∼ E	999

別表第2 身体障害等級表 (1) 身体障害、障害等級及び支払割合は、次のとおりとします。

障害等級	障害等級及び支払割合は、次のとおりとします。 身体障害	支払割合
第1級	タ体障害 1 両眼が失明したもの	文払割で
第 1 		100%
	2 言語又はそしゃくの機能を全く廃したもの	
	3 精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	
	4 両上肢を手関節以上で失ったもの	
	5 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の用を全く廃したもの	
	6 両上肢の用を全く廃したもの	
	7 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	
	8 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の用を全く廃したもの	
	9 1上肢の用を全く廃し、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	
	10 1上肢及び1下肢の用を全く廃したもの	
	11 両下肢を足関節以上で失ったもの	
	12 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の用を全く廃したもの	
	13 両下肢の用を全く廃したもの	
第2級	20 両耳の聴力を全く失ったもの	70%
	21 言語及びそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	
	22 精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの	
	23 1上肢を手関節以上で失ったもの	
	24 1上肢の用を全く廃したもの	
	25 10手指を失ったもの又はその用を全く廃したもの	
	26 10手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く廃したもの	
	27 1 下肢を足関節以上で失ったもの	
	28 1 下肢の用を全く廃したもの	
第3級	40 両眼の視力の和が0.12以下になったもの	50%
	41 1 眼が失明したもの	
	42 両耳の聴力レベルが69デシベル以上89デシベル未満になったもの	
	43 言語又はそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	
	44 精神、神経又は胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの	
	45 脊柱に著しい奇形又は著しい運動障害を残すもの	
	46 1上肢の3大関節中の2関節の用を全く廃したもの	
	47 1手の5手指を失ったもの、母指及び示指を失ったもの又は母指若しくは示指を含み3	
	手指若しくは4手指を失ったもの	
	48 1手の5手指若しくは4手指の用を全く廃したもの又は母指及び示指を含み3手指の	
	用を全く廃したもの	
	49 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を全く廃したもの	
	50 10足指を失ったもの又は10足指の用を全く廃したもの	
	51 10足指のうちその一部を失い、かつ、他の足指の用を全く廃したもの	
	60 両眼に著しい視野狭窄を残すもの又は両眼視において著しく視野が欠損したもの	30%
	61 1耳の聴力を全く失ったもの	00/0
	62 平衡機能に障害を残すもの	
	63 鼻を欠損し、その機能に障害を残すもの	
	64 1上肢の3大関節中の2関節以上の機能に著しい障害を残すもの	
	65 1上肢の 3 大関節中の 1 関節の用を全く廃したもの	
	66 1上肢に仮関節を残すもの	
	67 1手の母指若しくは示指を失ったもの、母指若しくは示指を含み2手指を失ったもの又	
	は母指及び示指以外の3手指を失ったもの	
	68 1手の母指及び示指の用を全く廃したもの又は母指若しくは示指を含み2手指若しく	
	は3手指の用を全く廃したもの	
	69 1下肢の3大関節中の2関節以上の機能に著しい障害を残すもの	
	70 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く廃したもの	
	71 1 下肢に仮関節を残すもの	
	72 1 下肢を 5 cm以上短縮したもの	
	73 1足の5足指を失ったもの又は5足指の用を全く廃したもの	

- 81 鼻の機能に障害を残すもの
- 82 味覚を全く失ったもの
- 83 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの
- 84 1手の母指及び示指以外の1手指又は2手指を失ったもの
- 85 1手の母指若しくは示指の用を全く廃したもの又は母指及び示指以外の2手指若しくは3手指の用を全く廃したもの
- 86 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの
- 87 1下肢を3cm以上短縮したもの
- 88 1足の第1足指又は他の4足指を失ったもの
- 89 1足の第1足指を含み3足指又は4足指の用を全く廃したもの

備考

1 身体障害

この表に掲げる身体障害は、いずれも、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

2 眼の障害

- ア 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。
- イ 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。
- ウ 「著しい視野狭窄を残すもの」とは、視野の角度が10度以内になったものをいいます。
- エ 「著しく視野を欠損したもの」とは、両眼視において視野の8方向の角度の合計が正常両眼視において視野のそれの合計の50パーセント以下になったものをいいます。
- オ「著しい複視が生じるもの」とは正面視において複視が生じるものをいいます。

3 耳の障害

- ア 聴力はオージオメーターによって測定するものとします。
- イ 「聴力を全く失ったもの」とは、聴力レベルが89デシベル以上になったものをいいます。
- ウ 「平衡機能に障害を残すもの」とは、内耳の損傷による平衡機能障害のため、開眼して直線を歩行中10m以内で 転倒し、又は著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ないものをいいます。

4 鼻の障害

- ア 「鼻を欠損したもの」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損したものをいいます。
- イ 「鼻の機能に障害を残すもの」とは、両側の鼻呼吸に障害を生じ、又は両側のきゅう覚を脱失したものをいいます。
- 5 言語、そしゃく、味覚の障害
 - ア「言語の機能を全く廃したもの」とは、音声又は言語をそう失したものをいいます。
 - イ 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声又は言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。
 - ウ 「そしゃくの機能を全く廃したもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。
 - エ 「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食又はこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。
 - オ 「味覚を全く失ったもの」とは、試験紙及び薬物による検査結果が無反応であるものをいいます。
- 6 精神、神経、胸腹部臓器の障害
 - ア 「精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。
 - イ 「精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、脳、神経又は 胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、日常生活動作の範囲が家庭内に限られるものをいいます。
 - ウ 「精神、神経又は胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に 器質的又は機能的障害が存在し、このため、軽易な労務以外の労務に就くことができないもの、又はこれに準じる 程度に社会の日常生活動作が制限されるものをいいます。

7 脊柱の障害

- ア 「脊柱に著しい奇形を残すもの」とは、通常の衣服を着ても外部から脊柱の奇形が明らかに分かる程度以上のも のをいいます。
- イ 「脊柱に著しい運動障害を残すもの」とは、脊柱の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
- 8 上肢の障害
 - ア 「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、又は上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
 - イ 「上肢の用を全く廃したもの」とは、3大関節(肩関節、肘関節及び手関節をいいます。)全部の用を全く廃したものをいいます。
 - ウ 「関節の用を全く廃したもの」とは、関節が強直し、又は拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。
 - エ 「関節の機能に著しい障害を残すもの」とは、関節が強直し、又は拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
 - オ 「仮関節を残すもの」とは、上腕骨に仮関節を残すもの又は前腕骨の橈骨と尺骨の両方に仮関節を残すものをいいます。
- 9 手指の障害
 - ア 「手指を失ったもの」とは、母指にあっては指節間関節以上、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
 - イ 「手指の用を全く廃したもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったもの又は中手指節関節若しくは近位指

節間関節(母指にあっては指節間関節)の自動運動の範囲が正常の場合の 2 分の 1 以下に制限されたものをいいます。

10 下肢の障害

- ア 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、又は下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
- イ 「下肢の用を全く廃したもの」とは、3大関節(股関節、膝関節及び足関節をいいます。)全部の用を全く廃したものをいいます。
- ウ 「関節の用を全く廃したもの」とは、上肢の場合と同様とします。
- エ 「関節の機能に著しい障害を残すもの」とは、上肢の場合と同様とします。
- オ 「仮関節を残すもの」とは、大腿骨又は脛骨に仮関節を残すものをいいます。
- カ 下肢の短縮は、腸骨前上棘と内くるぶし下端との距離を測り、健側の下肢のそれと比較して、短縮の長さを算出するものとします。

11 足指の障害

- ア 「足指を失ったもの」とは、足指を基節の2分の1以上で失ったものをいいます。
- イ 「足指の用を全く廃したもの」とは、第1足指にあっては、末節の2分の1以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいい、その他の足指にあっては、遠位指節間関節以上を失ったもの又は足指の中足指節関節若しくは近位指節間関節に完全強直若しくは完全拘縮を残すものをいいます。
- (2) 前号の表に掲げる身体障害のうち、第1級の4から13まで、第2級の25及び26並びに第3級の50及び51の身体障害は、1の不慮の事故によるものであって、当該傷害が生じた身体の同一部位に既に存する同号の表に掲げる身体障害に加重して生じたものでないものに限ります。
- (3) 第1号の表に掲げる支払割合は、手指の障害にあっては通算して70%、足指の障害にあっては通算して50%をもって限度とします。
- (4) 第1号の表に掲げる身体障害のうち、第1級の3、第2級の22及び第3級の44の身体障害は、これらの身体障害以外の同号の表に掲げる身体障害に該当するものを含まないものとします。

別表第3 特定要介護状態

特定要介護状態とは、常時の介護を要する次のいずれかの身体障害の状態をいいます。

- (1) 日常生活において常時寝たきりの状態であり、日常生活動作が次のアに該当し、かつ、イからオまでのうちいずれか 3つ以上に該当する状態
 - ア 歩行できない
 - イ 排尿便の後始末が自分ではできない
 - ウ 食事が自分ではできない
 - エ 衣服の着脱が自分ではできない
 - オ 入浴が自分ではできない

備者

- 1 「歩行できない」とは、杖、装具等の使用及び他人の介助によっても歩行できず、常時ベッド周辺の生活であることをいいます。
- 2 「排尿便の後始末が自分ではできない」とは、自分で大小便の排せつ後のふきとり始末ができないため、他人の介助を要することをいいます。
- 3 「食事が自分ではできない」とは、食器類又は食物を選定、工夫しても、自分で食事ができないため、他人の介助を要することをいいます。
- 4 「衣服の着脱が自分ではできない」とは、衣服等を工夫しても、自分で衣服の着脱ができないため、他人の介助を要することをいいます。
- 5 「入浴が自分ではできない」とは、浴槽等を工夫しても、自分で浴槽の出入り又は体の洗い流しができないため、 他人の介助を要することをいいます。
- (2) 医師により器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態で、次の見当識障害のいずれかに該当する状態
 - ア 時間の見当識障害が常時あること。
 - イ 場所の見当識障害があること。
 - ウ 人の見当識障害があること。

備考

- 1 「医師により器質性認知症と診断確定されている」とは、次の(1)及び(2)のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格を持つ者により診断確定された場合をいいます。
 - (1) 脳内に後天的に起こった器質的な病変あるいは損傷を有すること
 - (2) 正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
- 2 前1の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」及び「器質的障害」とは、次のとおりとします。
 - (1)「器質性認知症」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、 傷害および死因統計分類提要」(昭和54年版)に記載された分類項目中、次の基本分類番号に規定される内容に よるものをいいます。

分 類 項 目	基本分類番号
老年痴呆、単純型	290.0
初老期痴呆	290. 1
老年痴呆、抑うつ型及び妄想型	290. 2
急性錯乱状態を伴う老年痴呆	290. 3
動脈硬化性痴呆	290. 4

昭和54年版以後の厚生省(平成13年1月6日以降は厚生労働省)大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死 因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

- (2) 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因又は障害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。
- 3 「意識障害」とは、周囲に対して適切な注意を払い、外部からの刺激を的確に受け取り、対象を認知する能力に 障害が生じていることをいいます。
- 4 「時間の見当識障害」とは、季節又は朝、昼及び夜が分からないことをいいます。
- 5 「場所の見当識障害」とは、現在自分が住んでいる場所又は現在自分がいる場所が分からないことをいいます。
- 6 「人の見当識障害」とは、日頃接している家族又は日頃接している周囲の人間が分からないことをいいます。

別表第4 薬物依存

「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号304に規定された内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬又は幻覚薬等を含みます。

別表第5 加重障害における傷害保険金額

- (1) 1の不慮の事故により身体の同一部位に生じた2以上の身体障害があるときにおける傷害保険金額は、これらの身体障害が該当する障害等級のうち最も上位のもの(これらの身体障害が該当する障害等級が同一のときは、その障害等級)に応ずる支払割合を特約保険金額に乗じて得た額とします。
- (2) 不慮の事故により身体障害が身体の同一部位に既に存する身体障害に加重して生じたものであるときにおける傷害保険金額は、加重の結果生じた身体障害の状態に応ずる傷害保険金額から既に存する身体障害について傷害保険金を支払うこととした場合に支払うべき傷害保険金額を差し引いた額とします。
- (3) 前号の場合において、既に存する身体障害若しくは加重の結果生じた身体障害が2以上あるときは、同号に規定する既に存する身体障害若しくは加重の結果生じた身体障害の状態に応ずる傷害保険金額については、第1号により計算します。
- (4) 第1号及び第2号の身体の同一部位は、次のとおりとします。
 - ア 1上肢については、肩関節以下を同一部位とします。
 - イ 1下肢については、股関節以下を同一部位とします。
 - ウ 眼については、両眼を同一部位とします。
 - エ 耳については、両耳を同一部位とします。
 - オ 身体障害等級表に定める第1級の2、第2級の21、第3級の43及び第5級の82の身体障害については、口及び咽喉 を同一部位とします。
 - カ 身体障害等級表に定める第1級の3、第2級の22及び第3級の44の身体障害については、精神、神経及び胸腹部臓器を同一部位とします。

別表第6 基本契約の変更に伴う特約の変更

- (1) 第25条の規定によるこの特約の変更をすることとなる事由は、次のとおりとします。
 - ア 年齢の誤りの処理により基本契約の保険期間又は保険料払込期間の終期が変更されたとき。
 - イ 年齢又は性別の誤りの処理により基本契約の保険金額(年金保険の基本契約にあっては、年金額)が減額更正されたとき。
 - ウ 保険料払済契約への変更があったとき。
 - エ 基本契約の保険期間又は保険料払込期間が短縮されたとき。
 - オ 基本契約において、年金支払事由発生日を繰り上げる契約変更があったとき。
 - カ 基本契約において、年金支払事由発生日を繰り下げる契約変更があったとき。
 - キ 据置定期年金保険の基本契約において、年金支払期間を延長する契約変更があったとき。
 - ク 即時型の年金保険への変更があったとき。
 - ケ 夫婦特約が付加された夫婦保険又は夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約において、主たる被保険者が死亡した場合 (その者に係る保険金が支払免責になる場合に限ります。)において基本契約の保険金額又は年金額が減額されたと き。
 - コ アからケまでのほか、基本契約の保険金額又は年金額(育英年金額を除きます。)が減額されたとき。
- (2) 基本契約について、前号ウの事由が生じたときは、この特約についても保険料払済契約に変更します。この場合においては、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込むことを要しません。
- (3) 基本契約について、第1号エからクまでのいずれかの事由が生じたときは、この特約の保険期間又は保険料払込期間の終期もその基本契約の保険期間(年金保険の基本契約にあっては、年金支払期間)又は保険料払込期間の終期と同一の時期に変更されたものとします。この場合において、同号クの事由が生じたときは、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込むことを要しません。
- (4) 基本契約について、第1号に掲げる事由が生じたときは、会社の定めるところにより、特約保険料額又は特約保険金額を更正又は減額します。

別表第7 必要書類

(1) 特約保険金等の支払の請求その他この特約に基づく請求等に必要な書類は、次の表に掲げるものとします。

ア 特約保険金の支払請求

項目	提出する者	必要書類
死亡保険金の支払(第13 条関係)	約死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合には、戸新 抄本)

	3 保険契約者及び被保険者が職域である団体、職域取扱団体に係る
	構成員又はその退職者等であることを証明するに足りる書類(職域
	保険の基本契約に付加された特約に限ります。)
	4 主たる被保険者及び配偶者である被保険者の婚姻関係を証明す
	るに足りる書類(夫婦特約に限ります。)
	5 会社所定の医師の死亡証明書
	6 被保険者の死亡が不慮の事故によるものであることを証明する
	に足りる書類
	7 特約死亡保険金受取人の戸籍抄本
	8 特約死亡保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者
	証
	9 保険証券
傷害保険金の支払 (第13特約保険金受取人	1 会社所定の請求書
条関係)	2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証
	3 保険契約者及び被保険者が職域である団体、職域取扱団体に係る
	構成員又はその退職者等であることを証明するに足りる書類 (職域
	保険の基本契約に付加された特約に限ります。)
	4 主たる被保険者及び配偶者である被保険者の婚姻関係を証明す
	るに足りる書類(夫婦特約に限ります。)
	5 会社所定の医師の診断書
	6 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証
	明するに足りる書類
	7 特約保険金受取人の戸籍抄本
	8 特約保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証
	9 保険証券

イ 特約保除料のおみ角階

イ 特約保険料の払込	免除	
項目	提出する者	必要書類
身体障害による特約保	保険契約者	1 会社所定の請求書
険料の払込免除 (第10条		2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証
関係)		3 会社所定の医師の診断書
		4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証
		明するに足りる書類
		5 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証
	90	6 保険証券
夫婦特約における主た	保険契約者	1 会社所定の請求書
る被保険者の死亡等に		2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証
よる特約保険料の払込		3 会社所定の医師の死亡証明書又は会社所定の医師の診断書
免除 (第11条関係)		4 傷害によるものであるときは、保険期間内にその傷害を受けたも
		のであることを証明するに足りる書類
		5 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証
	3	6 保険証券
介護保険金付終身保険	保険契約者	1 会社所定の請求書
の基本契約に付加され		2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証
た特約の特約保険料の		3 会社所定の医師の診断書
払込免除 (第12条関係)		4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証
37575677		明するに足りる書類
		5 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証
		6 保険証券

ウ 特約の返戻金の支払請求

7 特别仍应庆亚仍又	かられる	
項目	提出する者	必要書類
解除若しくは解約又は	保険契約者	1 会社所定の請求書
失効(第22条第2項第5		2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証
号の規定による失効を		3 保険証券
除きます。)による特約		
の返戻金の支払 (第22		
条、第33条関係)		
第22条第2項第5号の	保険契約者	1 会社所定の請求書
失効による特約の返戻		2 配偶者である被保険者の資格喪失の事実及びその年月日を証明
金の支払 (第22条関係)	a	するに足りる書類
		3 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証
		4 保険証券
被保険者の死亡 (第33条	保険契約者	1 会社所定の請求書
に該当する場合に限り		2 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍
ます。) による特約の返		抄本)
戻金の支払 (第33条関		3 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証

17K /			, ken
I	その他	v v	
	項目	提出する者	必要書類
前納扎	ム込みの取消し(第	保険契約者又は基本契	1 その旨を記載した請求書
7 条]	目係)	約に係る保険金受取人	2 保険契約者又は基本契約に係る保険金受取人の印鑑証明書又に
			国民健康保険被保険者証
			3 保険証券
未経i	過期間に対する特	保険契約者又は基本契	1 会社所定の請求書
約保险	食料の払戻し(第8	約に係る保険金受取人	2 保険契約者又は基本契約に係る保険金受取人の印鑑証明書又は
条関係	系)		国民健康保険被保険者証
			3 保険証券
特約	死亡保険金受取人	特約死亡保険金受取人	1 会社所定の通知書
の代表	長者の指定(その変		2 特約死亡保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者
更を含	含む。) (第23条関		証
係)			3 保険証券
特約?	死亡保険金受取人	保険契約者	1 会社所定の通知書
の指定	官又はその変更(第		2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証
24条目	曷係)		3 保険証券
特約の	つ変更(第26条、第	保険契約者	1 会社所定の請求書
28条目	月 係)		2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証
			3 保険証券
特約(の解約 (第32条関	保険契約者	1 会社所定の通知書
係)			2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証
			3 保険証券
無効化	保険料の払戻し(第	保険契約者	1 その旨を記載した請求書
34条目	関係)		2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証
			3 保険証券
特約	の復活 (第35条関	保険契約者	1 会社所定の申込書
係)			2 保険証券
特約	契約者配当金の支	保険契約者、基本契約に	1 会社所定の請求書
払(貧	第40条関係)	係る保険金受取人又は	2 保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取力
		特約保険金受取人	の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証
			3 保険証券

保険証券

4

- (2) 会社は、前号の書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、同号の規定にかかわらず、同号の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、同号の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
- (3) 官公署、会社、工場、組合等の団体を保険契約者及び特約死亡保険金受取人とし、その団体から給与等の支払を受ける従業員を被保険者とする特約の場合、保険契約者である団体がこの特約の特約保険金の全部又はその相当部分を遺族補償規定等に基づく死亡退職金又は弔慰金等(以下「死亡退職金等」といいます。)として被保険者又は死亡退職金等の受給者に支払うときは、その特約保険金の支払請求の際、次のア及びイの書類の提出も必要とします。
 - ア 被保険者又は死亡退職金等の受給者の請求内容確認書(死亡退職金等の受給者が2人以上である場合には、そのうち1人からの提出で足りるものとします。)
 - イ 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

係)

無配当傷害入院特約条項

(平成20年7月2日制定)

日次

- 第1章 総則 (第1条・第2条)
- 第2章 特約の責任開始 (第3条)
- 第3章 特約保険料の払込み (第4条-第8条)
- 第4章 特約保険料の払込免除 (第9条-第11条)
- 第5章 特約保険金の支払 (第12条-第17条)
- 第6章 重大事由等による特約の解除 (第18条・第19条)
- 第7章 特約の無効 (第20条・第21条)
- 第8章 特約の失効 (第22条)
- 第9章 保険契約者の代表者 (第23条)
- 第10章 特約の契約関係者の異動 (第24条)
- 第11章 特約の変更 (第25条-第28条)
- 第12章 加入年齢の計算及び年齢又は性別の誤りの処理 (第29条・第30条)
- 第13章 特約の解約 (第31条)
- 第14章 特約の返戻金の支払及び無効保険料の払戻し (第32条・第33条)
- 第15章 特約の復活 (第34条-第37条)
- 第16章 特約契約者配当 (第38条)
- 第17章 讓渡禁止 (第39条)
- 第18章 控除支払 (第40条)
- 第19章 特約保険金の支払の請求等 (第41条・第42条)
- 第20章 契約内容の登録 (第43条)
- 第21章 法令等の改正又は医療技術の変化に伴う手術保険金の支払事由に関する規定の変更(第44条)
- 第22章 特則 (第45条·第46条)

第1章 総則

(趣旨)

- 第1条 この特約条項は、無配当傷害入院特約について定め、無配当傷害入院特約は、被保険者が不慮の事故により傷害を受けたときは、その傷害を直接の原因とする病院若しくは診療所への入院、特定の手術又は病院若しくは診療所への一定期間継続した入院に対し、それぞれ入院保険金、手術保険金又は長期入院一時保険金の支払をするものとします。 (特約の付加)
- **第2条** この特約は、基本契約の締結の際に又はその締結後に、会社の承諾を得て、基本契約に付加することができるものとします。

第2章 特約の責任開始

(特約の責任開始)

- 第3条 基本契約の締結の際に付加した特約の責任開始時は、この特約が付加された基本契約の責任開始時と同一とします。2 前項の会社の責任開始の日をこの特約の契約日とします。
- 3 この特約の保険期間は、前項の特約の契約日から起算し、この特約が付加された基本契約に係る保険期間又は年金支払期間の終期までとします。
- 4 この特約の申込みを承諾したときは、保険証券を保険契約者に交付します。この場合においては、保険証券の交付をもって承諾の通知に代えます。

第3章 特約保険料の払込み

(基本保険料の払込みを要する場合の特約保険料の払込み)

- 第4条 特約保険料は、この特約が付加された基本契約の保険料(以下「基本保険料」といいます。)の払込みを要する場合においては、基本保険料の払込方法(経路)に従い、基本保険料と合わせてこれと同一月分を払い込むことを要します。
- 2 特約保険料の払込時期及び猶予期間は、基本保険料の払込時期及び猶予期間と同一とします。

(基本保険料の払込みを要しない場合の特約保険料の払込み)

- 第5条 基本保険料の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料があるときは、保険契約者は、その基本契約の普通保険約款の定める保険料の払込方法(経路)を選択することができます。この場合において、保険契約者による払込方法(経路)の変更及び会社による払込方法(経路)の変更については、普通保険約款の定めるところによります。
- 2 前項の場合において、基本契約に複数の特約が付加されているときは、保険契約者は、それらの特約について、同一の 払込方法(経路)を選択することを要します。この場合においては、それらの特約については、同一月分の特約保険料を 合わせて払い込むことを要します。
- 3 前2項の特約保険料は、1年分以上(1年に満たない月数分の特約保険料を払い込むことによって特約保険料の払込みを要しないこととなる特約にあっては、その月数分)を前納することを要します。

(特約保険料の振替貸付)

第6条 基本保険料について保険料に振り替えることを目的とする貸付けをしたときは、その貸付けをした基本保険料と同一月分の特約保険料についても、基本契約の普通保険約款の定めるところにより、保険料に振り替えることを目的とする貸付けをします。

(特約保険料の前納払込み)

第7条 保険契約者は、特約保険料の全部又は一部を前納することができます。この場合には、会社の定める利率で特約保 険料を割り引きます。

- 2 前項の規定により前納された特約保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約応当日(特約の契約日から起算した1か月ごとの応当日(その月にその応当日がない場合にあっては、その月の末日の翌日)をいいます。以下同じとします。)ごとに特約保険料の払込みに充当します。
- 3 特約保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された特約保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者(基本契約の死亡保険金又は満期保険金と同時に支払う場合にあっては、基本契約に係る死亡保険金受取人又は満期保険金受取人)に払い戻します。
- 4 第1項の規定により特約保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、やむを得ない事由があるときは、特 約保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合において、会社がその請求を認めたときは、会社の 定める方法により、その取消しをした期間に対する特約保険料を保険契約者に払い戻します。
- 5 保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第11に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

(未経過期間に対する特約保険料の払戻し)

- 第8条 特約保険料を払い込んだ後、次に掲げる事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日以降の期間に係る特約保険料の全部又は一部について払込みを要しないこととなったときは、会社の定める方法により、その払込みを要しないこととなった期間に対する特約保険料を保険契約者に払い戻します。
 - (1) 特約の消滅
 - (2) 特約保険料の払込免除
 - (3) 特約の保険期間又は保険料払込期間の短縮
 - (4) 特約保険料額の減額
 - (5) 特約の保険料払済契約への変更
- 2 前項の場合において、払い戻す特約保険料は、基本契約の死亡保険金又は満期保険金と同時に支払う場合にあっては、 同項の規定にかかわらず、基本契約に係る死亡保険金受取人又は満期保険金受取人に払い戻します。ただし、保険契約者 がその特約保険料を受け取る旨の意思表示をしたときは、これを保険契約者に払い戻します。

第4章 特約保険料の払込免除

(基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除)

第9条 基本保険料(介護割増年金付終身年金保険に係る基本保険料を除きます。)が払込免除とされたときは、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。ただし、基本保険料が払込免除となった直接の原因が、この特約の責任開始時前に生じたものであるとき、又はこの特約の失効後その復活までに被保険者がかかった疾病又は不慮の事故(別表第1に定めるものをいいます。以下同じとします。)により受けた傷害であるときは、特約保険料を払込免除としません。

(身体障害による特約保険料の払込免除)

- 第10条 次の場合には、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。
 - (1) 基本保険料の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後に不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に別表第2の身体障害等級表に掲げる第1級、第2級又は第3級の身体障害の状態になったとき。
 - (2) この特約が据置終身年金保険、介護割増年金付終身年金保険、据置定期年金保険又は据置夫婦年金保険の基本契約に付加された場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後に不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に前号に規定する身体障害の状態になったとき。
- 2 前項の規定は、被保険者が次のいずれかにより同項に規定する身体障害の状態になった場合、又は同項に規定する傷害がこの特約の失効後その復活までに被保険者が不慮の事故により受けたものである場合には、適用しません。
 - (1) 保険契約者、被保険者又は基本契約において保険契約者が指定した死亡保険金受取人の故意又は重大な過失
 - (2) 被保険者の犯罪行為
 - (3) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
 - (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- 3 被保険者が次のいずれかにより第1項に規定する身体障害の状態になった場合で、その原因により当該身体障害の状態になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。
 - (1) 地震、噴火又は津波
 - (2) 戦争その他の変乱

(介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除)

- **第11条** 介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約において、次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める特約保険料を払込免除とします。
 - (1) 基本保険料の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後においてかかった疾病又は不慮の事故により受けた傷害により別表第2の身体障害等級表に掲げる第1級の身体障害の状態(以下「重度障害の状態」といいます。)になったとき この特約の将来の特約保険料
 - (2) 被保険者がこの特約の責任開始時以後に疾病にかかり、又は不慮の事故により傷害を受け、その疾病又は傷害を直接の原因として特定要介護状態(別表第3に定めるものをいいます。以下同じとします。)になり、かつ、その特定要介護状態になった日から起算して特定要介護状態がこの特約の保険期間中に180日以上継続したとき その特定要介護状態になった日以後のこの特約の特約保険料
- 2 前項の規定は、被保険者が次のいずれかにより重度障害の状態になった場合若しくは特定要介護状態が180日以上継続した場合又は同項に規定する疾病若しくは傷害がこの特約の失効後復活までに被保険者がかかった若しくは不慮の事故により受けたものである場合には、適用しません。
 - (1) 保険契約者、被保険者又は基本契約において保険契約者が指定した死亡保険金受取人の故意又は重大な過失
 - (2) 被保険者の犯罪行為

- (3) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
- (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (7) 被保険者の薬物依存 (別表第4に定めるものをいいます。) (前項第2号の場合に限ります。)
- 3 被保険者が次のいずれかにより重度障害の状態になった場合又は特定要介護状態が180日以上継続した場合で、その原因により重度障害の状態になった又は特定要介護状態が180日以上継続した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。
 - (1) 地震、噴火又は津波
 - (2) 戦争その他の変乱

第5章 特約保険金の支払

(特約保険金の支払)

第12条 この特約の特約保険金の支払については、次のとおりとします。

12条 この特約の)特約保険金の支払については、次のとおり	とします。	
保険金	支払事由	支払額	特約保険金受取人
入院保険金	被保険者が次のすべてを満たす入院 (別表	入院1日について特約保険金	被保険者
	第5に定めるものをいいます。以下同じと	額※4の1000分の1.5に相当す	
	します。)をしたとき。	る金額	
	(1) この特約の責任開始時以後(この特		
	約の保険期間中に限ります。) に不慮		
	の事故により受けた傷害を直接の原		
	因とする入院であること		
	(2) 不慮の事故の日から3年以内に開	(9)	
	始した入院であること		
	(3) 治療を目的とした入院*1であるこ		
	ک		
	(4) 病院又は診療所(別表第6に定める		
	ものをいいます。以下同じとします。)		
	への入院であること		
	(5) 入院期間の日数が1日**2以上であ		
	ること		
手術保険金	被保険者が、入院保険金の支払事由に該当	AND THE PROPERTY OF THE PROPER	被保険者
	する入院(入院保険金の支払われる期間の		
	経過後も入院している場合にあっては、そ	7に掲げる手術の種類に応じ	
	の期間の経過前からなお継続して入院し	同表に定める支払倍率を乗じ	
	ている場合に限ります。) 中に次のすべて	て得た金額	
	を満たす手術(別表第7に定めるものをい		
	います。以下同じとします。)を受けたと		
	き。		
	(1) 入院の原因となった不慮の事故に		
	より受けた傷害を直接の原因とする		
	手術であること		
	(2) 治療を直接の目的とした手術*3で		
	あること		
	(3) 病院又は診療所における手術であ		
	ること		
	被保険者が、入院保険金の支払事由に該当		被保険者
険金	する入院をし、その入院期間の日数が継続	に相当する金額	
: +x	して120日となったとき。		

備考

1 治療を目的とした入院

美容上の処置による入院、治療を主たる目的としない診断のための検査による入院、介護を主たる目的とする入院などは、「治療を目的とした入院」に該当しません。

2 入院期間の日数が1日

「入院期間の日数が1日」となる入院とは、入院のうち、入院日と退院日が同一である場合(日帰り入院)をいい、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

3 治療を直接の目的とした手術

美容整形上の手術、臓器等の移植に伴う臓器等提供者に係る手術、帝王切開以外の娩出術に伴う手術、人工妊娠中絶術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。

4 特約保険金額

「特約保険金額」とは、この特約に基づき会社が支払う特約保険金の通算支払限度額をいいます。

(1の原因により2回以上入院した場合の取扱い)

第13条 前条の場合において、被保険者が1の不慮の事故により2回以上入院しているときは、それらの入院期間は継続しているものとみなして、その日数を計算します。

(2以上の原因により入院期間が重複した場合の取扱い)

- 第14条 第12条の場合において、入院保険金を支払うべき入院が2以上の不慮の事故によるものであるときは、その2以上の不慮の事故による重複した入院期間については、それらの不慮の事故のうち1の不慮の事故による入院に対する入院保険金のみを支払います。この場合において、支払う入院保険金の額は、それらの不慮の事故による入院保険金額のうちその額が最も多い入院保険金額とします。
- 2 前項の規定による入院保険金の支払は、2以上の不慮の事故による入院についてそれぞれ入院保険金の支払をしたもの とみなして第16条第2項の規定を適用します。

(同時期に2種類以上の手術を受けた場合の取扱い)

第15条 第12条の場合において、被保険者が、同時期に2種類以上の手術を受けたときは、これらの手術のうち支払倍率が 最も高いいずれか1種類の手術に限り手術保険金を支払います。

(特約保険金の支払限度)

- 第16条 特約保険金の支払額は、通算して、特約保険金額をもって限度とします。
- 2 入院保険金の支払額は、1の不慮の事故による入院については、120日分をもってその限度とします。

(特約保険金の支払免責等)

- 第17条 被保険者が次のいずれかにより第12条の規定に基づき、不慮の事故による傷害を直接の原因とする入院保険金、手術保険金又は長期入院一時保険金(以下この条において「傷害による特約保険金」といいます。)の支払事由に該当した場合には、傷害による特約保険金を支払いません。
 - (1) 保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失
 - (2) 被保険者の犯罪行為
 - (3) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
 - (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- 2 被保険者が次のいずれかにより傷害による特約保険金の支払事由に該当した場合で、その原因により傷害による特約保 険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、傷害による特約 保険金を削減して支払い、又はその支払をしないことがあります。
 - (1) 地震、噴火又は津波
 - (2) 戦争その他の変乱

第6章 重大事由等による特約の解除

(重大事由による特約の解除)

- 第18条 会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が特約保険金(特約保険料の払込免除を含みます。また、他の保険契約の保険金を含み、保険種類及び保険金の名称の如何を問いません。以下この項において同じとします。)を詐取する目的又は他人に特約保険金を詐取させる目的で保険事故を招致(未遂を含みます。)した場合。
 - (2) 特約保険金の請求に関し、特約保険金受取人に詐欺行為があった場合。
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合。
 - (4) その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合。
- 2 会社は、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、前項の解除の原因たる事実の存することにより会社がこの特約を解除した場合においても、その特約保険金を支払わず、又は特約保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。
- 3 第1項の規定による特約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。
- 4 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、特約保険金 受取人又はそれらの法定代理人に通知します。

(加入限度額超過による特約の解除)

- 第19条 会社は、この特約の特約保険金額が、加入限度額(郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。以下同じとします。)を超える場合(他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。)には、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- 2 会社は、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、前項の解除の原因たる事実の存することにより会社がこの特約を解除した場合においても、その特約保険金を支払わず、又は特約保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。
- 3 第1項の規定によるこの特約の解除については、前条第3項及び第4項の規定を準用します。

第7章 特約の無効

(詐欺による特約の無効)

- 第20条 保険契約者又は被保険者の詐欺により特約の締結又は復活が行われたときは、その特約又は復活は、無効とします。 (不法取得目的による特約の無効)
- **第21条** 保険契約者が特約保険金(特約保険料の払込免除を含みます。以下この条において同じとします。)を不法に取得する目的又は他人に特約保険金を不法に取得させる目的をもって、この特約の締結又は復活を行ったときは、その特約又は復活は、無効とします。

第8章 特約の失効

(特約の失効)

- 第22条 この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その効力を失います。
 - (1) 基本契約がその効力を失ったとき。
 - (2) 保険契約者が特約保険料を払い込まないで特約保険料の猶予期間を経過したとき。
 - (3) 特約保険金の支払額がその限度に達したとき。
 - (4) 第25条の規定により特約保険金額が更正された場合(年齢又は性別の誤りの処理及び貸付金の弁済に代える保険金額 又は年金額の減額に伴うものを除きます。)において、更正後の特約保険金額がこの特約の契約日における会社の定め る最低保険金額に満たないとき。
 - (5) 夫婦保険、夫婦年金保険付夫婦保険、即時夫婦年金保険又は据置夫婦年金保険の基本契約に付加された特約において、被保険者が死亡したとき(夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態に該当するに至ったことにより死亡保険金を支払うとき及び夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態に該当するに至ったことにより年金支払事由発生日前に死亡保険金を支払うときを含みます。)。

第9章 保険契約者の代表者

(保険契約者の代表者)

- **第23条** この特約が付加された基本契約において保険契約者の代表者となった者は、この特約においても他の保険契約者を 代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないとき、又はその所在が不明であるときは、この特約について保険契約者の1人に対してした 行為は、他の者に対しても、その効力を有します。
- 3 この特約について保険契約者が2人以上あるときは、この特約に関する未払特約保険料その他会社に弁済すべき債務は、 連帯とします。

第10章 特約の契約関係者の異動

(特約の保険契約者の変更)

第24条 この特約が付加された基本契約において保険契約者の基本契約による権利義務を承継した者は、この特約による保 険契約者の権利義務も承継するものとします。

第11章 特約の変更

(基本契約の変更に伴う特約の変更)

- **第25条** 別表第8の定めるところにより、この特約が付加された基本契約について一定の事由が生じたときは、特約の変更をします。
- 2 前項の場合において、既に払い込んだ特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、保険契約者に払い戻します。
- 3 第1項の規定による特約の変更は、別表第8に定める一定の事由に係る基本契約の変更の効力が発生したときに、その変更の効力を生じます。
- 4 前項の規定により第1項の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

(特約保険金額の減額変更)

- **第26条** 特約保険料の払込方法(回数)を分割払とする特約においては、保険契約者は、特約保険金額を減額するための変更を請求することができます。ただし、次に掲げる場合には、その変更を請求することはできません。
 - (1) この特約の契約日(復活した特約にあっては、その復活日(第36条に定める復活日をいいます。以下同じとします。)) から起算して2年を経過していないとき。
 - (2) 特約保険金額の減額変更後2年を経過していないとき。
 - (3) 特約保険料が払込免除とされているとき。
 - (4) この特約の残存保険料払込期間が1年に満たないとき。
 - (5) 減額後の特約保険金額がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき。
 - (6) 減額後の特約保険金額が10万円 (終身年金保険付終身保険又は夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加された特約にあっては、100万円) の倍数でないとき。
- 2 保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第11に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 3 第1項本文の場合においては、会社の定める方法により、特約保険料額を更正します。
- 4 第1項の変更は、月ごとの契約応当日(保険期間の満了する日を含みます。以下同じとします。)に変更の請求があった場合にあってはその時に、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合にあっては直後の月ごとの契約応当日にその効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合において、その請求直後の月ごとの契約応当日の前日までに特約保険料が払込免除となったときは、その変更の効力は、生じないものとします。
- 5 前項本文の規定により第1項の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合又は前項ただし書の場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

(特約保険金の支払額通算の特則)

第27条 前2条の規定により、特約保険金額が更正された場合において、特約保険金額の更正前に既に支払った又は支払うべき特約保険金がある場合には、第16条第1項の規定による特約保険金の支払額を通算するときは、特約保険金の額は、変更前の特約保険金額に対する変更後の特約保険金額の割合により更正されたものとします。

(特約の契約変更の特則)

第28条 保険契約者は、第26条の変更のほか、契約変更に関する特則の定めるところにより、この特約の変更の申込みをすることができます。

第12章 加入年齢の計算及び年齢又は性別の誤りの処理

(特約の加入年齢の計算)

第29条 この特約の契約日における被保険者の年齢は、この特約が付加された基本契約の普通保険約款の定めるところにより計算します。

(年齢又は性別の誤りの処理)

第30条 保険契約申込書に記載されたこの特約の被保険者の加入年齢又は性別に誤りがあった場合において、この特約の契約日における年齢がその特約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、この特約を無効とし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢又は性別に基づいてこの特約を締結したものとして、会社の定める方法により、加入限度額を上限として特約保険金額を更正します。この場合において、既に払い込まれた特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

第13章 特約の解約

(特約の解約)

- 第31条 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- 2 保険契約者が前項の解約をしようとするときは、別表第11に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 3 第1項の解約は、月ごとの契約応当日に解約の通知があった場合にあってはその時に、月ごとの契約応当日以外の日に解約の通知があった場合にあっては直後の月ごとの契約応当日にその効力を生じます。ただし、この特約を基本契約の締結後に付加した場合においては、この特約について、その契約日の属する月に解約の通知があった場合には、その解約は、その翌月における基本契約の月ごとの契約応当日に、その効力を生じます。
- 4 第1項の場合においては、月ごとの契約応当日以外の日にこの特約の解約の通知があった場合において、その通知があった直後の月ごとの契約応当日の前日までに特約保険料の払込みを要しないこととなる事由が生じたときは、その解約の効力は、生じないものとします。
- 5 第3項の規定により第1項の解約の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合又は前項の場合において、 会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金 額を会社に返還することを要します。

第14章 特約の返戻金の支払及び無効保険料の払戻し

(特約の返戻金の支払)

- 第32条 次に掲げる場合において、特約の返戻金があるときは、保険契約者は、その支払を請求することができます。
 - (1) 被保険者の死亡(この特約が付加された基本契約の普通保険約款の規定によりその基本契約の死亡保険金の支払免責に該当するとき(配偶者である被保険者に係るものを除きます。)に限ります。)
 - (2) この特約の解除又は解約の通知
 - (3) 特約保険金の支払額がその限度に達したとき。
 - (4) この特約の失効 (被保険者の死亡 (重度障害の状態に該当するに至ったことにより死亡したものとみなされる場合を 含みます。) 及び前号に該当するものを除きます。)
 - (5) この特約の変更 (特約保険金額又は特約保険料額が更正されるものに限ります。)。ただし、年齢又は性別の誤りの処理による基本契約の変更に伴うものを除きます。
- 2 前項の特約の返戻金の額は、会社の定める方法により、この特約の経過した年月数により算出した額とします。ただし、前項第3号の場合及びこの特約が付加された基本契約の普通保険約款の規定によりその基本契約の責任準備金の額の返戻金を支払うときにあっては、特約の責任準備金の額とします。

(無効保険料の払戻し)

第33条 この特約又はその復活の全部又は一部が無効である場合において、保険契約者及び被保険者が善意であり、かつ、 重大な過失のないときは、保険契約者は、特約保険料の全部又は一部の払戻しを請求することができます。

第15章 特約の復活

(特約の復活)

- 第34条 この特約は、基本契約の失効と同時に失効したものに限り、会社の承諾を得て、基本契約の復活に併せて復活することができます。ただし、復活した場合の特約保険金額が加入限度額を超える場合は、その復活をすることができません。
- 2 保険契約者が前項の復活をしようとするときは、別表第11に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出して申し込んでください。
- 3 前項の場合において、保険契約者は、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額(以下「特約復活払込金」といいます。)の払込みを要します。

(特約復活払込金の分割払込み)

- 第35条 保険契約者が、基本保険料を払い込まなかった期間の基本保険料に相当する金額について分割払込みを請求するときは、その請求に係る同一月分の特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額についても、分割払込みを請求することを要します。
- 2 前項の規定により分割して払い込む金額(以下「特約分割払込金」といいます。)は、第4条の規定により払い込むべき特約保険料と合わせて払い込むことを要します。
- 3 特約分割払込金の払込みを完了する前は、特約保険料の前納払込みの取扱いを受けることはできません。
- 4 第1項の規定は、特約分割払込金の払込みを完了する前にこの特約が失効したときは、その後のこの特約の復活の申込みには適用しません。

(特約の復活に係る責任開始)

第36条 特約の復活に係る責任開始については、第3条の規定を準用します。この場合において、第3条第2項の「契約日」は「復活日」と読み替えます。

(特約の復活の効果)

第37条 この特約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとします。

2 前項の場合において、被保険者が特約の失効後その復活までに不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生したときは、その支払事由に係る特約保険金は支払いません。

第16章 特約契約者配当

(特約契約者配当金)

第38条 この特約に対する特約契約者配当金はありません。

第17章 譲渡禁止

(譲渡禁止)

第39条 保険契約者又は特約保険金受取人は、特約保険金又は特約の返戻金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

第18章 控除支払

(控除支払)

第40条 この特約が付加された基本契約において保険金(生存保険金を除きます。)、年金(介護割増年金を除きます。)、継続年金、返戻金、契約者配当金(普通保険約款の規定による配当金支払請求に係る契約者配当金を除きます。)若しくは払い戻す基本保険料を支払う場合又は特約の返戻金を支払う場合において、この特約に関し未払特約保険料、第25条第4項、第26条第5項又は第31条第5項の規定により会社が返還を受けるべき特約の返戻金(特約の返戻金と同時に支払った金額を含みます。)その他会社が弁済を受けるべき金額があるときは、当該支払金額から差し引きます。

第19章 特約保険金の支払の請求等

(特約保険金の支払の請求等)

- 第41条 保険契約者又は特約保険金受取人は、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社に通知してください。
- 2 保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人が、特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金(以下「特約保険金等」といいます。)の支払の請求又は特約保険料の払込免除の請求をしようとするときは、別表第11に定める必要書類を会社に提出して請求してください。
- 3 特約保険金等は、前項の必要書類が会社の本社に到着した日の翌日から起算して10営業日以内に、会社の本社又は会社 の指定した場所で支払います。ただし、事実の確認その他の事由により時日を要するときは、10営業日を過ぎることがあ ります。
- 4 会社は、事実の確認をするため、保険契約者、被保険者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人に対し、照会し、又は同意を求めることがあります。この場合において、保険契約者、被保険者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人が会社の照会に対する回答又は同意を正当な理由なく拒んだときは、その回答又はその同意を得て事実を確認するまでは特約保険金等の支払又は特約保険料の払込免除は行いません。
- 5 保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人に通知できないときにおいては、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人に到達したものとみなします。
- 6 会社が支払うべき金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。 (時効)
- 第42条 特約保険金等の支払又は特約保険料の払込免除を請求する権利は、その特約保険金等の支払事由又は特約保険料の 払込免除の規定に該当する事由が生じた日の翌日から起算して5年を経過したときは、時効によって消滅します。

第20章 契約内容の登録

(契約内容の登録)

- **第43条** 会社は、保険契約者及び被保険者の同意を得て、次の事項を社団法人生命保険協会(以下「協会」といいます。) に登録します。
 - (1) 保険契約者並びに被保険者の氏名、生年月日、性別及び住所(市・区・郡までとします。)
 - (2) 入院保険金の種類
 - (3) 入院保険金の日額
 - (4) 特約の契約日 (特約の復活が行われた場合は、最後の特約の復活日とします。次項において同じとします。)
 - (5) 当会社名
- 2 前項の登録の期間は、特約の契約日から5年以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社及び全国共済農業協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。)は、第1項の 規定により登録された被保険者について、入院給付金のある特約(入院給付金のある保険契約を含みます。以下この条に おいて同じとします。)の申込み(復活、復旧、入院給付金の日額の増額又は特約の中途付加の申込みを含みます。)を 受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けるものと します。
- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込みがあった場合、前項の規定により連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾(復活、復旧、入院給付金の日額の増額又は特約の中途付加の承諾を含みます。 以下この条において同じとします。)の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、特約の契約日(復活、復旧、入院給付金の日額の増額又は特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額又は特約の中途付加の日とします。)から5年以内に入院給付金の支払請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断又は支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

- 7 協会及び各生命保険会社等は、登録又は連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 保険契約者又は被保険者は、登録又は連絡された内容について、会社又は協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第3項、第4項及び第5項中、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

第21章 法令等の改正又は医療技術の変化に伴う手術保険金の支払事由に関する規定の変更 (法令等の改正又は医療技術の変化に伴う手術保険金の支払事由に関する規定の変更)

- 第44条 会社は、手術保険金の支払事由に関する規定にかかわる法令等の改正又は医療技術の変化があり、その改正又は変化が手術保険金の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めたときは、主務官庁の認可を得て、この特約の特約保険料及び特約保険金額を変更することなく手術保険金の支払事由に関する規定を変更することがあります。
- 2 前項の規定により、手術保険金の支払事由に関する規定を変更するときは、会社は、手術保険金の支払事由に関する規定を変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
- 3 前項の場合において、保険契約者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者に通知できないときにおいては、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

第22章 特則

(中途付加の場合の特則)

- 第45条 基本契約の締結後に特約を付加した場合、会社は次の時から特約上の責任を負います。
 - (1) この特約の申込みを承諾した後に第1回特約保険料を受け取った場合 第1回特約保険料を受け取った時
 - (2) 第1回特約保険料相当額を受け取った後にこの特約の申込みを承諾した場合 第1回特約保険料相当額を受け取った時(この特約と同時に付加する特約(災害特約を除きます。)の告知前に受け取った場合には、その告知の時)
- 2 基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日が、その基本契約の契約日から起算した1か月ごとの応当日(その月にその応当日がない場合にあっては、その月の末日の翌日。以下この項において「基本契約の月ごとの契約応当日」といいます。)と異なるときは、その基本契約の月ごとの契約応当日をその基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日とみなします。
- 3 基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日が、その基本契約の契約日から起算した1年ごとの応当日(その年にその応当日がない場合にあっては、その基本契約の契約日の属する月の1年ごとの応当月の末日の翌日。以下この項において「基本契約の年ごとの契約応当日」といいます。)と異なるときは、その基本契約の年ごとの契約応当日をその基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日とみなします。
- 4 この特約を基本契約(保険料の払込方法(回数)を一時払とする即時終身年金保険、据置終身年金保険、即時夫婦年金保険又は据置夫婦年金保険の基本契約及び即時型の年金保険に変更した後の基本契約を除きます。)の締結後に付加する場合にあっては、この特約の契約日における被保険者の年齢は、第29条の規定にかかわらず、基本契約の契約日に被保険者がその基本契約の普通保険約款の規定により算出した基本契約の契約日における年齢に達したものとした場合の年齢に、その基本契約の契約日の属する月の翌月からこの特約の契約日の属する月までの期間を加えて計算します。

(中途付加と同時に旧特約を解約する場合の特則)

- 第46条 傷害入院特約(以下「旧特約」といいます。)の解約の通知と同時に、その旧特約が付された基本契約にこの特約を付加する申込みがあった場合において、この特約の特約保険金額が旧特約の特約保険金額と同額であり、かつ、その申込みと同時に第1回特約保険料相当額の払込みがあったときは、その解約は、傷害入院特約条項第34条の規定にかかわらず、この特約の契約日に効力を生じます。ただし、この特約が成立しなかった場合には、旧特約の解約は、傷害入院特約条項第34条の規定に基づき、その効力を生じます。
- 2 前項の場合において、被保険者がこの特約の責任開始時前に不慮の事故により傷害を受けたことにより、この特約において特約保険金が支払われないときは、保険契約者は、旧特約の解約の通知及びこの特約を付加する申込みがなかったものとして、この特約の旧特約への復元の請求をすることができます。ただし、この特約について、すでに特約保険金が支払われた場合又は特約保険料の払込みが免除されている場合は、復元の請求をすることはできません。
- 3 前項本文の規定により旧特約が復元する場合、この特約の保険料と旧特約の保険料の差額その他について精算します。

別表第1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(ただし、疾病又は体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症し又はその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。)で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

工日八	、民自房利削用我印稿、沃洛、易合のよび允囚利引力規定安、昭和34年版」によ	00000000
	分 類 項 目	基本分類表番号
1	鉄道事故	E 800~ E 807
2	自動車交通事故	E 810~E 819
3	自動車非交通事故	E 820~ E 825
4	その他の道路交通機関事故	E 826~ E 829
5	水上交通機関事故	E 830~E 838
6	航空機及び宇宙交通機関事故	E 840~ E 845
7	他に分類されない交通機関事故	E 846~ E 848
8	医薬品及び生物学的製剤による不慮の中毒	E 850~E 858
	ただし、外用薬又は薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。	また、疾病の診断・
	治療を目的としたものは除外します。	
9	その他の固体、液体、ガス及び蒸気による不慮の中毒	E 860~E 869

	ただし、洗剤、油脂及びグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎	並びにサルモネラ性食
	中毒、細菌性食中毒(ブドー球菌性、ボツリヌス菌性、その他及び詳細不明]の細菌性食中毒)及び
	アレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	
10	外科的及び内科的診療上の患者事故	E 870∼ E 876
	ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	
11	患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的	E 878~ E 879
	及び内科的処置で処置時事故の記載のないもの	
	ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	
12	不慮の墜落	E 880~E 888
13	火災及び火焔による不慮の事故	E 890~ E 899
14	自然及び環境要因による不慮の事故	E 900∼E 909
	ただし、「過度の高温(E 900)中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧及び	気圧の変化(E 902)」、
	「旅行及び身体動揺 (E 903)」及び「飢餓、渇、不良環境曝露及び放置 (E 904) 中の飢餓、渇」
	は除外します。	
15	溺水、窒息及び異物による不慮の事故	E 910∼E 915
	ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「	食物の吸入又は嚥下に
	よる気道閉塞又は窒息(E 911)」、「その他の物体の吸入又は嚥下による気	i道の閉塞又は窒息(E
	912) 」は除外します。	
16	その他の不慮の事故	E 916∼ E 928
	ただし、「努力過度及び激しい運動 (E 927) 中の過度の肉体行使、レクリ	エーション、その他の
	活動における過度の運動」及び「その他及び詳細不明の環境的原因及び不慮	の事故 (E 928) 中の
	無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	
17	医薬品及び生物学的製剤の治療上使用による有害作用	E 930∼ E 949
	ただし、外用薬又は薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません	。また、疾病の診断・
	治療を目的としたものは除外します。	
18	他殺及び他人の加害による損傷	E 960∼E 969
19	法的介入	E 970∼E 978
	ただし、「処刑 (E 978) 」は除外します。	
20	戦争行為による損傷	E 990∼E 999

別表第2 身体障害等級表 (1) 身体障害及び障害等級は、次のとおりとします

障害等級	障害等級は、次のとおりとします。
第1級	1 両眼が失明したもの
23 . 452	2 言語又はそしゃくの機能を全く廃したもの
	3 精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
	4 両上肢を手関節以上で失ったもの
	5 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の用を全く廃したもの
	6 両上肢の用を全く廃したもの
	7 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
	8 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の用を全く廃したもの
	9 1上肢の用を全く廃し、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
	10 1上肢及び1下肢の用を全く廃したもの
	11 両下肢を足関節以上で失ったもの
	12 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の用を全く廃したもの
	13 両下肢の用を全く廃したもの
第 2 級	20 両耳の聴力を全く失ったもの
	21 言語及びそしゃくの機能に著しい障害を残すもの
	22 精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの
	23 1上肢を手関節以上で失ったもの
	24 1上肢の用を全く廃したもの
	25 10手指を失ったもの又はその用を全く廃したもの
	26 10手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く廃したもの
	27 1 下肢を足関節以上で失ったもの
	28 1下肢の用を全く廃したもの
第 3 級	40 両眼の視力の和が0.12以下になったもの
	41 1 眼が失明したもの
	42 両耳の聴力レベルが69デシベル以上89デシベル未満になったもの
	43 言語又はそしゃくの機能に著しい障害を残すもの
	44 精神、神経又は胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの
	45 脊柱に著しい奇形又は著しい運動障害を残すもの
	46 1上肢の3大関節中の2関節の用を全く廃したもの
	47 1手の5手指を失ったもの、母指及び示指を失ったもの又は母指若しくは示指を含み3手指
	若しくは4手指を失ったもの
	48 1 手の5 手指若しくは4 手指の用を全く廃したもの又は母指及び示指を含み3 手指の用を全

く廃したもの

- 49 1下肢の3大関節中の2関節の用を全く廃したもの
- 50 10足指を失ったもの又は10足指の用を全く廃したもの
- 51 10足指のうちその一部を失い、かつ、他の足指の用を全く廃したもの

備考

1 身体障害

この表に掲げる身体障害は、いずれも、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

2 眼の障害

- ア 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。
- イ 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。

3 耳の障害

- ア 聴力はオージオメーターによって測定するものとします。
- イ 「聴力を全く失ったもの」とは、聴カレベルが89デシベル以上になったものをいいます。
- 4 言語、そしゃくの障害
- ア 「言語の機能を全く廃したもの」とは、音声又は言語をそう失したものをいいます。
- イ 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声又は言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。
- ウ 「そしゃくの機能を全く廃したもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。
- エ 「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食又はこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。
- 5 精神、神経、胸腹部臓器の障害
 - ア 「精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。
 - イ 「精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、脳、神経又は 胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、日常生活動作の範囲が家庭内に限られるものをいいます。
 - ウ 「精神、神経又は胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に 器質的又は機能的障害が存在し、このため、軽易な労務以外の労務に就くことができないもの、又はこれに準じる 程度に社会の日常生活動作が制限されるものをいいます。
- 6 脊柱の障害
 - ア 「脊柱に著しい奇形を残すもの」とは、通常の衣服を着ても外部から脊柱の奇形が明らかに分かる程度以上のものをいいます。
 - イ 「脊柱に著しい運動障害を残すもの」とは、脊柱の自動運動の範囲が正常の場合の 2 分の 1 以下に制限されたものをいいます。

7 上肢の障害

- ア 「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、又は上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
- イ 「上肢の用を全く廃したもの」とは、3大関節(肩関節、肘関節及び手関節をいいます。)全部の用を全く廃し たものをいいます。
- ウ 「関節の用を全く廃したもの」とは、関節が強直し、又は拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。
- 8 手指の障害
 - ア 「手指を失ったもの」とは、母指にあっては指節間関節以上、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
 - イ 「手指の用を全く廃したもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったもの又は中手指節関節若しくは近位指 節間関節(母指にあっては指節間関節)の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいま す。
- 9 下肢の障害
 - ア 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、又は下肢を下腿骨以上で離断して、その離 断した部分を失ったものをいいます。
 - イ 「下肢の用を全く廃したもの」とは、3大関節(股関節、膝関節及び足関節をいいます。)全部の用を全く廃したものをいいます。
 - ウ 「関節の用を全く廃したもの」とは、上肢の場合と同様とします。

10 足指の障害

- ア 「足指を失ったもの」とは、足指を基節の2分の1以上で失ったものをいいます。
- イ 「足指の用を全く廃したもの」とは、第1足指にあっては、末節の2分の1以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいい、その他の足指にあっては、遠位指節間関節以上を失ったもの又は足指の中足指節関節若しくは近位指節間関節に完全強直若しくは完全拘縮を残すものをいいます。
- (2) 前号の表に掲げる身体障害のうち、第1級の4から13まで、第2級の25及び26並びに第3級の50及び51の身体障害は、1の不慮の事故によるものであって、当該傷害が生じた身体の同一部位に既に存する同号の表に掲げる身体障害に加重して生じたものでないものに限ります。
- (3) 第1号の表に掲げる身体障害のうち、第1級の3、第2級の22及び第3級の44の身体障害は、これらの身体障害以外の同号の表に掲げる身体障害に該当するものを含まないものとします。

別表第3 特定要介護状態

特定要介護状態とは、常時の介護を要する次のいずれかの身体障害の状態をいいます。

- (1) 日常生活において常時寝たきりの状態であり、日常生活動作が次のアに該当し、かつ、イからオまでのうちいずれか 3つ以上に該当する状態
 - ア 歩行できない
 - イ 排尿便の後始末が自分ではできない
 - ウ 食事が自分ではできない
 - エ 衣服の着脱が自分ではできない
 - オ 入浴が自分ではできない

備考

- 1 「歩行できない」とは、杖、装具等の使用及び他人の介助によっても歩行できず、常時ベッド周辺の生活であることをいいます。
- 2 「排尿便の後始末が自分ではできない」とは、自分で大小便の排せつ後のふきとり始末ができないため、他人の 介助を要することをいいます。
- 3 「食事が自分ではできない」とは、食器類又は食物を選定、工夫しても、自分で食事ができないため、他人の介助を要することをいいます。
- 4 「衣服の着脱が自分ではできない」とは、衣服等を工夫しても、自分で衣服の着脱ができないため、他人の介助を要することをいいます。
- 5 「入浴が自分ではできない」とは、浴槽等を工夫しても、自分で浴槽の出入り又は体の洗い流しができないため、他人の介助を要することをいいます。
- (2) 医師により器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態で、次の見当識障害のいずれかに該当する状態 ア 時間の見当識障害が常時あること。
 - イ 場所の見当識障害があること。
 - ウ 人の見当識障害があること。

備考

- 1 「医師により器質性認知症と診断確定されている」とは、次の(1)及び(2)のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格を持つ者により診断確定された場合をいいます。
 - (1) 脳内に後天的に起こった器質的な病変あるいは損傷を有すること
 - (2) 正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
- 2 前1の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」及び「器質的障害」とは、次のとおりとします。
 - (1) 「器質性認知症」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、 傷害および死因統計分類提要」(昭和54年版)に記載された分類項目中、次の基本分類番号に規定される内容に よるものをいいます。

分 類 項 目	基本分類番号
老年痴呆、単純型	290.0
初老期痴呆	290. 1
老年痴呆、抑うつ型及び妄想型	290. 2
急性錯乱状態を伴う老年痴呆	290. 3
動脈硬化性痴呆	290. 4
他に分類された状態における痴呆	294. 1

昭和54年版以後の厚生省(平成13年1月6日以降は厚生労働省)大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死 因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

- (2) 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因又は障害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。
- 3 「意識障害」とは、周囲に対して適切な注意を払い、外部からの刺激を的確に受け取り、対象を認知する能力に 障害が生じていることをいいます。
- 4 「時間の見当識障害」とは、季節又は朝、昼及び夜が分からないことをいいます。
- 5 「場所の見当識障害」とは、現在自分が住んでいる場所又は現在自分がいる場所が分からないことをいいます。
- 6 「人の見当識障害」とは、日頃接している家族又は日頃接している周囲の人間が分からないことをいいます。

別表第4 薬物依存

「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号304に規定された内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬又は幻覚薬等を含みます。

別表第5 入院

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じとします。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じとします。)が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表第6 病院又は診療所

「病院又は診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院又は患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫又は打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)。ただし、介護保険法に定める介護老人保健施設は含みません。
- (2) 前号の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設

別表第7 手術保険金の支払対象となる手術及び支払倍率

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除等の操作を加えることをいい、下表の手術の種類の欄に掲げる1から96までの手術を指します。吸引、穿刺、抜釘又は抜糸等の操作又は処置及び神経ブロックは除きます。

の部位等	支払対象となる手術の種類	支払倍率
皮膚	1 植皮術 (植皮の面積が25cm。未満の手術を除く。受容者に限る。)	10倍
乳房	2 乳房切断術	20倍
9	3 乳腺全摘出術	20倍
	4 頭蓋骨観血手術 (5又は6に該当する手術を除く。)	20倍
	5 鼻骨観血手術	10倍
	6 上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術(歯・歯肉の処置に伴う手術を除く。)	20倍
	7 脊椎観血手術	20倍
	8 骨盤・股関節観血手術	20倍
筋骨	9 鎖骨・肩甲骨・肋骨・胸骨観血手術	10倍
	10 四肢切断術 (手指・足指の手術を除く。)	20倍
	11 切断四肢再接合術(骨・関節の離断に伴う手術に限る。)	20倍
	12 四肢骨・四肢関節観血手術(手指・足指の手術を除く。)	10倍
	13 骨移植術(受容者に限る。)	10倍
	14 骨髄炎・骨結核・骨腫瘍手術(膿瘍の単なる切開を除く。)	10倍
	15 筋・腱・靭帯観血手術(手指・足指の手術及び筋炎・結節腫・粘液腫手術を除く。)	10倍
•	16 慢性副鼻腔炎根本手術	10倍
	17 喉頭全摘除術	40倍
	18 喉頭部分切除術、喉頭形成術	10倍
呼吸器	19 気管・気管支の手術 (開胸を伴う手術に限る。)	20倍
• 胸部	20 肺・胸膜の手術 (開胸を伴う手術に限る。)	20倍
개편 다면	21 胸郭形成術	20倍
	22 縦隔腫瘍摘出術 (開胸を伴う手術に限る。)	40倍
	23 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の手術 (開胸又は開腹を伴う手術に限る。)	40倍
	23 人	10倍
循環器	25 その他の観血的血管形成術(手指・足指の手術及び血液透析外シャント形成術を除く。)	20倍
	26 心膜切開・縫合術 (開胸を伴う手術に限る。)	20倍
	27 直視下心臓内手術	40倍
	28 体内用ペースメーカー埋込術 (開胸を伴う手術に限る。)	20倍
	29 舌全摘除術	40倍
	30 耳下腺・顎下腺腫瘍摘出術	10倍
	7.1	40倍
		20倍
	32 その他の食道の手術 (開胸又は開腹を伴う手術に限る。)	
	33 胃切除術 (開胸又は開腹を伴う手術に限る。)	40倍
	34 その他の胃の手術(開胸又は開腹を伴う手術に限る。)	20倍
	35 肝切除術 (開胸又は開腹を伴う手術に限る。)	40倍
	36 その他の肝臓観血手術 (開胸又は開腹を伴う手術に限る。)	20倍
消化器 •腹部	37 胆嚢・胆道観血手術 (開胸又は開腹を伴う手術に限る。)	20倍
	38 膵臓観血手術 (開胸又は開腹を伴う手術に限る。)	20倍
	39 脾臓観血手術 (開胸又は開腹を伴う手術に限る。)	20倍
	40 腹膜炎観血手術 (開胸又は開腹を伴う手術に限る。)	20倍
	41 ヘルニア根本手術	10倍
	42 虫垂切除術	10倍
	43 直腸脱根本手術	20倍
	44 その他の腸・腸間膜の手術(開腹を伴う手術に限る。)	20倍
	45 痔瘻・脱肛・痔核根本手術	10倍
	46 腎移植術 (受容者に限る。)	40倍
	47 その他の腎臓・腎盂観血手術 (経尿道的操作を除く。)	20倍
泌尿器	48 尿管・膀胱観血手術 (経尿道的操作を除く。)	20倍
	49 尿道形成術 (経尿道的操作を除く。)	10倍
	50 尿瘻閉鎖観血手術 (経尿道的操作を除く。)	20倍
	51 陰茎切断術	40倍
	52 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢観血手術	20倍
	53 前立腺観血手術 (経尿道的操作を除く。)	20倍
	54 帝王切開娩出術	10倍

性器	56 子宮全摘除術	40倍
	57 子宮の手術 (開腹を伴う手術に限る。54、55又は56に該当する手術を除く。)	20倍
	58 その他の子宮観血手術(人工妊娠中絶術を除く。)	10倍
	59 卵巣・卵管の手術 (開腹を伴う手術に限る。)	20倍
	60 その他の卵巣・卵管観血手術	10倍
	61 膣脱観血手術	10倍
	62 下垂体腫瘍摘除術	40倍
内分泌器	63 甲状腺観血手術	10倍
	64 副腎摘除術 (開腹を伴う手術に限る。)	20倍
	65 頭蓋内観血手術 (開頭を伴う手術に限る。)	40倍
神経	66 神経観血手術 (手指・足指の手術及び神経ブロックを除く。)	20倍
	67 観血的脊髄腫瘍・脊髄血管腫摘出術	40倍
	68 脊髓硬膜内外観血手術	20倍
	69 涙小管形成術	10倍
	70 涙囊鼻腔吻合術	10倍
	71 結膜嚢形成術	10倍
	72 角膜移植術	10倍
	73 観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10倍
	74 虹彩観血手術	10倍
視器	75 緑内障観血手術	20倍
	76 白内障・水晶体観血手術	20倍
	77 硝子体観血手術	20倍
	78 網膜剥離症観血手術	20倍
	79 眼球摘除術・組織充填術	20倍
	80 眼窩腫瘍摘出術	20倍
	81 眼筋移植術	10倍
	82 レーザー・冷凍凝固による眼球の手術	10倍
	83 鼓膜・鼓室形成術	20倍
	84 乳様洞削開術	10倍
聴器	85 中耳根本手術	20倍
	86 内耳観血手術	20倍
	87 聴神経腫瘍摘出術	40倍
	88 悪性新生物根治手術	40倍
新生物	89 悪性新生物温熱療法	10倍
	90 その他の悪性新生物手術	20倍
	91 新生物根治放射線照射(一連の照射をもって50グレイ以上の照射を受けた場合	10倍
	に限る。)	
	92 その他の開頭を伴う手術 (穿頭を伴う手術を含む。)	20倍
	93 その他の開胸又は開腹を伴う手術	10倍
その他	94 内視鏡、血管カテーテル又はバスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸部臓器・	10倍
	腹部臓器・四肢の手術(検査・処置を除く。)	
	95 衝撃波による体内結石破砕術	10倍
	96 1から95までの手術の種類のいずれにも該当しない手術であって、別表第9に	5 倍
	定める公的医療保険制度によって保険給付の対象となる別表第10に定める診療報	
	酬点数表により手術料の算定されるもの	

備考

- 1 開頭を伴う手術とは、頭蓋腔を開き、露出した状態で、頭蓋腔内に操作を加える手術をいいます。 なお、頭蓋腔とは、頭蓋骨によって、形成される脳頭蓋の腔(眼窩、前頭洞、乳様洞、鼓室及び蝶形骨洞を除きま す。)をいいます。
- 2 開胸を伴う手術とは、胸腔を開き、露出した状態で、胸腔内に操作を加える手術をいいます。
- 3 開腹を伴う手術とは、腹腔を開き、露出した状態で、腹腔内に操作を加える手術をいいます。 なお、腹腔とは、腹膜腔、腹膜後腔(隙)及び骨盤腔をいいます。
- 4 観血手術とは、皮膚等に切開を加えて、病変部等を露出し、直達的に操作を加える手術をいいます。
- 5 移植については、被保険者が受容者となる手術に限ります。
- 6 悪性新生物根治手術とは、悪性新生物の原発巣及び浸潤した隣接臓器を切除、摘除又は摘出(剔出)し、転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をいいます。転移・再発病巣のみを切除、摘除若しくは摘出(剔出)し、又は、転移・再発病巣とその周辺部分のみを合わせて切除、摘除若しくは摘出(剔出)する手術は悪性新生物根治手術には該当しません。
- 7 輸血、移植骨髄穿刺、骨髄移植、臍帯血移植、術中術後自己血回収術は手術には含まれません。
- 8 1の手術を受けた場合で、その手術が2以上の手術の種類に該当するときは、これらの手術の種類のうち支払倍率が最も高いいずれか1の手術の種類に応じた支払倍率を適用します。ただし、脳、喉頭、胸部臓器、腹部臓器又は四肢の手術(悪性新生物根治手術を除きます。)のうち内視鏡、血管カテーテル又はバスケットカテーテルによる手術は、94の手術の種類に応じた支払倍率(10倍)を適用します。
- 9 82、89、91、94及び95の手術の種類に該当する手術において、1の不慮の事故による入院に係るものについては、

1回の支払を限度とします。この場合において、1回の支払を限度とするために手術保険金が支払われない手術は、96の手術の種類に該当しません。

別表第8 基本契約の変更に伴う特約の変更

- (1) 第25条の規定によるこの特約の変更をすることとなる事由は、次のとおりとします。
 - ア 年齢の誤りの処理により基本契約の保険期間又は保険料払込期間の終期が変更されたとき。
 - イ 年齢又は性別の誤りの処理により基本契約の保険金額(年金保険の基本契約にあっては、年金額(介護割増年金額 を除きます。))が減額更正されたとき。
 - ウ 保険料払済契約への変更があったとき。
 - エ 基本契約の保険期間又は保険料払込期間が短縮されたとき。
 - オ 基本契約において、年金支払事由発生日を繰り上げる契約変更があったとき。
 - カ 基本契約において、年金支払事由発生日を繰り下げる契約変更があったとき。
 - キ 据置定期年金保険の基本契約において、年金支払期間を延長する契約変更があったとき。
 - ク 即時型の年金保険への変更があったとき。
 - ケ アからクまでのほか、基本契約の保険金額又は年金額(介護割増年金額及び育英年金額を除きます。) が減額され たとき。
- (2) 基本契約について、前号ウの事由が生じたときは、この特約についても保険料払済契約に変更します。この場合においては、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込むことを要しません。
- (3) 基本契約について、第1号エからクまでのいずれかの事由が生じたときは、この特約の保険期間又は保険料払込期間の終期もその基本契約の保険期間(年金保険の基本契約にあっては、年金支払期間)又は保険料払込期間の終期と同一の時期に変更されたものとします。この場合において、同号クの事由が生じたときは、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込むことを要しません。
- (4) 基本契約について、第1号に掲げる事由が生じたときは、会社の定める方法により、特約保険料額又は特約保険金額を更正又は減額します。

別表第9 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表第10 診療報酬点数表

「診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生省告示及び厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます。

別表第11 必要書類

(1) 特約保険金等の支払の請求その他この特約に基づく請求等に必要な書類は、次の表に掲げるものとします。

ア 特約保障金の支払請求

ア 特約保険金の支	払請求 /	
項目	提出する者	必要書類
入院保険金の支払	特約保険金受取人	1 会社所定の請求書
(第12条関係)		2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証
		3 会社所定の医師の診断書
		4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証
		明するに足りる書類(傷害による入院保険金の支払請求をする場合
		に限ります。)
		5 特約保険金受取人の戸籍抄本
		6 特約保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証
		7 保険証券
手術保険金の支払	特約保険金受取人	1 会社所定の請求書
(第12条関係)		2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証
		3 会社所定の医師の診断書
		4 特約保険金受取人の戸籍抄本
		5 特約保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証
		6 保険証券
長期入院一時保険金	特約保険金受取人	1 会社所定の請求書
の支払(第12条関係)		2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証
		3 会社所定の医師の診断書
	H	4 特約保険金受取人の戸籍抄本
		5 特約保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証
		6 保険証券
/ 针纱旧除쎐页针	11 A BA	

イ 特約保険料の払込免除

項目	提出する者	必要書類
身体障害による特約	保険契約者	1 会社所定の請求書
保険料の払込免除		2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証
(第10条関係)		3 会社所定の医師の診断書
		4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証
		明するに足りる書類
		5 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証
		6 保険証券
介護保険金付終身保	保険契約者	1 会社所定の請求書
険の基本契約に付加		2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証
された特約の特約保		3 会社所定の医師の診断書
険料の払込免除(第		4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証
11条関係)		明するに足りる書類
		5 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証
		6 保険証券

ウ 特約の返戻金の支払請求

項目	提出する者	必要書類
解除若しくは解約又 は失効による特約の 返戻金の支払 (第32	保険契約者	1 会社所定の請求書2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証3 保険証券
条関係) 被保険者の死亡(第 32条第1項第1号に 該当する場合に限り ます。)による特約 の返戻金の支払(第 32条関係)	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍 抄本) 3 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 4 保険証券

エ その他

エ その他			
項目	提出する者		必要書類
前納払込みの取消し	保険契約者又は基本契	1	その旨を記載した請求書
(第7条関係)	約に係る保険金受取人	2	保険契約者又は基本契約に係る保険金受取人の印鑑証明書又は
		[国民健康保険被保険者証
		3	保険証券
未経過期間に対する	保険契約者又は基本契	1	会社所定の請求書
特約保険料の払戻し	約に係る保険金受取人	2	保険契約者又は基本契約に係る保険金受取人の印鑑証明書又は
(第8条関係)		[国民健康保険被保険者証
		3	保険証券
特約保険金額の減額	保険契約者	1	会社所定の請求書
変更 (第26条関係)		2	保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証
		3	保険証券
特約の解約 (第31条	保険契約者	1	会社所定の通知書
関係)		2	保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証
		3	保険証券
無効保険料の払戻し	保険契約者	1	その旨を記載した請求書
(第33条関係)		2	保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証
		3	保険証券
特約の復活 (第34条	保険契約者	1	会社所定の申込書
関係)		2	保険証券

⁽²⁾ 会社は、前号の書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、同号の規定にかかわらず、同号の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、同号の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

無配当疾病傷害入院特約条項

(平成20年7月2日制定)

目次

- 第1章 総則 (第1条・第2条)
- 第2章 特約の責任開始 (第3条)
- 第3章 特約保険料の払込み (第4条-第8条)
- 第4章 特約保険料の払込免除(第9条-第11条)
- 第5章 特約保険金の支払 (第12条-第19条)
- 第6章 告知義務及び告知義務違反等による特約の解除 (第20条-第25条)
- 第7章 特約の無効 (第26条・第27条)
- 第8章 特約の失効 (第28条)
- 第9章 保険契約者の代表者 (第29条)
- 第10章 特約の契約関係者の異動 (第30条)
- 第11章 特約の変更 (第31条-第34条)
- 第12章 加入年齢の計算及び年齢又は性別の誤りの処理 (第35条・第36条)
- 第13章 特約の解約 (第37条)
- 第14章 特約の返戻金の支払及び無効保険料の払戻し (第38条・第39条)
- 第15章 特約の復活 (第40条-第43条)
- 第16章 特約契約者配当 (第44条)
- 第17章 譲渡禁止 (第45条)
- 第18章 控除支払 (第46条)
- 第19章 特約保険金の支払の請求等 (第47条・第48条)
- 第20章 契約内容の登録 (第49条)
- 第21章 法令等の改正又は医療技術の変化に伴う手術保険金の支払事由に関する規定の変更 (第50条)
- 第22章 特則 (第51条-第53条)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この特約条項は、無配当疾病傷害入院特約について定め、無配当疾病傷害入院特約は、被保険者が疾病にかかった とき又は不慮の事故により傷害を受けたときは、その疾病若しくは傷害を直接の原因とする病院若しくは診療所への入院、 特定の手術又は病院若しくは診療所への一定期間継続した入院に対し、それぞれ入院保険金、手術保険金又は長期入院一 時保険金の支払をするものとします。

(特約の付加)

第2条 この特約は、基本契約の締結の際に又はその締結後に、会社の承諾を得て、基本契約に付加することができるものとします。

第2章 特約の責任開始

(特約の責任開始)

- 第3条 基本契約の締結の際に付加した特約の責任開始時は、この特約が付加された基本契約の責任開始時と同一とします。
- 2 前項の会社の責任開始の日をこの特約の契約日とします。
- 3 この特約の保険期間は、前項の特約の契約日から起算し、この特約が付加された基本契約に係る保険期間又は年金支払期間の終期までとします。
- 4 この特約の申込みを承諾したときは、保険証券を保険契約者に交付します。この場合においては、保険証券の交付をもって承諾の通知に代えます。

第3章 特約保険料の払込み

(基本保険料の払込みを要する場合の特約保険料の払込み)

- 第4条 特約保険料は、この特約が付加された基本契約の保険料(以下「基本保険料」といいます。)の払込みを要する場合においては、基本保険料の払込方法(経路)に従い、基本保険料と合わせてこれと同一月分を払い込むことを要します。
- 2 特約保険料の払込時期及び猶予期間は、基本保険料の払込時期及び猶予期間と同一とします。

(基本保険料の払込みを要しない場合の特約保険料の払込み)

- 第5条 基本保険料の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料があるときは、保険契約者は、その基本契約の普通保険約款の定める保険料の払込方法(経路)を選択することができます。この場合において、保険契約者による払込方法(経路)の変更及び会社による払込方法(経路)の変更については、普通保険約款の定めるところによります。
- 2 前項の場合において、基本契約に複数の特約が付加されているときは、保険契約者は、それらの特約について、同一の 払込方法(経路)を選択することを要します。この場合においては、それらの特約については、同一月分の特約保険料を 合わせて払い込むことを要します。
- 3 前2項の特約保険料は、1年分以上(1年に満たない月数分の特約保険料を払い込むことによって特約保険料の払込みを要しないこととなる特約にあっては、その月数分)を前納することを要します。

(特約保険料の振替貸付)

第6条 基本保険料について保険料に振り替えることを目的とする貸付けをしたときは、その貸付けをした基本保険料と同一月分の特約保険料についても、基本契約の普通保険約款の定めるところにより、保険料に振り替えることを目的とする貸付けをします。

(特約保険料の前納払込み)

第7条 保険契約者は、特約保険料の全部又は一部を前納することができます。この場合には、会社の定める利率で特約保

険料を割り引きます。

- 2 前項の規定により前納された特約保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約応当日(特約の契約日から起算した1か月ごとの応当日(その月にその応当日がない場合にあっては、その月の末日の翌日)をいいます。以下同じとします。)ごとに特約保険料の払込みに充当します。
- 3 特約保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された特約保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者(基本契約の死亡保険金又は満期保険金と同時に支払う場合にあっては、基本契約に係る死亡保険金受取人又は満期保険金受取人)に払い戻します。
- 4 第1項の規定により特約保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、やむを得ない事由があるときは、特 約保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合において、会社がその請求を認めたときは、会社の 定める方法により、その取消しをした期間に対する特約保険料を保険契約者に払い戻します。
- 5 保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第11に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

(未経過期間に対する特約保険料の払戻し)

- **第8条** 特約保険料を払い込んだ後、次に掲げる事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日以降の期間に係る特約保険料の全部又は一部について払込みを要しないこととなったときは、会社の定める方法により、その払込みを要しないこととなった期間に対する特約保険料を保険契約者に払い戻します。
 - (1) 特約の消滅
 - (2) 特約保険料の払込免除
 - (3) 特約の保険期間又は保険料払込期間の短縮
 - (4) 特約保険料額の減額
 - (5) 特約の保険料払済契約への変更
- 2 前項の場合において、払い戻す特約保険料は、基本契約の死亡保険金又は満期保険金と同時に支払う場合にあっては、 同項の規定にかかわらず、基本契約に係る死亡保険金受取人又は満期保険金受取人に払い戻します。ただし、保険契約者 がその特約保険料を受け取る旨の意思表示をしたときは、これを保険契約者に払い戻します。

第4章 特約保険料の払込免除

(基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除)

第9条 基本保険料(介護割増年金付終身年金保険に係る基本保険料を除きます。)が払込免除とされたときは、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。ただし、基本保険料が払込免除となった直接の原因が、この特約の責任開始時前に生じたものであるとき、又はこの特約の失効後その復活までに被保険者がかかった疾病又は不慮の事故(別表第1に定めるものをいいます。以下同じとします。)により受けた傷害であるときは、特約保険料を払込免除としません。

(身体障害による特約保険料の払込免除)

- 第10条 次の場合には、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。
 - (1) 基本保険料の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後に不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に別表第2の身体障害等級表に掲げる第1級、第2級又は第3級の身体障害の状態になったとき。
 - (2) この特約が据置終身年金保険、介護割増年金付終身年金保険、据置定期年金保険又は据置夫婦年金保険の基本契約に付加された場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後に不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に前号に規定する身体障害の状態になったとき。
- 2 前項の規定は、被保険者が次のいずれかにより同項に規定する身体障害の状態になった場合、又は同項に規定する傷害がこの特約の失効後その復活までに被保険者が不慮の事故により受けたものである場合には、適用しません。
- (1) 保険契約者、被保険者又は基本契約において保険契約者が指定した死亡保険金受取人の故意又は重大な過失
- (2) 被保険者の犯罪行為
- (3) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
- (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- 3 被保険者が次のいずれかにより第1項に規定する身体障害の状態になった場合で、その原因により当該身体障害の状態になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。
 - (1) 地震、噴火又は津波
 - (2) 戦争その他の変乱

(介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除)

- 第11条 介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約において、次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める特約保険料を払込免除とします。
 - (1) 基本保険料の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後においてかかった疾病又は不慮の事故により受けた傷害により別表第2の身体障害等級表に掲げる第1級の身体障害の状態(以下「重度障害の状態」といいます。)になったとき この特約の将来の特約保険料
 - (2) 被保険者がこの特約の責任開始時以後に疾病にかかり、又は不慮の事故により傷害を受け、その疾病又は傷害を直接の原因として特定要介護状態(別表第3に定めるものをいいます。以下同じとします。)になり、かつ、その特定要介護状態になった日から起算して特定要介護状態がこの特約の保険期間中に180日以上継続したとき その特定要介護状態になった日以後のこの特約の特約保険料
- 2 前項の規定は、被保険者が次のいずれかにより重度障害の状態になった場合若しくは特定要介護状態が180日以上継続した場合又は同項に規定する疾病若しくは傷害がこの特約の失効後復活までに被保険者がかかった若しくは不慮の事故により受けたものである場合には、適用しません。
 - (1) 保険契約者、被保険者又は基本契約において保険契約者が指定した死亡保険金受取人の故意又は重大な過失

- (2) 被保険者の犯罪行為
- (3) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
- (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (7) 被保険者の薬物依存 (別表第4に定めるものをいいます。以下同じとします。) (前項第2号の場合に限ります。)
- 3 被保険者が次のいずれかにより重度障害の状態になった場合又は特定要介護状態が180日以上継続した場合で、その原因により重度障害の状態になった又は特定要介護状態が180日以上継続した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部又は一部について払込免除としないことがあります。
 - (1) 地震、噴火又は津波
 - (2) 戦争その他の変乱

第5章 特約保険金の支払

(特約保険金の支払)

第12条 この特約の特約保険金の支払については、次のとおりとします。

保険金	支払事由	支払額	特約保険金受取人
入院保険金	1 被保険者が次のすべてを満たす入院		被保険者
	(別表第5に定めるものをいいます。以		
	下同じとします。)をしたとき。	る金額	
	(1) この特約の責任開始時以後(この特		9
	約の保険期間中に限ります。以下この		
	条において同じとします。)にかかっ		,
	た疾病(直接の因果関係のある2以上		
	の疾病は1の疾病とみなします。以下		
	同じとします。)を直接の原因とする		
	入院であること		
	(2) 特約の保険期間中に開始した入院		0
	であること		
	(3) 治療を目的とした入院*1であるこ		
	٤		
	(4) 病院又は診療所 (別表第6に定める		
	ものをいいます。以下同じとします。)		
	への入院であること		
	(5) 入院期間の日数が1日*2以上であ		
	ること		
	2 被保険者が次のすべてを満たす入院		
	をしたとき。		
	(1) この特約の責任開始時以後に不慮		
	の事故により受けた傷害を直接の原		
	因とする入院であること		
	(2) 不慮の事故の日から3年以内に開		
	始した入院であること		
	(3) 治療を目的とした入院*1であるこ		
	کے		
	(4) 病院又は診療所への入院であるこ		
	ک		
	(5) 入院期間の日数が1日※2以上であ		
	ること		
術保険金	被保険者が、入院保険金の支払事由に該当	特約保険金額※4の1000分の	被保険者
	する入院(入院保険金の支払われる期間の		
	経過後も入院している場合にあっては、そ		
	の期間の経過前からなお継続して入院し		
	ている場合に限ります。) 中に次のすべて		
	を満たす手術(別表第7に定めるものをい		
	います。以下同じとします。)を受けたと		
	き。		
	。 (1)入院の原因となった疾病又は不慮		
	の事故により受けた傷害を直接の原		
	因とする手術であること		
	(2) 治療を直接の目的とした手術 ^{※3} で		
	あること		
	(3) 病院又は診療所における手術であ		
+10 7 mb nt m	ること	4+ 4L /□ BA A #I W 4 = 4000 # = 00	+ /D FA +/
長期入院一時保	被保険者が、入院保険金の支払事由に該当		被保険者
金	する入院をし、その入院期間の日数が継続	に相当する金額	
	して120日となったとき。		

備考

1 治療を目的とした入院

美容上の処置による入院、治療を主たる目的としない診断のための検査による入院、介護を主たる目的とする入院などは、「治療を目的とした入院」に該当しません。

2 入院期間の日数が1日

「入院期間の日数が1日」となる入院とは、入院のうち、入院日と退院日が同一である場合(日帰り入院)をいい、 入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

3 治療を直接の目的とした手術

美容整形上の手術、臓器等の移植に伴う臓器等提供者に係る手術、帝王切開以外の娩出術に伴う手術、人工妊娠中 絶術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは、「治療を直 接の目的とした手術」には該当しません。

4 特約保険金額

「特約保険金額」とは、この特約に基づき会社が支払う特約保険金の通算支払限度額をいいます。

(1の原因により2回以上入院した場合の取扱い)

- **第13条** 前条の場合において、被保険者が1の疾病により2回以上入院しているとき又は1の不慮の事故により2回以上入院しているときは、それらの入院期間はそれぞれ継続しているものとみなして、その日数を計算します。
- 2 前項の場合において、1 の疾病による 2 以上の入院のうち 1 の入院がその直前における入院の退院日から180日を経過した後になされたときは、その入院以後の入院は新たな疾病によるものとして入院期間の日数を計算します (第16条において同じとします。)。

(2以上の原因により入院期間が重複した場合の取扱い)

- 第14条 前2条の場合において、入院保険金を支払うべき入院が2以上の疾病によるものであるときは、その2以上の疾病による重複した入院期間については、それらの疾病のうち1の疾病による入院に対する入院保険金のみを支払います。この場合において、支払う入院保険金の額は、それらの疾病による入院保険金額のうちその額が最も多い入院保険金額とします。
- 2 前2条の場合において、入院保険金を支払うべき入院が2以上の不慮の事故によるものであるときは、その2以上の不慮の事故による重複した入院期間については、それらの不慮の事故のうち1の不慮の事故による入院に対する入院保険金のみを支払います。この場合において、支払う入院保険金の額は、それらの不慮の事故による入院保険金額のうちその額が最も多い入院保険金額とします。
- 3 前2条の場合において、入院保険金を支払うべき入院が疾病によるものであり、かつ、不慮の事故によるものであるときは、その疾病及び不慮の事故による重複した入院期間については、1の疾病又は1の不慮の事故による入院として入院保険金を支払います。この場合において、支払う入院保険金の額は、それらの疾病又は不慮の事故による入院保険金額のうちその額が最も多い入院保険金額とします。
- 4 第1項及び第2項の規定による入院保険金の支払は、2以上の疾病又は2以上の不慮の事故による入院についてそれぞれ入院保険金の支払をしたものとみなして第16条第2項の規定を適用します。
- 5 第3項の規定による入院保険金の支払は、1の疾病又は1の不慮の事故による入院についてそれぞれ入院保険金の支払 をしたものとみなして第16条第2項の規定を適用します。

(同時期に2種類以上の手術を受けた場合の取扱い)

第15条 第12条の場合において、被保険者が、同時期に2種類以上の手術を受けたときは、これらの手術のうち支払倍率が 最も高いいずれか1種類の手術に限り手術保険金を支払います。

(特約保険金の支払限度)

- 第16条 特約保険金の支払額は、通算して、特約保険金額をもって限度とします。
- 2 入院保険金の支払額は、1の疾病又は1の不慮の事故による入院については、それぞれ120日分をもってその限度とします。

(疾病による特約保険金の支払免責等)

- 第17条 被保険者が次のいずれかにより第12条の規定に基づき、疾病を直接の原因とする入院保険金、手術保険金又は長期入院一時保険金(以下この条において「疾病による特約保険金」といいます。)の支払事由に該当した場合には、疾病による特約保険金を支払いません。
 - (1) 保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失
 - (2) 被保険者の薬物依存
- 2 被保険者が戦争その他の変乱により疾病による特約保険金の支払事由に該当した場合で、その原因により疾病による特約保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、疾病による特約保険金を削減して支払い、又はその支払をしないことがあります。

(傷害による特約保険金の支払免責等)

- 第18条 被保険者が次のいずれかにより第12条の規定に基づき、不慮の事故による傷害を直接の原因とする入院保険金、手術保険金又は長期入院一時保険金(以下この条において「傷害による特約保険金」といいます。)の支払事由に該当した場合には、傷害による特約保険金を支払いません。
 - (1) 保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失
 - (2) 被保険者の犯罪行為
 - (3) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
 - (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- 2 被保険者が次のいずれかにより傷害による特約保険金の支払事由に該当した場合で、その原因により傷害による特約保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、傷害による特約保険金を削減して支払い、又はその支払をしないことがあります。
 - (1) 地震、噴火又は津波

(2) 戦争その他の変乱

(保険事故の特例)

第19条 この特約がその責任開始の日から起算して2年以上継続した場合(第21条の規定により会社がこの特約の解除をすることができる場合には、同条の規定によりその解除権が消滅した場合に限ります。)において、被保険者がこの特約の責任開始時前にかかった疾病を直接の原因として、特約保険金の支払事由が発生したときは、当該疾病を被保険者がこの特約の責任開始時以後にかかったものとみなして、第12条の規定を適用します。

第6章 告知義務及び告知義務違反等による特約の解除

(告知義務)

第20条 保険契約者又は被保険者は、この特約の締結又は復活の際、会社所定の質問表に掲げる質問事項について答えることを要します。

(告知義務違反による特約の解除)

- 第21条 保険契約者又は被保険者が、前条の告知の際、会社所定の質問表に掲げる質問事項について悪意又は重大な過失によって事実を告げず、又は真実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。ただし、会社がその事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったときは、この特約を解除することができません。
- 2 前項の解除権は、会社が解除の原因を知った時から1か月間これを行わないときは消滅します。この特約がその責任開始の日(復活した特約にあっては、その復活に係る責任開始の日)から起算して2年以上継続したとき(その期間内に特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた場合において、その特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由について同項の解除の原因たる事実の存するときを除きます。)も、同様とします。

(解除の効果)

第22条 会社は、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、その特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由について前条第1項の解除の原因たる事実の存することにより会社がこの特約を解除した場合においても、その特約保険金(その特約保険金の支払事由が発生した後この特約の解除までに発生した特約保険金の支払事由がある場合には、その特約保険金を含みます。以下この条において同じとします。)を支払わず、又は特約保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。ただし、保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人において、その特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由の発生の原因が当該解除の原因たる事実に基づかないことを証明したときは、その特約保険金を支払い、又は特約保険料を払込免除とします。

(解除の相手方)

- 第23条 第21条の規定による特約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。
- 2 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、被保険者、特約保険金受取人又はそれらの法定代理人に通知します。
- 3 第21条第2項に規定する1か月の期間は、保険契約者若しくはその法定代理人又は前項の場合における被保険者、特約保険金受取人若しくはそれらの法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときは、これらの者の所在が知れた時から起算します。

(重大事由による特約の解除)

- 第24条 会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。 (1) 保険契約者、被保険者又は特約保険金受取人が特約保険金(特約保険料の払込免除を含みます。また、他の保険契約
 - の保険金を含み、保険種類及び保険金の名称の如何を問いません。以下この項において同じとします。)を詐取する目 的又は他人に特約保険金を詐取させる目的で保険事故を招致(未遂を含みます。)した場合。
 - (2) 特約保険金の請求に関し、特約保険金受取人に詐欺行為があった場合。
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合。
 - (4) その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合。
- 2 会社は、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、前項の解除の原因たる事実の存することにより会社がこの特約を解除した場合においても、その特約保険金を支払わず、又は特約保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。
- 3 第1項の規定によるこの特約の解除については、前条第1項及び第2項の規定を準用します。

(加入限度額超過による特約の解除)

- **第25条** 会社は、この特約の特約保険金額が、加入限度額(郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの特 約保険金額をいいます。以下同じとします。)を超える場合(他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限 度額を超える場合を含みます。以下同じとします。)には、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- 2 会社は、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた後、前項の解除の原因たる事実の存することにより会社がこの特約を解除した場合においても、その特約保険金を支払わず、又は特約保険料を払込免除としません。また、会社は、既にその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求し、既に特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。
- 3 第1項の規定によるこの特約の解除については、第23条第1項及び第2項の規定を準用します。

第7章 特約の無効

(詐欺による特約の無効)

第26条 保険契約者又は被保険者の詐欺により特約の締結又は復活が行われたときは、その特約又は復活は、無効とします。 (不法取得目的による特約の無効) **第27条** 保険契約者が特約保険金(特約保険料の払込免除を含みます。以下この条において同じとします。)を不法に取得する目的又は他人に特約保険金を不法に取得させる目的をもって、この特約の締結又は復活を行ったときは、その特約又は復活は、無効とします。

第8章 特約の失効

(特約の失効)

- 第28条 この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その効力を失います。
 - (1) 基本契約がその効力を失ったとき。
 - (2) 保険契約者が特約保険料を払い込まないで特約保険料の猶予期間を経過したとき。
 - (3) 特約保険金の支払額がその限度に達したとき。
 - (4) 第31条の規定により特約保険金額が更正された場合(年齢又は性別の誤りの処理及び貸付金の弁済に代える保険金額 又は年金額の減額に伴うものを除きます。)において、更正後の特約保険金額がこの特約の契約日における会社の定め る最低保険金額に満たないとき。
 - (5) 夫婦保険、夫婦年金保険付夫婦保険、即時夫婦年金保険又は据置夫婦年金保険の基本契約に付加された特約において、被保険者が死亡したとき(夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態に該当するに至ったことにより死亡保険金を支払うとき及び夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態に該当するに至ったことにより年金支払事由発生日前に死亡保険金を支払うときを含みます。)。

第9章 保険契約者の代表者

(保険契約者の代表者)

- **第29条** この特約が付加された基本契約において保険契約者の代表者となった者は、この特約においても他の保険契約者を 代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないとき、又はその所在が不明であるときは、この特約について保険契約者の1人に対してした 行為は、他の者に対しても、その効力を有します。
- 3 この特約について保険契約者が2人以上あるときは、この特約に関する未払特約保険料その他会社に弁済すべき債務は、 連帯とします。

第10章 特約の契約関係者の異動

(特約の保険契約者の変更)

第30条 この特約が付加された基本契約において保険契約者の基本契約による権利義務を承継した者は、この特約による保 険契約者の権利義務も承継するものとします。

第11章 特約の変更

(基本契約の変更に伴う特約の変更)

- **第31条** 別表第8の定めるところにより、この特約が付加された基本契約について一定の事由が生じたときは、特約の変更をします。
- 2 前項の場合において、既に払い込んだ特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、保険契約者に払い戻します。
- 3 第1項の規定による特約の変更は、別表第8に定める一定の事由に係る基本契約の変更の効力が発生したときに、その変更の効力を生じます。
- 4 前項の規定により第1項の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

(特約保険金額の減額変更)

- **第32条** 特約保険料の払込方法(回数)を分割払とする特約においては、保険契約者は、特約保険金額を減額するための変更を請求することができます。ただし、次に掲げる場合には、その変更を請求することはできません。
 - (1) この特約の契約日(復活した特約にあっては、その復活日(第42条に定める復活日をいいます。以下同じとします。)) から起算して2年を経過していないとき。
 - (2) 特約保険金額の減額変更後2年を経過していないとき。
 - (3) 特約保険料が払込免除とされているとき。
 - (4) この特約の残存保険料払込期間が1年に満たないとき。
 - (5) 減額後の特約保険金額がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき。
 - (6) 減額後の特約保険金額が10万円 (終身年金保険付終身保険又は夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加された特約にあっては、100万円)の倍数でないとき。
- 2 保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第11に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 3 第1項本文の場合においては、会社の定める方法により、特約保険料額を更正します。
- 4 第1項の変更は、月ごとの契約応当日(保険期間の満了する日を含みます。以下同じとします。)に変更の請求があった場合にあってはその時に、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合にあっては直後の月ごとの契約応当日にその効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合において、その請求直後の月ごとの契約応当日の前日までに特約保険料が払込免除となったときは、その変更の効力は、生じないものとします。
- 5 前項本文の規定により第1項の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合又は前項ただし書の場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金 その他の金額を会社に返還することを要します。

(特約保険金の支払額通算の特則)

第33条 前2条の規定により、特約保険金額が更正された場合において、特約保険金額の更正前に既に支払った又は支払うべき特約保険金がある場合には、第16条第1項の規定による特約保険金の支払額を通算するときは、特約保険金の額は、

変更前の特約保険金額に対する変更後の特約保険金額の割合により更正されたものとします。

(特約の契約変更の特則)

第34条 保険契約者は、第32条の変更のほか、契約変更に関する特則の定めるところにより、この特約の変更の申込みをすることができます。

第12章 加入年齢の計算及び年齢又は性別の誤りの処理

(特約の加入年齢の計算)

第35条 この特約の契約日における被保険者の年齢は、この特約が付加された基本契約の普通保険約款の定めるところにより計算します。

(年齢又は性別の誤りの処理)

第36条 保険契約申込書に記載されたこの特約の被保険者の加入年齢又は性別に誤りがあった場合において、この特約の契約日における年齢がその特約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、この特約を無効とし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢又は性別に基づいてこの特約を締結したものとして、会社の定める方法により、加入限度額を上限として特約保険金額を更正します。この場合において、既に払い込まれた特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

第13章 特約の解約

(特約の解約)

- 第37条 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- 2 保険契約者が前項の解約をしようとするときは、別表第11に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 3 第1項の解約は、月ごとの契約応当日に解約の通知があった場合にあってはその時に、月ごとの契約応当日以外の日に解約の通知があった場合にあっては直後の月ごとの契約応当日にその効力を生じます。ただし、この特約を基本契約の締結後に付加した場合においては、この特約について、その契約日の属する月に解約の通知があった場合には、その解約は、その翌月における基本契約の月ごとの契約応当日に、その効力を生じます。
- 4 第1項の場合においては、月ごとの契約応当日以外の日にこの特約の解約の通知があった場合において、その通知があった直後の月ごとの契約応当日の前日までに特約保険料の払込みを要しないこととなる事由が生じたときは、その解約の効力は、生じないものとします。
- 5 第3項の規定により第1項の解約の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合又は前項の場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

第14章 特約の返戻金の支払及び無効保険料の払戻し

(特約の返戻金の支払)

- 第38条 次に掲げる場合において、特約の返戻金があるときは、保険契約者は、その支払を請求することができます。
 - (1) 被保険者の死亡(この特約が付加された基本契約の普通保険約款の規定によりその基本契約の死亡保険金の支払免責に該当するとき(配偶者である被保険者に係るものを除きます。)に限ります。)
 - (2) この特約の解除又は解約の通知
 - (3) 特約保険金の支払額がその限度に達したとき。
 - (4) この特約の失効 (被保険者の死亡 (重度障害の状態に該当するに至ったことにより死亡したものとみなされる場合を 含みます。) 及び前号に該当するものを除きます。)
 - (5) この特約の変更(特約保険金額又は特約保険料額が更正されるものに限ります。)。ただし、年齢又は性別の誤りの処理による基本契約の変更に伴うものを除きます。
- 2 前項の特約の返戻金の額は、会社の定める方法により、この特約の経過した年月数により算出した額とします。ただし、前項第3号の場合及びこの特約が付加された基本契約の普通保険約款の規定によりその基本契約の責任準備金の額の返戻金を支払うときにあっては、特約の責任準備金の額とします。

(無効保険料の払戻し)

第39条 この特約又はその復活の全部又は一部が無効である場合において、保険契約者及び被保険者が善意であり、かつ、 重大な過失のないときは、保険契約者は、特約保険料の全部又は一部の払戻しを請求することができます。

第15章 特約の復活

(特約の復活)

- **第40条** この特約は、基本契約の失効と同時に失効したものに限り、会社の承諾を得て、基本契約の復活に併せて復活することができます。ただし、復活した場合の特約保険金額が加入限度額を超える場合は、その復活をすることができません。
- 2 保険契約者が前項の復活をしようとするときは、別表第11に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出して申し込んでください。
- 3 前項の場合において、保険契約者は、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額(以下「特約復活払込金」といいます。)の払込みを要します。

(特約復活払込金の分割払込み)

- 第41条 保険契約者が、基本保険料を払い込まなかった期間の基本保険料に相当する金額について分割払込みを請求するときは、その請求に係る同一月分の特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額についても、分割払込みを請求することを要します。
- 2 前項の規定により分割して払い込む金額(以下「特約分割払込金」といいます。)は、第4条の規定により払い込むべき特約保険料と合わせて払い込むことを要します。
- 3 特約分割払込金の払込みを完了する前は、特約保険料の前納払込みの取扱いを受けることはできません。
- 4 第1項の規定は、特約分割払込金の払込みを完了する前にこの特約が失効したときは、その後のこの特約の復活の申込

みには適用しません。

(特約の復活に係る責任開始)

第42条 特約の復活に係る責任開始については、第3条及び第52条の規定を準用します。この場合において、第3条第2項 及び第52条第2項の「契約日」は「復活日」と読み替えます。

(特約の復活の効果)

- 第43条 この特約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとします。
- 2 前項の場合において、被保険者が特約の失効後その復活までに疾病にかかり、その失効からその復活後2年を経過するまでの間(第21条の規定により、会社が特約の解除をすることができる場合において、その解除権が特約の復活後2年を超えて存続するときは、その2年を超えて存続する間を含みます。)に、その疾病を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生したとき、又は被保険者が特約の失効後その復活までに不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生したときは、これらの支払事由に係る特約保険金は支払いません。

第16章 特約契約者配当

(特約契約者配当金)

第44条 この特約に対する特約契約者配当金はありません。

第17章 讓渡禁止

(譲渡禁止)

第45条 保険契約者又は特約保険金受取人は、特約保険金又は特約の返戻金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

第18章 控除支払

(控除支払)

第46条 この特約が付加された基本契約において保険金(生存保険金を除きます。)、年金(介護割増年金を除きます。)、 継続年金、返戻金、契約者配当金(普通保険約款の規定による配当金支払請求に係る契約者配当金を除きます。)若しく は払い戻す基本保険料を支払う場合又は特約の返戻金を支払う場合において、この特約に関し未払特約保険料、第31条第 4項、第32条第5項又は第37条第5項の規定により会社が返還を受けるべき特約の返戻金(特約の返戻金と同時に支払っ た金額を含みます。)その他会社が弁済を受けるべき金額があるときは、当該支払金額から差し引きます。

第19章 特約保険金の支払の請求等

(特約保険金の支払の請求等)

- 第47条 保険契約者又は特約保険金受取人は、特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社に通知してください。
- 2 保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人が、特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づ く諸支払金(以下「特約保険金等」といいます。)の支払の請求又は特約保険料の払込免除の請求をしようとするときは、 別表第11に定める必要書類を会社に提出して請求してください。
- 3 特約保険金等は、前項の必要書類が会社の本社に到着した日の翌日から起算して10営業日以内に、会社の本社又は会社 の指定した場所で支払います。ただし、事実の確認その他の事由により時日を要するときは、10営業日を過ぎることがあ ります。
- 4 会社は、事実の確認をするため、保険契約者、被保険者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人に対し、 照会し、又は同意を求めることがあります。この場合において、保険契約者、被保険者、基本契約に係る保険金受取人又 は特約保険金受取人が会社の照会に対する回答又は同意を正当な理由なく拒んだときは、その回答又はその同意を得て事実を確認するまでは特約保険金等の支払又は特約保険料の払込免除は行いません。
- 5 保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人に通知できないときにおいては、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者、基本契約に係る保険金受取人又は特約保険金受取人に到達したものとみなします。
- 6 会社が支払うべき金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。 (時効)
- 第48条 特約保険金等の支払又は特約保険料の払込免除を請求する権利は、その特約保険金等の支払事由又は特約保険料の 払込免除の規定に該当する事由が生じた日の翌日から起算して5年を経過したときは、時効によって消滅します。

第20章 契約内容の登録

(契約内容の登録)

- 第49条 会社は、保険契約者及び被保険者の同意を得て、次の事項を社団法人生命保険協会(以下「協会」といいます。) に登録します。
 - (1) 保険契約者並びに被保険者の氏名、生年月日、性別及び住所(市・区・郡までとします。)
 - (2) 入院保険金の種類
 - (3) 入院保険金の日額
 - (4) 特約の契約日(特約の復活が行われた場合は、最後の特約の復活日とします。次項において同じとします。)
 - (5) 当会社名
- 2 前項の登録の期間は、特約の契約日から5年以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社及び全国共済農業協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。)は、第1項の 規定により登録された被保険者について、入院給付金のある特約(入院給付金のある保険契約を含みます。以下この条に おいて同じとします。)の申込み(復活、復旧、入院給付金の日額の増額又は特約の中途付加の申込みを含みます。)を 受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けるものと

します。

- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込みがあった場合、前項の規定により連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾(復活、復旧、入院給付金の日額の増額又は特約の中途付加の承諾を含みます。 以下この条において同じとします。)の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、特約の契約日(復活、復旧、入院給付金の日額の増額又は特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額又は特約の中途付加の日とします。)から5年以内に入院給付金の支払請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断又は支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会及び各生命保険会社等は、登録又は連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 保険契約者又は被保険者は、登録又は連絡された内容について、会社又は協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第3項、第4項及び第5項中、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

第21章 法令等の改正又は医療技術の変化に伴う手術保険金の支払事由に関する規定の変更 (法令等の改正又は医療技術の変化に伴う手術保険金の支払事由に関する規定の変更)

- 第50条 会社は、手術保険金の支払事由に関する規定にかかわる法令等の改正又は医療技術の変化があり、その改正又は変化が手術保険金の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めたときは、主務官庁の認可を得て、この特約の特約保険料及び特約保険金額を変更することなく手術保険金の支払事由に関する規定を変更することがあります。
- 2 前項の規定により、手術保険金の支払事由に関する規定を変更するときは、会社は、手術保険金の支払事由に関する規 定を変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
- 3 前項の場合において、保険契約者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者に通知できないときにおいては、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

第22章 特則

(中途付加の場合の特則)

- 第51条 基本契約の締結後に特約を付加した場合、会社は次の時から特約上の責任を負います。
 - (1) この特約の申込みを承諾した後に第1回特約保険料を受け取った場合 第1回特約保険料を受け取った時
 - (2) 第1回特約保険料相当額を受け取った後にこの特約の申込みを承諾した場合 第1回特約保険料相当額を受け取った 時(告知前に受け取った場合には、告知の時)
- 2 基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日が、その基本契約の契約日から起算した1か月ごとの応当日(その月にその応当日がない場合にあっては、その月の末日の翌日。以下この項において「基本契約の月ごとの契約応当日」といいます。)と異なるときは、その基本契約の月ごとの契約応当日をその基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日とみなします。
- 3 基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日が、その基本契約の契約日から起算した1年ごとの応当日(その年にその応当日がない場合にあっては、その基本契約の契約日の属する月の1年ごとの応当月の末日の翌日。以下この項において「基本契約の年ごとの契約応当日」といいます。)と異なるときは、その基本契約の年ごとの契約応当日をその基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日とみなします。
- 4 この特約を基本契約(保険料の払込方法(回数)を一時払とする即時終身年金保険、据置終身年金保険、即時夫婦年金保険又は据置夫婦年金保険の基本契約及び即時型の年金保険に変更した後の基本契約を除きます。)の締結後に付加する場合にあっては、この特約の契約日における被保険者の年齢は、第35条の規定にかかわらず、基本契約の契約日に被保険者がその基本契約の普通保険約款の規定により算出した基本契約の契約日における年齢に達したものとした場合の年齢に、その基本契約の契約日の属する月の翌月からこの特約の契約日の属する月までの期間を加えて計算します。

(基本契約が据置終身年金保険等の場合の特則)

- 第52条 この特約が、即時終身年金保険、据置終身年金保険、即時定期年金保険、据置定期年金保険、即時夫婦年金保険又は据置夫婦年金保険の基本契約の締結の際に付加された場合において、特約の告知を受ける前に第1回保険料相当額を受け取った場合には、会社は、その告知の時から、特約上の責任を負います。
- 2 前項の会社の責任開始の日をこの特約の契約日とします。
- 3 第1項の場合において、この特約を付加した基本契約の責任開始時は、当該基本契約の普通保険約款の規定にかかわらず、特約の責任開始時と同一とし、その日を当該基本契約の契約日とします。

(中途付加と同時に旧特約を解約する場合の特則)

- 第53条 疾病傷害入院特約(以下「旧特約」といいます。)の解約の通知と同時に、その旧特約が付された基本契約にこの特約を付加する申込みがあった場合において、この特約の特約保険金額が旧特約の特約保険金額と同額であり、かつ、その申込みと同時に第1回特約保険料相当額の払込み及び第20条の規定による告知(次項の場合を除きます。)があったときは、その解約は、疾病傷害入院特約条項(以下「旧条項」といいます。)第42条の規定にかかわらず、この特約の契約日に効力を生じます。ただし、この特約が成立しなかった場合には、旧特約の解約は、旧条項第42条の規定に基づき、その効力を生じます。
- 2 ・この特約を付加する申込みが、旧特約の責任開始の日から起算して 2 年を経過するまでの間になされたときは、第20条の規定は適用しません。
- 3 前項の規定の適用を受けた場合において、旧特約について、旧特約を解約しないで旧特約が継続していたとすれば会社において旧条項第24条の規定による解除をすることができるものであるときは、会社は、この特約を解除することができます。ただし、会社が旧特約に係る解除の原因たる事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったときは、この特約を解除することができません。
- 4 前項の解除権は、会社が旧特約に係る解除の原因を知った時から1か月間これを行わないときは消滅します。旧特約の

責任開始の日(復活した旧特約にあっては、その復活に係る責任開始の日)から起算して2年以上経過したとき(その期間内に特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由が生じた場合において、その特約保険金の支払事由又は特約保険料の払込免除の規定に該当する事由について当該解除の原因たる事実の存するときを除きます。)も、同様とします。

- 5 第3項の規定によるこの特約の解除については、第22条及び第23条の規定を準用します。
- 6 第1項の場合において、被保険者がこの特約の責任開始時前に疾病にかかり又は不慮の事故により傷害を受けたことにより、この特約において特約保険金が支払われないときは、保険契約者は、旧特約の解約の通知及びこの特約を付加する申込みがなかったものとして、この特約の旧特約への復元の請求をすることができます。ただし、この特約について、すでに特約保険金が支払われた場合又は特約保険料の払込みが免除されている場合は、復元の請求をすることはできません。 7 前項本文の規定により旧特約が復元する場合、この特約の保険料と旧特約の保険料の差額その他について精算します。

別表第1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(ただし、疾病又は体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症し又はその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。)で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

工目	八田日房前日	1-6000000000000000000000000000000000000
	分 類 項 目	基本分類表番号
1	鉄道事故	E 800∼E 807
2	自動車交通事故	E 810∼ E 819
3	自動車非交通事故	E 820∼ E 825
4	その他の道路交通機関事故	E 826∼ E 829
5	水上交通機関事故	E 830~E 838
6	航空機及び宇宙交通機関事故	E 840∼ E 845
7	他に分類されない交通機関事故	E 846~ E 848
8	医薬品及び生物学的製剤による不慮の中毒	E 850∼E 858
	ただし、外用薬又は薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれませ	ん。また、疾病の診断・
	治療を目的としたものは除外します。	
9	その他の固体、液体、ガス及び蒸気による不慮の中毒	E 860∼E 869
	ただし、洗剤、油脂及びグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚	炎並びにサルモネラ性食
	中毒、細菌性食中毒(ブドー球菌性、ボツリヌス菌性、その他及び詳細不	明の細菌性食中毒)及び
	アレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	
10	外科的及び内科的診療上の患者事故	E 870∼ E 876
	ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	
11	患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的	E 878~ E 879
	及び内科的処置で処置時事故の記載のないもの	
	ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	
12	不慮の墜落	E 880~ E 888
13	火災及び火焔による不慮の事故	E 890∼E 899
14	自然及び環境要因による不慮の事故	E 900∼ E 909
	ただし、「過度の高温(E 900)中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧及び	び気圧の変化(E 902)」、
	「旅行及び身体動揺 (E 903)」及び「飢餓、渇、不良環境曝露及び放置	(E 904) 中の飢餓、渇」
	は除外します。	
15	溺水、窒息及び異物による不慮の事故	E 910∼ E 915
	ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の	
	よる気道閉塞又は窒息(E 911)」、「その他の物体の吸入又は嚥下による	気道の閉塞又は窒息(E
	912)」は除外します。	
16	その他の不慮の事故	E 916∼ E 928
	ただし、「努力過度及び激しい運動 (E 927) 中の過度の肉体行使、レク	
	活動における過度の運動」及び「その他及び詳細不明の環境的原因及び不	慮の事故 (E 928) 中の
	無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	
17	医薬品及び生物学的製剤の治療上使用による有害作用	E 930∼ E 949
	ただし、外用薬又は薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれませ	ん。また、疾病の診断・
	治療を目的としたものは除外します。	
	他殺及び他人の加害による損傷	E 960~E 969
19	法的介入	E 970∼E 978
	ただし、「処刑 (E 978)」は除外します。	100 a 100 to 100
20	戦争行為による損傷	E 990~E 999

別表第2 身体障害等級表

(1) 身体障害及び障害等級は、次のとおりとします。

「一方体は一人の世	
障害等級	身体障害
第 1 級	1 両眼が失明したもの
	2 言語又はそしゃくの機能を全く廃したもの
	3 精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
	4 両上肢を手関節以上で失ったもの

	5 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の用を全く廃したもの
	6 両上肢の用を全く廃したもの
	7 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
	8 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の用を全く廃したもの
	9 1上肢の用を全く廃し、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
8	10 1上肢及び1下肢の用を全く廃したもの
	11 両下肢を足関節以上で失ったもの
	12 1 下肢を足関節以上で失い、かつ、他の 1 下肢の用を全く廃したもの
	13 両下肢の用を全く廃したもの
第 2 級	20 両耳の聴力を全く失ったもの
	21 言語及びそしゃくの機能に著しい障害を残すもの
	22 精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの
	23 1上肢を手関節以上で失ったもの
	24 1上肢の用を全く廃したもの
	25 10手指を失ったもの又はその用を全く廃したもの
	26 10手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く廃したもの
	27 1 下肢を足関節以上で失ったもの
	28 1 下肢の用を全く廃したもの
第 3 級	40 両眼の視力の和が0.12以下になったもの
	41 1 眼が失明したもの
	42 両耳の聴力レベルが69デシベル以上89デシベル未満になったもの
	43 言語又はそしゃくの機能に著しい障害を残すもの
	44 精神、神経又は胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの
	45 脊柱に著しい奇形又は著しい運動障害を残すもの
	46 1上肢の3大関節中の2関節の用を全く廃したもの
	47 1手の5手指を失ったもの、母指及び示指を失ったもの又は母指若しくは示指を含み3手指
	若しくは4手指を失ったもの
	48 1手の5手指若しくは4手指の用を全く廃したもの又は母指及び示指を含み3手指の用を全
	く廃したもの
	49 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を全く廃したもの
	50 10足指を失ったもの又は10足指の用を全く廃したもの
	51 10足指のうちその一部を失い、かつ、他の足指の用を全く廃したもの

備考

身体障害

この表に掲げる身体障害は、いずれも、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

2 眼の障害

- ア 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。
- イ 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。

3 耳の障害

- ア 聴力はオージオメーターによって測定するものとします。
- イ 「聴力を全く失ったもの」とは、聴力レベルが89デシベル以上になったものをいいます。
- 4 言語、そしゃくの障害
 - ア 「言語の機能を全く廃したもの」とは、音声又は言語をそう失したものをいいます。
 - イ 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声又は言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。
 - ウ 「そしゃくの機能を全く廃したもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。
 - エ 「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食又はこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。
- 5 精神、神経、胸腹部臓器の障害
 - ア 「精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器 に器質的又は機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。
 - イ 「精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、脳、神経又は 胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、日常生活動作の範囲が家庭内に限られるものをいいます。
 - ウ 「精神、神経又は胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に 器質的又は機能的障害が存在し、このため、軽易な労務以外の労務に就くことができないもの、又はこれに準じる 程度に社会の日常生活動作が制限されるものをいいます。
- 6 脊柱の障害
 - ア 「脊柱に著しい奇形を残すもの」とは、通常の衣服を着ても外部から脊柱の奇形が明らかに分かる程度以上のものをいいます。
 - イ 「脊柱に著しい運動障害を残すもの」とは、脊柱の自動運動の範囲が正常の場合の 2 分の 1 以下に制限されたものをいいます。
- 7 上肢の障害
 - ア 「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、又は上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
 - イ 「上肢の用を全く廃したもの」とは、3大関節(肩関節、肘関節及び手関節をいいます。)全部の用を全く廃し

たものをいいます。

- ウ 「関節の用を全く廃したもの」とは、関節が強直し、又は拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。
- 8 手指の障害
 - ア 「手指を失ったもの」とは、母指にあっては指節間関節以上、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
 - イ 「手指の用を全く廃したもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったもの又は中手指節関節若しくは近位指 節間関節(母指にあっては指節間関節)の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいま す。
- 9 下肢の障害
 - ア 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、又は下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
 - イ 「下肢の用を全く廃したもの」とは、3大関節(股関節、膝関節及び足関節をいいます。)全部の用を全く廃したものをいいます。
 - ウ 「関節の用を全く廃したもの」とは、上肢の場合と同様とします。
- 10 足指の障害
 - ア 「足指を失ったもの」とは、足指を基節の2分の1以上で失ったものをいいます。
 - イ 「足指の用を全く廃したもの」とは、第1足指にあっては、末節の2分の1以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいい、その他の足指にあっては、遠位指節間関節以上を失ったもの又は足指の中足指節関節若しくは近位指節間関節に完全強直若しくは完全拘縮を残すものをいいます。
- (2) 前号の表に掲げる身体障害のうち、第1級の4から13まで、第2級の25及び26並びに第3級の50及び51の身体障害は、 1の不慮の事故によるものであって、当該傷害が生じた身体の同一部位に既に存する同号の表に掲げる身体障害に加重 して生じたものでないものに限ります。
- (3) 第1号の表に掲げる身体障害のうち、第1級の3、第2級の22及び第3級の44の身体障害は、これらの身体障害以外の同号の表に掲げる身体障害に該当するものを含まないものとします。

別表第3 特定要介護状態

特定要介護状態とは、常時の介護を要する次のいずれかの身体障害の状態をいいます。

- (1) 日常生活において常時寝たきりの状態であり、日常生活動作が次のアに該当し、かつ、イから才までのうちいずれか3つ以上に該当する状態
 - ア 歩行できない
 - イ 排尿便の後始末が自分ではできない
 - ウ 食事が自分ではできない
 - エ 衣服の着脱が自分ではできない
 - オ 入浴が自分ではできない

備考

- 1 「歩行できない」とは、杖、装具等の使用及び他人の介助によっても歩行できず、常時ベッド周辺の生活であることをいいます。
- 2 「排尿便の後始末が自分ではできない」とは、自分で大小便の排せつ後のふきとり始末ができないため、他人の 介助を要することをいいます。
- 3 「食事が自分ではできない」とは、食器類又は食物を選定、工夫しても、自分で食事ができないため、他人の介助を要することをいいます。
- 4 「衣服の着脱が自分ではできない」とは、衣服等を工夫しても、自分で衣服の着脱ができないため、他人の介助を要することをいいます。
- 5 「入浴が自分ではできない」とは、浴槽等を工夫しても、自分で浴槽の出入り又は体の洗い流しができないため、他人の介助を要することをいいます。
- (2) 医師により器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態で、次の見当識障害のいずれかに該当する状態 ア 時間の見当識障害が常時あること。
 - イ 場所の見当識障害があること。
 - ウ 人の見当識障害があること。

備考

- Ⅰ 「医師により器質性認知症と診断確定されている」とは、次の(1)及び(2)のすべてに該当する「器質性認知症」 であることを、医師の資格を持つ者により診断確定された場合をいいます。
- (1) 脳内に後天的に起こった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- (2) 正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
- 2 前1の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」及び「器質的障害」とは、次のとおりとします。
 - (1)「器質性認知症」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、 傷害および死因統計分類提要」(昭和54年版)に記載された分類項目中、次の基本分類番号に規定される内容に よるものをいいます。

分類項目	基本分類番号
老年痴呆、単純型	290. 0
初老期痴呆	290. 1
老年痴呆、抑うつ型及び妄想型	290. 2
急性錯乱状態を伴う老年痴呆	290. 3

動脈硬化性痴呆	290. 4
他に分類された状態における痴呆	294. 1

昭和54年版以後の厚生省(平成13年1月6日以降は厚生労働省)大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死 因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

- (2) 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因又は障害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。
- 3 「意識障害」とは、周囲に対して適切な注意を払い、外部からの刺激を的確に受け取り、対象を認知する能力に 障害が生じていることをいいます。
- 4 「時間の見当識障害」とは、季節又は朝、昼及び夜が分からないことをいいます。
- 5 「場所の見当識障害」とは、現在自分が住んでいる場所又は現在自分がいる場所が分からないことをいいます。
- 6 「人の見当識障害」とは、日頃接している家族又は日頃接している周囲の人間が分からないことをいいます。

別表第4 薬物依存

「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号304に規定された内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬又は幻覚薬等を含みます。

別表第5 入院

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じとします。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じとします。)が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表第6 病院又は診療所

「病院又は診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院又は患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫又は打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)。ただし、介護保険法に定める介護老人保健施設は含みません。
- (2) 前号の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設

別表第7 手術保険金の支払対象となる手術及び支払倍率

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除等の操作を加えることをいい、下表の手術の種類の欄に掲げる1から96までの手術を指します。吸引、穿刺、抜釘又は抜糸等の操作又は処置及び神経ブロックは除きます

本の部位等	支払対象となる手術の種類	支払倍率
皮膚	1 植皮術(植皮の面積が25c㎡未満の手術を除く。受容者に限る。)	10倍
乳房	2 乳房切断術	20倍
	3 乳腺全摘出術	20倍
	4 頭蓋骨観血手術 (5又は6に該当する手術を除く。)	20倍
	5 鼻骨観血手術	10倍
	6 上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術(歯・歯肉の処置に伴う手術を除く。)	20倍
	7 脊椎観血手術	20倍
	8 骨盤・股関節観血手術	20倍
筋骨	9 鎖骨・肩甲骨・肋骨・胸骨観血手術	10倍
	10 四肢切断術 (手指・足指の手術を除く。)	20倍
	11 切断四肢再接合術(骨・関節の離断に伴う手術に限る。)	20倍
	12 四肢骨・四肢関節観血手術(手指・足指の手術を除く。)	10倍
	13 骨移植術 (受容者に限る。)	10倍
	14 骨髄炎・骨結核・骨腫瘍手術 (膿瘍の単なる切開を除く。)	10倍
	15 筋・腱・靭帯観血手術(手指・足指の手術及び筋炎・結節腫・粘液腫手術を除 く。)	10倍
	16 慢性副鼻腔炎根本手術	10倍
	17 喉頭全摘除術	40倍
	18 喉頭部分切除術、喉頭形成術	10倍
呼吸器 • 胸部	19 気管・気管支の手術 (開胸を伴う手術に限る。)	20倍
	20 肺・胸膜の手術 (開胸を伴う手術に限る。)	20倍
	21 胸郭形成術	20倍
	22 縦隔腫瘍摘出術 (開胸を伴う手術に限る。)	40倍
	23 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の手術 (開胸又は開腹を伴う手術に限る。)	40倍
	24 静脈瘤根本手術	10倍
循環器	25 その他の観血的血管形成術 (手指・足指の手術及び血液透析外シャント形成術 を除く。)	20倍
	26 心膜切開・縫合術 (開胸を伴う手術に限る。)	20倍
	27 直視下心臓内手術	40倍
	28 体内用ペースメーカー埋込術 (開胸を伴う手術に限る。)	20倍

	29 舌全摘除術	40倍
	30 耳下腺・顎下腺腫瘍摘出術	10倍
	31 食道離断術 (開胸又は開腹を伴う手術に限る。)	40倍
	32 その他の食道の手術 (開胸又は開腹を伴う手術に限る。)	20倍
	33 胃切除術 (開胸又は開腹を伴う手術に限る。)	40倍
	34 その他の胃の手術(開胸又は開腹を伴う手術に限る。)	20倍
	35 肝切除術 (開胸又は開腹を伴う手術に限る。)	40倍
	36 その他の肝臓観血手術(開胸又は開腹を伴う手術に限る。)	20倍
消化器 •腹部	37 胆嚢・胆道観血手術 (開胸又は開腹を伴う手術に限る。)	20倍
	38 膵臓観血手術 (開胸又は開腹を伴う手術に限る。)	20倍
	39 脾臓観血手術 (開胸又は開腹を伴う手術に限る。)	20倍
	40 腹膜炎観血手術 (開胸又は開腹を伴う手術に限る。)	20倍
	41 ヘルニア根本手術	10倍
	42 虫垂切除術	10倍
	43 直腸脱根本手術	20倍
	44 その他の腸・腸間膜の手術 (開腹を伴う手術に限る。)	20倍
	45 痔瘻・脱肛・痔核根本手術	10倍
	46 腎移植術 (受容者に限る。)	40倍
	47 その他の腎臓・腎盂観血手術(経尿道的操作を除く。)	20倍
泌尿器	48 尿管・膀胱観血手術 (経尿道的操作を除く。)	20倍
	49 尿道形成術 (経尿道的操作を除く。)	10倍
	50 尿瘻閉鎖観血手術 (経尿道的操作を除く。)	20倍
	51 陰茎切断術	40倍
	52 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢観血手術	20倍
	53 前立腺観血手術 (経尿道的操作を除く。)	20倍
	54 帝王切開娩出術	10倍
	55 子宮外妊娠手術	20倍
性器	56 子宮全摘除術	40倍
	57 子宮の手術 (開腹を伴う手術に限る。54、55又は56に該当する手術を除く。)	20倍
	58 その他の子宮観血手術(人工妊娠中絶術を除く。)	10倍
	59 卵巣・卵管の手術 (開腹を伴う手術に限る。)	20倍
	60 その他の卵巣・卵管観血手術	10倍
	61 膣脱観血手術	10倍
	62 下垂体腫瘍摘除術	40倍
内分泌器	63 甲状腺観血手術	10倍
	64 副腎摘除術 (開腹を伴う手術に限る。)	20倍
	65 頭蓋内観血手術 (開頭を伴う手術に限る。)	40倍
神経	66 神経観血手術(手指・足指の手術及び神経ブロックを除く。)	20倍
	67 観血的脊髄腫瘍・脊髄血管腫摘出術	40倍
	68 脊髓硬膜内外観血手術	20倍
	69 涙小管形成術	10倍
	70 涙嚢鼻腔吻合術	10倍
	71 結膜嚢形成術	10倍
	72 角膜移植術	10倍
	73 観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10倍
	74 虹彩観血手術	10倍
視器	75 緑内障観血手術	20倍
	76 白内障・水晶体観血手術	20倍
	77 硝子体観血手術	20倍
	78 網膜剥離症観血手術	20倍
	79 眼球摘除術・組織充填術	20倍
	80 眼窩腫瘍摘出術	20倍
	81 眼筋移植術 82 レーザー・冷凍凝固による眼球の手術	10倍
		20倍
	Prince Prince III IVVIII	
11本 84	84 乳様洞削開術	10倍
聴器	85 中耳根本手術 86 内耳観血手術	20倍
		20倍
	87 聴神経腫瘍摘出術 88 悪性新生物根治手術	40倍
新生物	89 悪性新生物温熱療法	10倍
本川 丁 1 //	♡ 応江利工物血热源広	ロリロ

	91 新生物根治放射線照射(一連の照射をもって50グレイ以上の照射を受けた場合	10倍
	に限る。)	
	92 その他の開頭を伴う手術(穿頭を伴う手術を含む。)	20倍
	93 その他の開胸又は開腹を伴う手術	10倍
その他	94 内視鏡、血管カテーテル又はバスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸部臓器・	10倍
	腹部臓器・四肢の手術(検査・処置を除く。)	
	95 衝撃波による体内結石破砕術	10倍
	96 1から95までの手術の種類のいずれにも該当しない手術であって、別表第9に	5 倍
	定める公的医療保険制度によって保険給付の対象となる別表第10に定める診療	
	報酬点数表により手術料の算定されるもの	

備考

- 1 開頭を伴う手術とは、頭蓋腔を開き、露出した状態で、頭蓋腔内に操作を加える手術をいいます。 なお、頭蓋腔とは、頭蓋骨によって、形成される脳頭蓋の腔(眼窩、前頭洞、乳様洞、鼓室及び蝶形骨洞を除きま す。)をいいます。
- 2 開胸を伴う手術とは、胸腔を開き、露出した状態で、胸腔内に操作を加える手術をいいます。
- 3 開腹を伴う手術とは、腹腔を開き、露出した状態で、腹腔内に操作を加える手術をいいます。 なお、腹腔とは、腹膜腔、腹膜後腔(隙)及び骨盤腔をいいます。
- 4 観血手術とは、皮膚等に切開を加えて、病変部等を露出し、直達的に操作を加える手術をいいます。
- 5 移植については、被保険者が受容者となる手術に限ります。
- 6 悪性新生物根治手術とは、悪性新生物の原発巣及び浸潤した隣接臓器を切除、摘除又は摘出(剔出)し、転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をいいます。転移・再発病巣のみを切除、摘除若しくは摘出(剔出)し、 又は、転移・再発病巣とその周辺部分のみを合わせて切除、摘除若しくは摘出(剔出)する手術は悪性新生物根治手 術には該当しません。
- 7 輸血、移植骨髄穿刺、骨髄移植、臍帯血移植、術中術後自己血回収術は手術には含まれません。
- 8 1の手術を受けた場合で、その手術が2以上の手術の種類に該当するときは、これらの手術の種類のうち支払倍率が最も高いいずれか1の手術の種類に応じた支払倍率を適用します。ただし、脳、喉頭、胸部臓器、腹部臓器又は四肢の手術(悪性新生物根治手術を除きます。)のうち内視鏡、血管カテーテル又はバスケットカテーテルによる手術は、94の手術の種類に応じた支払倍率(10倍)を適用します。
- 9 82、89、91、94及び95の手術の種類に該当する手術において、1の疾病又は1の不慮の事故による入院に係るものについては、1回の支払を限度とします。この場合において、1回の支払を限度とするために手術保険金が支払われない手術は、96の手術の種類に該当しません。

別表第8 基本契約の変更に伴う特約の変更

- (1) 第31条の規定によるこの特約の変更をすることとなる事由は、次のとおりとします。
 - ア 年齢の誤りの処理により基本契約の保険期間又は保険料払込期間の終期が変更されたとき。
 - イ 年齢又は性別の誤りの処理により基本契約の保険金額(年金保険の基本契約にあっては、年金額(介護割増年金額 を除きます。))が減額更正されたとき。
 - ウ 保険料払済契約への変更があったとき。
 - エ 基本契約の保険期間又は保険料払込期間が短縮されたとき。
 - オ 基本契約において、年金支払事由発生日を繰り上げる契約変更があったとき。
 - カ 基本契約において、年金支払事由発生日を繰り下げる契約変更があったとき。
 - キ 据置定期年金保険の基本契約において、年金支払期間を延長する契約変更があったとき。
 - ク 即時型の年金保険への変更があったとき。
 - ケ アからクまでのほか、基本契約の保険金額又は年金額(介護割増年金額及び育英年金額を除きます。)が減額されたとき。
- (2) 基本契約について、前号ウの事由が生じたときは、この特約についても保険料払済契約に変更します。この場合においては、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込むことを要しません。
- (3) 基本契約について、第1号エからクまでのいずれかの事由が生じたときは、この特約の保険期間又は保険料払込期間の終期もその基本契約の保険期間(年金保険の基本契約にあっては、年金支払期間)又は保険料払込期間の終期と同一の時期に変更されたものとします。この場合において、同号クの事由が生じたときは、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込むことを要しません。
- (4) 基本契約について、第1号に掲げる事由が生じたときは、会社の定める方法により、特約保険料額又は特約保険金額を更正又は減額します。

別表第9 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表第10 診療報酬点数表

「診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生省告示及び厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます。

別表第11 必要書類

(1) 特約保険金等の支払の請求その他この特約に基づく請求等に必要な書類は、次の表に掲げるものとします。

ア 特約保険金の支払請求

	は日本	
項目	提出する者	必要書類
入院保険金の支払(第	特約保険金受取人	1 会社所定の請求書
12条関係)		2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証
		3 会社所定の医師の診断書
		4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証
		明するに足りる書類(傷害による入院保険金の支払請求をする場合
		に限ります。)
a .		5 特約保険金受取人の戸籍抄本
		6 特約保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証
		7 保険証券
手術保険金の支払(第	特約保険金受取人	1 会社所定の請求書
12条関係)		2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証
		3 会社所定の医師の診断書
		4 特約保険金受取人の戸籍抄本
		5 特約保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証
		6 保険証券
長期入院一時保険金	特約保険金受取人	1 会社所定の請求書
の支払 (第12条関係)		2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証
		3 会社所定の医師の診断書
		4 特約保険金受取人の戸籍抄本
		5 特約保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証
		6 保険証券

イ 特約保険料の払込免除

1 特利休陕科切拉及	公兄际	
項目	提出する者	必要書類
身体障害による特約	保険契約者	1 会社所定の請求書
保険料の払込免除(第		2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証
10条関係)		3 会社所定の医師の診断書
		4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証
		明するに足りる書類
		5 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証
	N.	6 保険証券
介護保険金付終身保	保険契約者	1 会社所定の請求書
険の基本契約に付加		2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証
された特約の特約保	i i	3 会社所定の医師の診断書
険料の払込免除(第11		4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証
条関係)		明するに足りる書類
		5 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証
Е		6 保険証券

ウ 特約の返戻金の支払請求

ノーはいのと次立の文は明示		
項目	提出する者	必要書類
解除若しくは解約又	保険契約者	1 会社所定の請求書
は失効による特約の		2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証
返戻金の支払 (第38		3 保険証券
条関係)		
被保険者の死亡(第38	保険契約者	1 会社所定の請求書
条第1項第1号に該		2 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍
当する場合に限りま		抄本)
す。) による特約の返		3 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証
戻金の支払(第38条関		4 保険証券
係)		

エ その他

項目	提出する者	必要書類		
前納払込みの取消し	保険契約者又は基本契	1 その旨を記載した請求書		
(第7条関係)	約に係る保険金受取人	2 保険契約者又は基本契約に係る保険金受取人の印鑑証明書又は		
		国民健康保険被保険者証		
		3 保険証券		
未経過期間に対する	保険契約者又は基本契	1 会社所定の請求書		
特約保険料の払戻し	約に係る保険金受取人	2 保険契約者又は基本契約に係る保険金受取人の印鑑証明書又は		
(第8条関係)		国民健康保険被保険者証		

		3	保険証券
特約保険金額の減額	保険契約者	1	会社所定の請求書
変更 (第32条関係)		2	保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証
		3	保険証券
特約の解約(第37条関	保険契約者	1	会社所定の通知書
係)		2	保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証
	9	3	保険証券
無効保険料の払戻し	保険契約者	1	その旨を記載した請求書
(第39条関係)		2	保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証
		3	保険証券
特約の復活(第40条関	保険契約者	1	会社所定の申込書
係)		2	保険証券

⁽²⁾ 会社は、前号の書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、同号の規定にかかわらず、同号の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、同号の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

約款

(お取扱いに関する約款)

お取扱いごとにご覧いただく約款が異なります。

約	款	名	称	
指定代理請求特則条項				P110

指定代理請求特則条項

(平成20年7月2日制定)

(趣旨)

第1条 この特則条項は、指定代理請求特則について定め、指定代理請求特則は、保険金等の受取人が保険金等を請求できない会社所定の事情があるときに、保険金等の受取人に代わって、保険契約者があらかじめ指定又は指定の変更をした指定代理請求人が保険金等の請求を行うことを可能とするものです。

(特則の付加)

第2条 この特則は、被保険者の同意を得て、基本契約の締結の際に又はその締結後に、基本契約に付加することができるものとします。

(特則の対象となる保険金等の請求)

- 第3条 この特則の対象となる保険金等は、次に定めるものとします。
 - (1) 被保険者が受け取ることとなる保険金等(被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる保険金等及び被保険者が受取人に指定されている保険金等を含みます。) の請求
 - (2) 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除の請求
 - (3) 被保険者と保険契約者が同一人である場合の重度障害による死亡保険金の支払に係る重度障害の通知

(指定代理請求人の指定又はその変更)

- 第4条 この特則を付加した場合、保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社の定める書類を提出し、あらかじめ次の 各号の範囲内で1人の者を指定代理請求人として指定してください。
 - (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 被保険者の直系血族
 - (3) 被保険者の兄弟姉妹
 - (4) 被保険者と同居し、又は被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- 2 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、被保険者の同意を得て、前項各号の範囲内で、指定代理請求人の指定を変更 することができます。
- 3 保険契約者が前項の指定の変更をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に 提出してください。
- 4 第1項又は第2項の指定又は指定の変更は、保険証券に記載を受け、又はその指定若しくは指定の変更が完了した旨の通知を会社が発送してからでなければ、会社に対抗することができません。

(指定代理請求人による保険金等の請求)

- 第5条 第3条に定める保険金等の受取人(重度障害による死亡保険金に係る重度障害の通知又は保険料の払込免除の請求の場合は保険契約者。以下同じとします。)が保険金等の請求をできない次の各号に定める事情があるときは、指定代理請求人が、別表に定める必要書類及びその事情の存在を証明する書類を提出して、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。
 - (1) 保険金等の請求の意思表示が困難であると会社が認めた場合
 - (2) 会社が認める傷病名の告知を受けていない場合
 - (3) その他これに準じる状態であると会社が認めた場合
- 2 指定代理請求人が前項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において、前条第1項各号に掲げる範囲内の者であることを要します。
- 3 第1項の規定により、会社が保険金等を保険金等の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 4 第1項の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由(保険料の払込免除の規定に該当する事由を含みます。)を生じさせた者若しくは故意に被保険者を重度障害による死亡保険金の支払いに係る重度障害状態に該当させた者又は故意に保険金等の受取人を同項各号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱いを受けることができません。 (告知義務違反等による契約の解除等)
- 第6条 この特則が付加されている場合において、基本契約(契約変更に関する特則条項に定める基本契約の保険金額の増額等変更契約を含みます。)若しくは基本契約に付加されている特約(同特則条項に定める特約の特約保険金額の増額等変更契約を含みます。)の告知義務違反による解除、重大事由による解除又は加入限度額超過による解除について、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者若しくはその法定代理人に通知できないときは、この特則を付加した基本契約の普通保険約款(その基本契約に付加されている特約の特約条項及び契約変更に関する特則条項を含み、以下「主約款等」といいます。)に定める通知の相手方のほか、指定代理請求人にも通知することがあります。

(特則の解約)

- 第7条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、被保険者の同意を得て、この特則を解約することができます。
- 2 前項の規定によりこの特則が解約された場合、指定代理請求人の指定の効力は消滅します。
- 3 保険契約者が第1項の解約をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 4 第1項の場合においては、第4条第4項の規定を準用します。

(主約款等の規定の準用)

第8条 この特則条項に別段の定めのないときは、主約款等の規定を準用します。

(基本契約が夫婦保険等の場合の特則)

- 第9条 この特則を夫婦保険、夫婦年金保険付夫婦保険、即時夫婦年金保険又は据置夫婦年金保険の基本契約(主たる被保険者又は配偶者である被保険者が死亡(主約款等の規定により死亡とみなされる場合を含みます。)している基本契約及び配偶者である被保険者が被保険者の資格を失っている基本契約を除きます。)に付加した場合には、次の各号に定めるところによります。
 - (1) 第2条及び第7条第1項中「被保険者」とあるのは「配偶者である被保険者」と読み替えます。

- (2) 第3条第2号中「被保険者」とあるのは「保険料の払込免除の規定に該当する事由に該当した被保険者」と、同条第3号中「被保険者」とあるのは「重度障害の状態に該当した被保険者」と読み替えます。
- (3) 第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、保険契約者は、配偶者である被保険者の同意を得て、主たる被保険者及び配偶者である被保険者の指定代理請求人として、それぞれ配偶者である被保険者及び主たる被保険者を指定してください。

(基本契約が財形積立貯蓄保険等の場合の特則)

第10条 この特則を財形積立貯蓄保険又は財形住宅貯蓄保険の基本契約に付加した場合には、第3条第3号中「死亡保険金」とあるのは「死亡保険金又は死亡返戻金」と読み替えます。

別表 必要書類

(1) この特則条項に基づく請求等に必要な書類は、次の表に掲げるものとします。

()しの特別不供に坐っ	、明小サージ女の自双は、	2/ 0	の我に同りもしのことよう。
項目	提出する者		必要書類
指定代理請求人の指定	保険契約者	1	会社所定の通知書
の変更 (第4条関係)		2	保険契約者の印鑑証明書又は健康保険証
		3	保険証券
指定代理請求人による	指定代理請求人	1	主約款等に定める保険金等の請求書類
保険金等の請求 (第5		2	被保険者及び指定代理請求人の戸籍謄本
条関係)		3	指定代理請求人の住民票と印鑑証明書
		4	被保険者又は指定代理請求人の健康保険証
特則の解約(第7条関	保険契約者	1	会社所定の通知書
係)		2	保険契約者の印鑑証明書又は健康保険証
		3	保険証券

(2) 会社は、前号の規定にかかわらず、同号の書類の一部の提出の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、同号の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

M	Ε	M	0												
		2													
	-														
				 								 	 -		
				 		3		 				 	 		
4				 				 				 	 	 	
				 								 	 	 -	
				 	,			 	 		 	 	 	 	-
				 · ·							 	 	 	 	
				 			,	 		-	 	 	 	 	

МЕМО

MEMO

IVI	E	IVI	O														
											S.						
								7					el .	26			
				 			2		 			5				 	
									 	-					 		
		-														 	
			-			•										 	

M	Ε	M	0												
		_								2		e			
				 	 	c		 						 	
				 	 			 	 				_	 	
			-	 			 	 	 					 	
					 			 	 				p	 	

M	EMO																		
								-											
		-	-				-								-		 		
														D				is a	
50.1																	 		
					-											 	 		
				-								_				 	 		

MEMO

MEMO																		
							*										~	
							,							 			4	
			5											 	 		 	
														 	 		 ie.	
			-	12.					-						 			
			-	-	d									 	 	1	-	
27			-		- F									 	 		 5	
			R					-						 				
		-													 		 	
-		_										_		 				

IVI	IVI	O											
	 			 	 	 	 	 		 ,	 		
	 			 	 	 	 	 		 N	 		
	 			 	 	 	 	 		 	 	×	
	 			 	 	 	 	 	50	 	 		
	 		12	 	 	 	 	 		 	 		

M	Ε	M	0											
					141									
										2				
			191			 	 	 	 		 		 	
-						 	 	 	 		 		 	
-				 		 8	 6	 	 		 	 	 	

M	ΙE	M	0													
	2			-		 						 	 			
						 	-	 	-			 				
	_							 	_			 	 		 	
	4							 				 			 2	
				•								 			•	
											7					
					-					-		 -		-		

IVI		IVI	O													
	9															
					-			 					 		 	
				is .				 	 							
															 -	
							5		 				 			
						-				-					 	
	-							 	 		-		 		 	
						2		 	 				 		 	
	-							 	 				 		 	
	-														 	
	-							 				•	 			

M	Ε	M	0											
												2		
		_		 		 		 	 					
				 	 		 	 	 	 	-			
				 		 			 	 			,	
				 	 	 	 	 	 	 F				
			2	 	 ,	 	 	 	 	 				
				 	 	 	 		 	 			-	

M	Ε	M	0												
	<u></u>		1			 			9	-	 	 7		 	
,			a							2					
×				 	 	 	 					 		 	
					 				00			 		 	
												 		 1	
			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	 											
						_	2								
												2			
														9	
								Y							
				 		3									
											-		_ 5_		
								2 21			 *	 ,			

M	Ε	M	0												
		-		 					 						
						o									
							11								
		_	-	 	 				 			 			
		_		 	 			 	 			 	×		
				 	 				 	8	 	 			
			-	 	 			 	 		 	 			
				 				 	 77		 	 			
				 	8				 	2				-	

IVI	E	IVI	O											
					 		 						7.5.	
										,		,		
				7	 	 	 	 	 		 	 		
					 	 	 	 			 	 		 - 4
					 		 				 u u	 		
		<u>a</u>			 	 	 	 	 		 	 		
								×						

M	Ε	M	0														
							-			-				=			
					-							7					
								В						0			
																s	
		-1															
	2																
				*					 79.0		2		 				
									 	,							

M	Ε	M	0												
				-			,		-						
			240	 		 		 			 	 	 	 	,
					-			 			 		 	 	
				 		 	-	 			 	 	 	 	
				 (8)				 			 	 	 	 	
						 5		 			 	 	 	 	
				 		 		 			 	 	 <u>.</u>		
				 		 	ii .			° a	 	 		 	

M	E	M	0												
										-					
						-	 	 	 		 			 	
			e .					 			 			 	
							 		 		 		-	 	
				 	 							<u> </u>			
							 15							 	

M	Ε	M	0												
					(2)						 		7		
		-				-	 				 	 			
				 			 		 		 	 2 *			
		-								 -		 			
				 			 	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 	 	 	 			
			10	 					 		 	 			
							 							- X	
				 			 	-	 		 	 			

M	Ε	M	0												
				-	 	 		R			 		 	 	
	×														
					 	 			,		 				
					 					-0	 		 	 	
5					 		 				 		 		
			-		 ā	 	 				 		 	 	
					 				(2)		 				
					 <u>, </u>	 	 				 		 		
					 		 				 	·			
-					 	 	 				 		 		
					 		 							 -	
		2			 						 				

M	Ε	M	0													
		-	2									 				
						22			В	2				5.		
							-		Actor				 	 		
				 -						 				 		
				 									 _	 		,
-									-			 		 		
				 						 K	-	 	 	 		
						ž						 	 	 		
				 				-	 	 		 	 	 	0	
			-	 						 	-	 	 	 		
				 	-	2				 		 				

M	Ε	M	0											
	8													
										9				
				 	-	 		 -	 	 				
		8				 			 	 				
				 			 		 	 		В	 	
				 		 			 	 	,			
				 			 -		 	 			 	

M	Ε	M	0											
													0-	
				 		 	2			 				
	i	,				 				 				
				 2		 				 				
				 	 /4	 		 		 				
					 			 	 	 -		-		

M	Ε	M	0											
				 			 	 	 	 	8		 	
													260	
				á										
													×	
					21	 	-		 					
									 	 		-	 	
		-							 	 			 	

IVI E IVI O									
						-		1	
		æ					-		
			Ti.						
							8		
	a.								
			P					25	
					2				
			,						
	,,								

M	Ε	M	0											
								6						
				 -				 121	 	 				
				 	 		 	 -	 	 				
				 	 		 	 -	 	 	 			
				 	 		 	 	 	 	 		•	 4
						•	 		 	 	 			
				 	 		 	 	 	 	 0	>		
			75	 	 		 			 				

M	Ε	M	0											
												3		
				 		· ·			 					
		_	<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	 					 	 		 	 	
				 			 	X .	 					 -
	,	_		 			 		 			 		
				 	 		 				100	 	 	
				 	 	,	 		 					
				 2			 		 			 	 	

M	Ε	M	0											
							 7	 						
								2						
										¥				
											ii			
									1					
								8						-
			8											
											:			
					В									
								- 3						
											15			
													•	
													•	

M	Ε	M	0														
		,		,			,						2				
			0		5								 				
													 -	 		10	
								-		-			 	 			
						 					-		 	 	 	 	
												*	 	 	 		ś
_													 	 			
									120								

M	Ε	M	0												
												5			
							8			195					
										-			2		
														•	

M	Ε	M	0																
							 					ix.		 	 -	u u			
							 		-		7		-	 	 				
	12													 					i.
					-														
						-	 							 					
			-			п	 							 					
-			-				 -							 	 				
		-	•	-			 		-	-				 	 				
		-					 							 	 				
								12											
		-		,								-	0	8	ä			5	
		2					 												
1							 												
		-				,				E					II.		-		
				-										 					

M	Ε	M	0											
												-	5	
						٠							8	
				 -			 		 	 	 	 		
			-	 						 				
5				 			 		 	 		 	 	
								-		 	 es .	 		
				 	-				 	 	 	 		
				 		6		-		 	 	 	 	

M	Ε	M	0													
									19.1							
			0								1					
1					 							 	 		 	
				 	 								 	11	 	
							-						 		 	
				 								 	 		22	
		_										 				
				 	 			-		•		 			 	
				 	 	-						 	 		 	
											140					

M	E	M	0												
				•	 			-							
												,			
				5											
							-								
					 5				,	 			 	 	
				•	 					 	 		 		
					 9					 	 			 	
					 						 - 22		 	 	
181					 	 				 	 		 	 	

M	Ε	M	0													
												 · ·				
		-							d							
	·										120		er .			
																Б
		-				b		 		 	 	 				
								 		 	,	 	 	8		
				ă	-,					 	 	 	 			
			-0				 	 		 	 	 	 		19	
		_										 	 			4)
						-	 	 			 		 			
							 	 		:	 	 	 			

M	Ε	M	0														
							×										
															3		
8																8	
			*														
						н											20
											ă		E				
												-		н			
				8				×									
										w.				2			
																	ži.
			r		 				 						 		

M	Ε	M	0												
					 			12		 	 	 	 		
					 	-	 				 	 			
					 					 	 	 	 200		
		-	•				 8		 	 	 	 		7	
							 lel		 	 	 	 	 		
				-	 		 		 		 	 			

M	Ε	M	0													
		-													,	
								-			 					
					 	4	-						 	 	 	
					 				,		 	 				
					 		•				 	 -				
					 				5		 	 		 	 	
					 					13	 	 8		 	 	
				-	 							 		 	 	
			5		 									 	 	
					 			-			 25	 	 	 	 	

IVI		IVI	U												
										 ,			 	 	
			-							 ,			 	 	
				 	 				-	 	 	 ,,	 	 	
	-			 			-			 		 	 	 	
	9			 						 		 	 	 	
		9									 	 	 	 	
			,							 	 	 	 	 	
						11					 		 		
-				 	 						 	 		 	
								, *							

M	Ε	M	0										
				 	 	 	 	 	 	 	 7		
		K		 	 		 -	 			 		
				 ,	 			 ,		 	 		
				 	 		 ,	 		 	 		
				 	 	 		 		 	 	-	 2:

M	Ε	M	0				w o									
					 ~	 	 							د	 	
				12		36-				,	-					
	-				 	 	 			 					 	
					 	 			и							
													,		 	
			ā		 		 			 		9				
-					 	 	 								 	
		_			 		 			 					 	
			-		 	 	 	22		 					 	
	-		_		 	 _	 			 					 	
					 	 	 	_							 	

M	ΙE	M	0													
									_							
						 				 				 		*
		_				ř						 	 	 	 	
						 									 	54
					_		Ñ					 ŭ,	 		 	
26									1911				 		 	
								-	•			 	 	 		-
				_								 	 	 	 	
			-			 				 		- 1	 	 	 	
						 	1777			 		 	 	 	 	
				÷		 				 	,		 	 	 	

M	ΙE	M	0													
				 			•							7		
				-					-							
															-	
	-			 								 			 	
				 						 ,						
					 					 5		 				,
	_			 	 					 	 	 				
				 	 			-								
	_			 	 					 ,	 				 	
	_			 	 					 		 	•		 	
		v			 					 	<u></u>					
		-		 	 					 					 	
					 			14 27		 		 			 	
				 	 	4.					 	 			 	

IVI	_	IVI	O														
		<u>.</u>		 						 	 	 				 	
				 			7				 	 				 	
		-		 						 	 	 				 	
				 							 	 				 	0
				 										25.			
						-							26				
				¥				z								-	
									- 10 - 1								
						-					 	 				 	
	-	-		 		,				 	 	 				 -	
															12	 	
	27			 q	39					 	 	 				 	

M	Ε	M	0													
						141							12			
								6					a	2		
16																
					zi.					 						
					9		 			 	 				 	
				 	 :		 			 	 				 	
				 			 		×	 	 					
,					 					 	 					
					 		2			 	 				 	
							 _			 	 				 	
				 			 			 		-				

M	ΕN	ЛΟ										
			 	 _	 	 	 				 	
			 	 _	 	 	 	 			 	
			 	 -		 	 	 	 		 	
			 	 -	 	 	 	 	 		 	
				 _	 	 	 	 			 	
			 	 _	 	 	 	 	 		 	
			 		 	 	 		 15		 	11
			 -	 _	 	 	 	 	 		 	- 1
			 	 	 	 	 -	 	 		 	
		8		 _	 	 •	 	 	 	-	 	

МЕМО

M	Ε	M	0														
			,				e				,						
							ě										
					,×												
						b											
					-												
				ja													
					,												
													27				
									E								25
												20					
										*							
											20				180	 	
	a													ø			

 2_
_

M	E	M	0												
													,	100	
				 					 	 		 		1	
				 										2	
				 ,			-		 						
					•				 	 					
				 				 	 	 		 2			
				 						 	2				
				 2						 					
				 		 	12		 	 		 			
				 		 		 	 	 		 	7		

M	Ε	M	0														
						-		-	u.			 					
								*							-		
					 									-		(se)	
				-	 	 	 			el .	 	 					
					 		 		-		 	 					
					 							 н					
	5 .				 	 						 					
					 	 	 				 	 	i i				
× ×			7		 	 	 				 	 			2		
		_	_		 S.					,	 	 					
			_			 						 		-0			

M	Ε	M	0														
											8						
														260			
													81			 	
÷			9	2			 										
		7					 									 	
							 			,		 	 			 	
							 	-								 	-
					8	en e	 				7		-		-	 	

M	Ε	M	0												
ν,											-				
												4			
					 	 		 	 	-				 	
					 	 			 				s.	 	
					 					 				 	8
					 	 	 -	 	 	 				 	
		-		-		 	 7			 				 	

M	Ε	M	0														
						 			 			 		0.		 	
				•						-					N		
									 			 				 	-
									 		-	 	 			 	
								2	 -				 			 	
					2							 				 	
		-		-								 	 			 	
					12	 			 			 	 			 	
			-						-			 	 			 	
			20						 				 		-	 	
							8		-			 				 	
					-				 				 			 	

MEMO

お手続きやご契約に関するお問い合わせ

- ☆ ご契約に関するご照会、お問い合わせなどの際には、必ず保険証券をご用意ください。
- ☆ プライバシーの保護のため、お問い合わせなどは保険契約者ご本人さまよりお願いいたします。

お電話でのお問い合わせやご相談

かんぽコールセンター

0120-552950 (通話料無料)

受付時間: 午前9時~午後9時(土日休日は午後5時まで)

※1月1日 ~ 3日は除きます。

☆ ご相談内容によりサービスセンターに転送することになります。

☆ 土日休日は個別のご契約に関するご相談のご回答は翌営業日になります。

サービスセンターお客さま相談窓口

受付時間: 午前9時~午後5時(平日)

※12月29日 ~ 1月3日は除きます。

窓口でのお手続き

当社は、保険契約の募集業務、保険料の収納業務、保険金の支払請求の受付などの業務の一部を郵便局株式会社に委託しています。支店または郵便局(郵便局株式会社)の保険の窓口取扱時間は、土日休日(1月2日、1月3日および12月31日を含む。)を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後4時までとなっております。ただし、一部の郵便局では、窓口取扱時間を午後6時まで延長している場合や窓口取扱時間を変更している場合もございます。

詳しくは最寄りの支店または郵便局(郵便局株式会社)にお問い合わせください。

インターネットによる加入申込相談受付・各種情報提供

かんぽ生命ホームページアドレス http://www.jp-life.japanpost.jp/

サービスセンターのご案内

ご加入いただきましたご契約につきましては、ご契約の締結、保険金・年金・返戻金の支払決 定、ご契約の異動・変更、保険料の受入れ監査などに関する事務を行っているサービスセンター からの各種のご連絡(ご通知)を差し上げることがあります。

なお、サービスセンターの名称、所在地および受持区域は次のとおりです。

名称・所在地	受 持 区 域
仙台サービスセンター 〒980-8792 仙台市青葉区上杉3-2-7	北海道・青森・岩手・宮城 秋田・山形・福島
東京サービスセンター 〒109-8792 東京都港区三田 1 - 4 - 6 O	茨城・栃木・群馬・埼玉 千葉・東京・神奈川・新潟 山梨・長野
岐阜サービスセンター 〒502-8792 岐阜市鷺山 1 7 6 9 - 3	富山・石川・福井・岐阜 静岡・愛知・三重
京都サービスセンター 〒606-8792 京都市左京区松ヶ崎横縄手町8	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良 和歌山・鳥取・島根・岡山・広島 山口・愛媛・高知・徳島・香川
福岡サービスセンター 〒812-8792 福岡市中央区大濠公園 1 - 1	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分 宮崎・鹿児島・沖縄

支店のご案内

当社支店の業務取扱時間は、土日休日(1月2日、1月3日および12月31日を含む。)を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後4時までとなっております。

区域名	名 称	-	所 在 地
	札幌支店	〒060-0041	札幌市中央区大通東2-1
北海道	旭川支店	〒070−8799	旭川市六条通6-28-1
北/母坦	函館支店	〒040−8799	函館市新川町1-6
	帯広支店	〒080−8799	帯広市西三条南8-10
	青森支店	〒030-8799	青森市堤町1-7-24
	盛岡支店	〒020-8799	盛岡市中央通1-13-45
東北	仙台支店	〒980−8797	仙台市青葉区一番町1-1-34
来 16	秋田支店	〒010-8799	秋田市保戸野鉄砲町5-1
	山形支店	〒990−8799	山形市十日町1-7-24
	福島支店	〒960-0199	福島市鎌田字下田4-2
	茨城支店	〒312−0052	ひたちなか市東石川1-10-20
	土浦支店	〒300−8799	土浦市城北町2-21
	宇都宮支店	〒320−8799	宇都宮市中央本町4-17
	群馬支店	〒370−1201	高崎市倉賀野町1067-9
関東	さいたま支店	〒330−9797	さいたま市中央区新都心3-1
日本	熊谷支店	〒360−0037	熊谷市筑波3-195
	川越支店	〒350−1199	川越市小室22-1
	千葉支店	〒260−8799	千葉市中央区中央港1-14-1
	柏支店	〒277-0021	柏市中央町6-19
	船橋支店	〒273-0012	船橋市浜町2-1-1
	横浜支店	〒231-8799	横浜市中区日本大通5-3
	藤沢支店	〒251-8799	藤沢市藤沢115-2
南関東	川崎支店	〒210−8799	川崎市川崎区榎町1-2
	橋本支店	〒229−1199	相模原市西橋本5-2-1
	山梨支店	〒400−0199	甲斐市名取12-1
	日本橋支店	〒103−8799	中央区日本橋1-18-1
	麻布支店	〒106−8799	港区麻布台1-6-19
	浅草支店	〒111-8799	台東区西浅草1-1-1
	深川支店	〒135−8799	江東区東陽4-4-2
	足立支店	〒120−0023	足立区千住曙町42
東京	新宿支店	〒163−8799	新宿区西新宿1-8-8
	巣鴨支店	〒170−0002	豊島区巣鴨4-26-1
	渋谷支店	〒150−8799	渋谷区渋谷1-12-13
	大森支店	〒143−8799	大田区山王3-9-13
	小金井支店	〒184−8799	小金井市本町5-38-20
	八王子支店	〒192−0083	八王子市旭町9-1

区域名	名 称		所 在 地
	新潟支店	〒951-8799	新潟市中央区東堀通七番町1018
信越	長岡支店	〒940−1106	長岡市宮内3-10-9
16 烃	長野支店	〒380−8797	長野市栗田801
	松本支店	〒390−0815	松本市深志2-1-9
	富山支店	〒930-8799	富山市桜橋通り6-6
ル 7夫	高岡支店	〒933-8799	高岡市御馬出町34
北陸	金沢支店	〒920-8797	金沢市尾張町1-1-1
	福井支店	〒910−8799	福井市大手3-1-28
	岐阜支店	〒500−8799	岐阜市清住町1-3-2
	浜松支店	〒430−8799	浜松市中区旭町8-1
	静岡支店	〒420−8799	静岡市葵区黒金町1-9
声	名古屋支店	〒469−8797	名古屋市中区丸の内3-2-5
東海	北名古屋支店	- 〒481-8799	北名古屋市弥勒寺西2-33
	春日井支店	〒486−8799	春日井市柏井町3-102-1
	岡崎支店	〒444−8799	岡崎市戸崎町字原山4-5
	四日市支店	〒510−8015	四日市市松原町5-42
	京都支店	〒600−8799	京都市下京区東塩小路町843-12
	大津支店	〒520−2153	大津市一里山3-34-14
	大阪支店	〒530−8797	大阪市中央区北浜東3-9
1- 44	大阪南支店	〒542−8799	大阪市中央区東心斎橋1-4-2
近 畿	布施支店	〒577−8799	東大阪市永和2-3-5
	堺支店	〒590−8799	堺市堺区南瓦町2-16
	神戸支店	〒650−8799	神戸市中央区栄町通6-2-1
	姫路支店	〒672-8799	姫路市飾磨区中島1139-29
	鳥取支店	〒680−8799	鳥取市東品治町101
	松江支店	〒690−8799	松江市東朝日町138
	岡山支店	〒700−8799	岡山市中山下2-1-1
中 国	福山支店	〒720−8799	福山市東桜町3-4
	広島支店	〒730−8797	広島市中区東白島町19-8
	防府支店	〒747−8799	防府市佐波2-11-1
	徳島支店	〒770−0856	徳島市中洲町1-42-1
	高松支店	〒760−0025	高松市古新町8-1
四国	松山支店	〒790−8797	松山市宮田町8-5
	高知支店	〒780−8799	高知市北本町1-10-18
	福岡支店	〒810−8799	福岡市中央区天神4-3-1
	北九州支店	〒802−8799	北九州市小倉北区萩崎町2-1
	佐賀支店	〒849−8799	佐賀市高木瀬西3-2-5
	長崎支店	〒852−8794	長崎市岩川町9-17
九州	佐世保支店	〒857−0863	佐世保市三浦町3-3
	熊本支店	〒860−8797	熊本市城東町1-1
	大分支店	〒870−8799	大分市府内町3-4-18
	宮崎支店	〒880−0002	宮崎市中央通3-30
	鹿児島支店	₹890-8794	鹿児島市武1-8-8
沖 縄	那覇支店	₹900-8799	那覇市壺川3-3-8

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものですので、必ず ご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申込みいただくよう お願いいたします。

特に _{しま}							りの頁	
	○被保険者の健康状態などの告知について・・							
	○お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)について	•	•	•	•	•	•	• 12
	○中途付加した特約の責任開始時について・・	•	•	•	•	•	•	• 14
	○特約の解約と返戻金のお支払いについて・・	•	•	•	•	•	•	• 35
	○保険金などをお支払いできないときについて	•	•	•	•	•	•	• 47

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことがらですので、保険料の受領など社員の役割も含めて、ご説明の中でおわかりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。

なお、このご契約のしおりは、後ほどお渡しする保険証券とともに大切に 保管し、ご活用ください。

お手続きやご契約に関するお問い合わせにつきましては ここにきこう かんぽコールセンター 0120-552950

担 当

株式会社かんぽ生命保険 本社 〒100-8798 東京都千代田区霞が関 1-3-2

·ホ00021 (20.5 · FJP)

